

第4期益城町障がい者計画
第7期益城町障がい福祉計画
第3期益城町障がい児福祉計画



arigato MASHIKI
KUMAMOTO

令和6年(2024年)3月
益 城 町

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 近年の国の動向等	3
3 各種計画との関連	6
4 計画の期間	7
5 「障がいの表記」について	7
第2章 障がい者を取り巻く現状	8
1 総人口の推移	8
2 手帳所持者等の状況	9
3 障がいのある未就学児・児童・生徒の状況	14
4 障害福祉サービス等の提供事業所数	15
5 アンケート調査結果	16
第2部 第4期益城町障がい者計画	51
第1章 基本理念等	52
1 基本理念	52
2 計画の目標	52
3 施策の体系	53
第2章 具体的な施策の展開	54
1 障がいに対する理解と配慮の促進	54
2 地域福祉と社会参加	57
3 生活環境	61
4 安全・安心	64
5 情報	67
6 生活支援サービス	71
7 保健・医療サービス	72
8 障がい児支援の充実	77
9 就労支援	81
10 行政サービス等における合理的配慮	84
第3部 第7期益城町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	87
第1章 基本的理念等	88
1 基本的理念	88
2 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	90
第2章 前計画の障害福祉サービス実績	92
第3章 成果目標の設定	96

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	96
2 地域生活支援の充実	96
3 福祉施設から一般就労への移行等	97
4 障がい児支援の提供体制の整備等	98
5 相談支援体制の充実・強化等	99
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	99
第4章 活動指標	100
1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等	100
2 障がい児支援	126
3 発達障がい者等に対する支援	133
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	134
5 相談支援体制の充実・強化のための取組	136
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	138
第5章 地域生活支援事業	139
1 必須事業	139
2 任意事業	147
第4部 計画の推進に当たって	151
第1章 計画の推進体制	152
第2章 計画の進捗管理	152
資料編	155
1 益城町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員名簿	156
2 用語解説	157

【用語解説について】

この計画書の中で、○○○※となっている部分は 157～168 頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする障がい者[※]のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法[※]」及び「児童福祉法[※]」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア[※]児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児[※]支援のニーズ[※]の多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法[※]」が改正され、事業者に対する合理的配慮[※]の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援[※]センターの役割・機能の強化等が行われる予定となっています。

県においては、令和3年3月に「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の推進」や「災害時における情報伝達体制の整備」、「感染症対策」等を新たに盛り込んだ第6期熊本県障がい者計画が策定されており、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会[※]の実現」を目指す姿として掲げ、各種障がい者施策を推進するものとしています。

本町においては、平成30年3月に「第3期益城町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」、令和3年3月に「第6期益城町障がい福祉計画・第2期益城町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。

この度、両計画期間の終了を踏まえ、国・県計画との整合性を図るとともに、これまでの施策の実施状況や障がいのある人を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、新たな「第4期益城町障がい者計画」、「第7期益城町障がい福祉計画」、「第3期益城町障がい児福祉計画」を策定します。

2 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー※法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法※の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年5月	障害者差別解消法の改正
6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は下図のとおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁※を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル※等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護※の推進及び虐待の防止 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び
意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

(3) 障害福祉計画※・障害児福祉計画に係る国の基本指針

国から示された第7期障害がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス※等及び障害児通所支援※等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 第6期熊本県障がい者計画の概要

熊本県においては令和3年3月に第6期熊本県障がい者計画が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2 自らの選択・決定・参画の実現
- 3 安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

- 1 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 2 地域で安心して生活するための支援
- 3 家族等に対する支援
- 4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

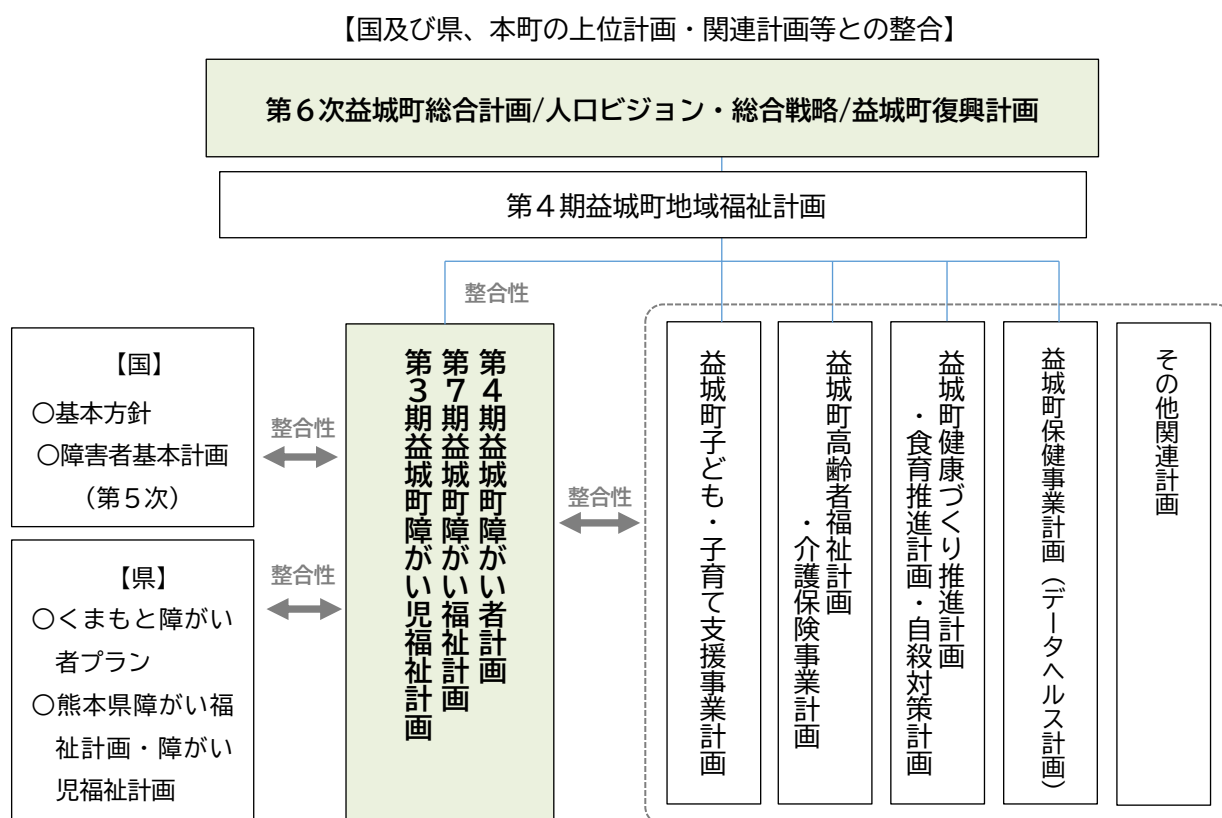
【分野別施策】

- 1 地域生活支援
- 2 保健・医療
- 3 教育、文化芸術活動・スポーツ
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援
- 5 情報アクセシビリティ
- 6 安全・安心
- 7 生活環境
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進

3 各種計画との関連

本計画の位置付けは、次のとおりです。計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、熊本県の「くまもと障がい者プラン」「熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図ります。また、本町における「益城町総合計画」や「益城町地域福祉計画」等の上位計画及び関連計画との整合を図ります。

本計画は、他計画と一体的・横断的に推進し、障がい者や障がい児に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものとして策定します。



■障がい者計画

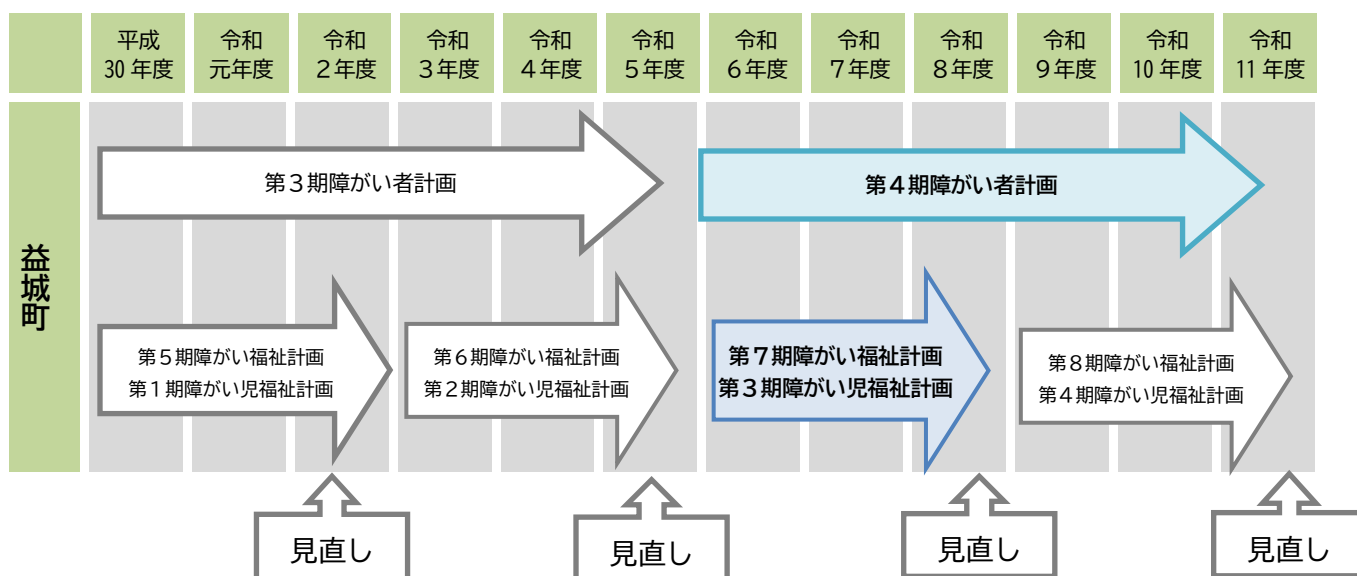
障害者基本法※第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく本町の「障がい福祉計画」、また、「児童福祉法」第33条の20に基づく本町の「障がい児福祉計画」であり、障がい者や障がい児が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

4 計画の期間

「第4期益城町障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期益城町障がい福祉計画・第3期益城町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



5 「障がいの表記」について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 総人口の推移

本町の総人口は令和4年度現在で33,786人となっており、65歳以上の高齢者人口は10,136人、総人口に占める割合は30.0%となっています。

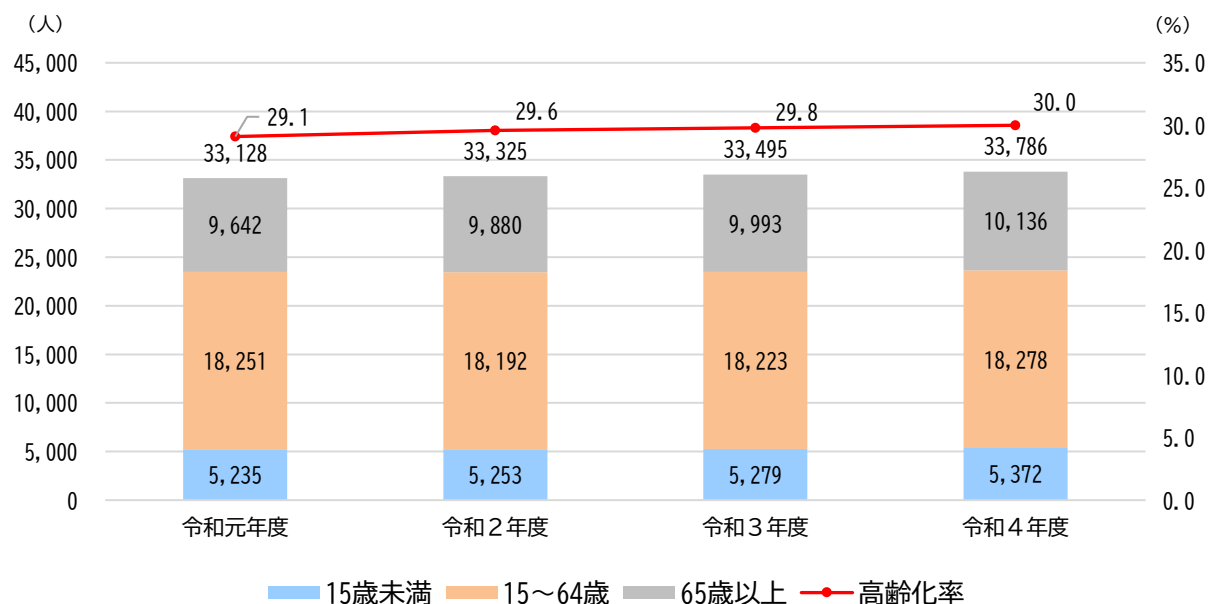
令和元年と比較して、総人口は658人増加している一方、高齢者人口も494人増加しており、高齢化率は上昇傾向を示しています。

【人口の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	33,128	33,325	33,495	33,786
15歳未満	5,235	5,253	5,279	5,372
15～64歳	18,251	18,192	18,223	18,278
65歳以上	9,642	9,880	9,993	10,136
高齢化率	29.1%	29.6%	29.8%	30.0%

(各年度3月31日現在)

【年齢3区分における人口の推移】

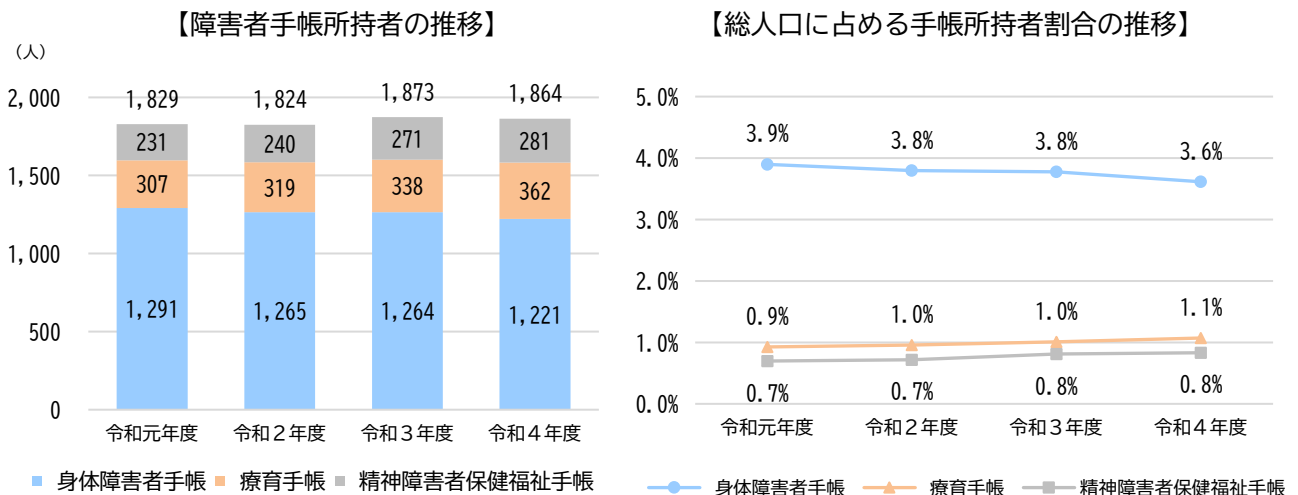


(各年度3月31日現在)

2 手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

本町の障害者手帳所持者の総数は令和4年度で1,864人となっており、身体障害者手帳※が1,221人、療育手帳※が362人、精神障害者保健福祉手帳※が281人となっています。総人口に対する割合でみると、令和4年度では、身体障害者手帳が3.6%、療育手帳が1.1%、精神障害者保健福祉手帳が0.8%となっています。

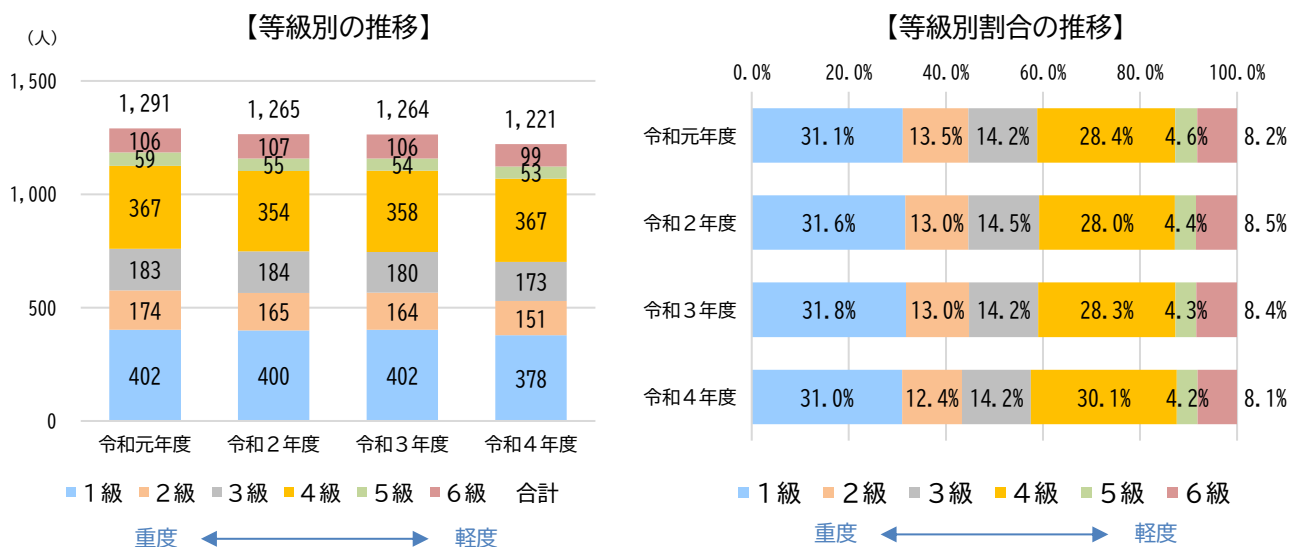


(各年度3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

①等級別の推移

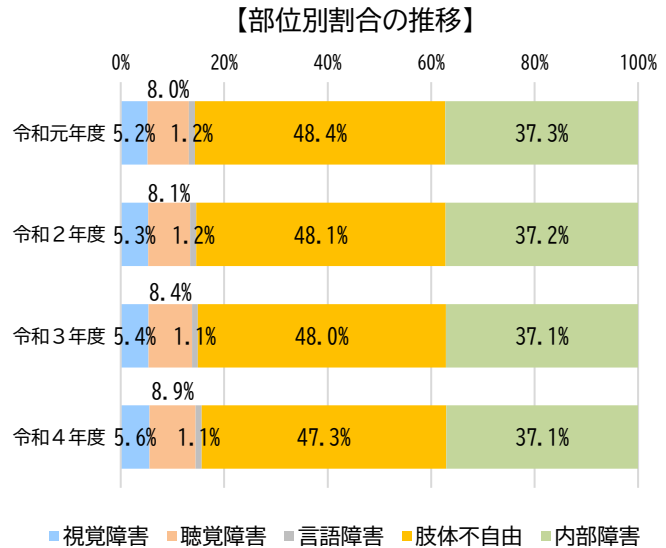
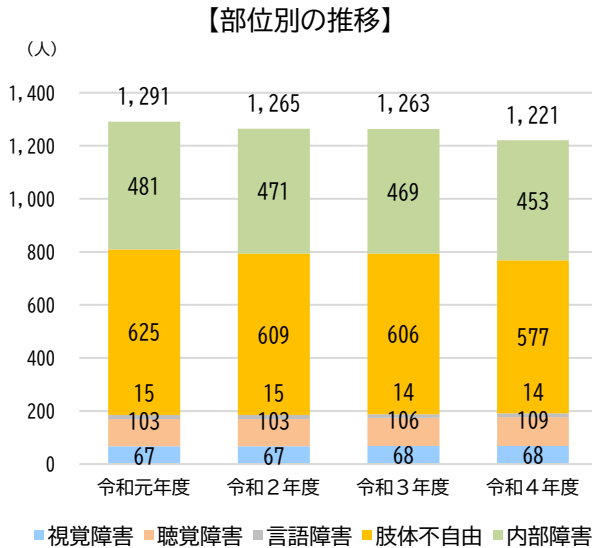
令和4年度の身体障害者手帳所持者は1,221人となっており、令和元年度と比較して70人減少しています。令和4年度の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く31%となっています。また、重度者（1級と2級）の割合は43.4%となっています。



(各年度3月31日現在)

②部位別の推移

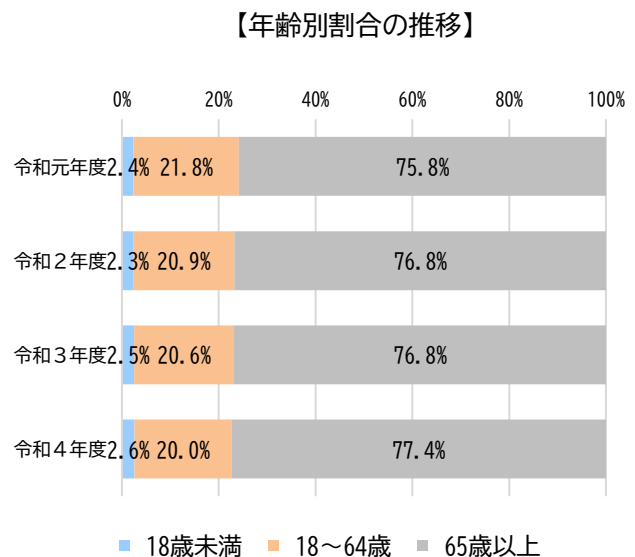
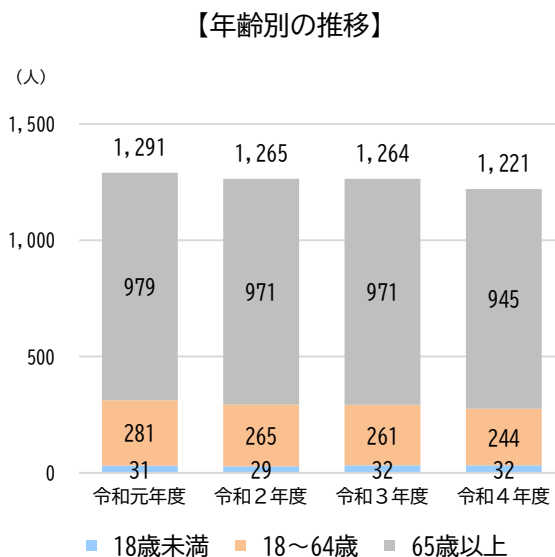
令和4年度の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由※」が47.3%と最も高く、次いで「内部障害※」の37.1%となっています。



(各年度3月31日現在)

③年齢階層別の推移

令和4年度の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が77.4%となっています。



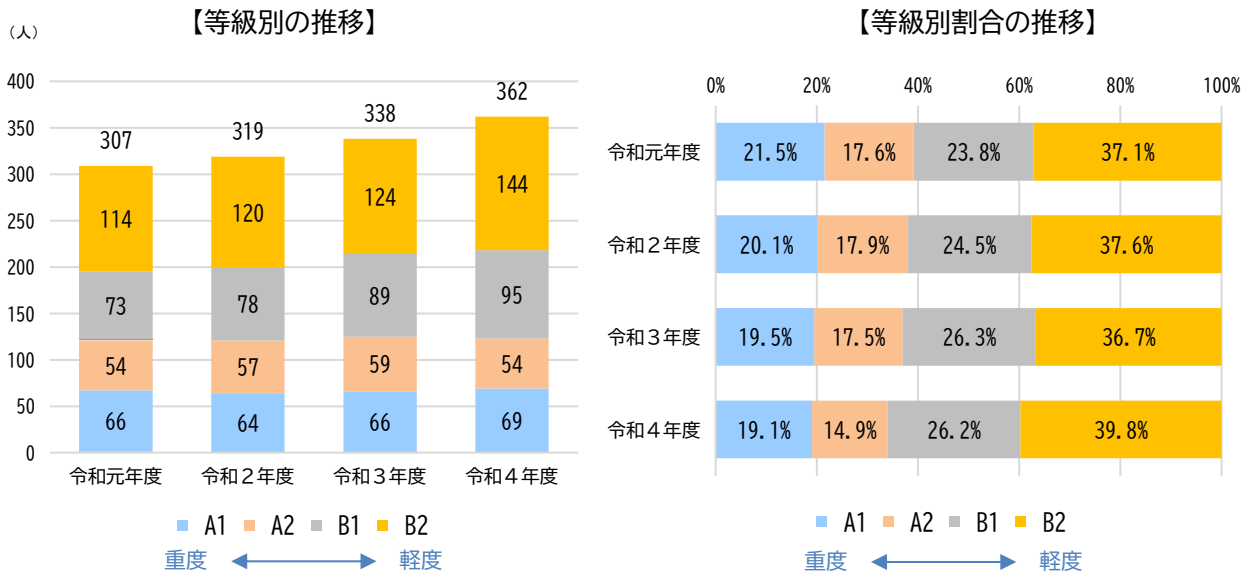
(各年度3月31日現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

①等級別の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度では362人と、令和元年度の307人と比較して55人の増加となっています。

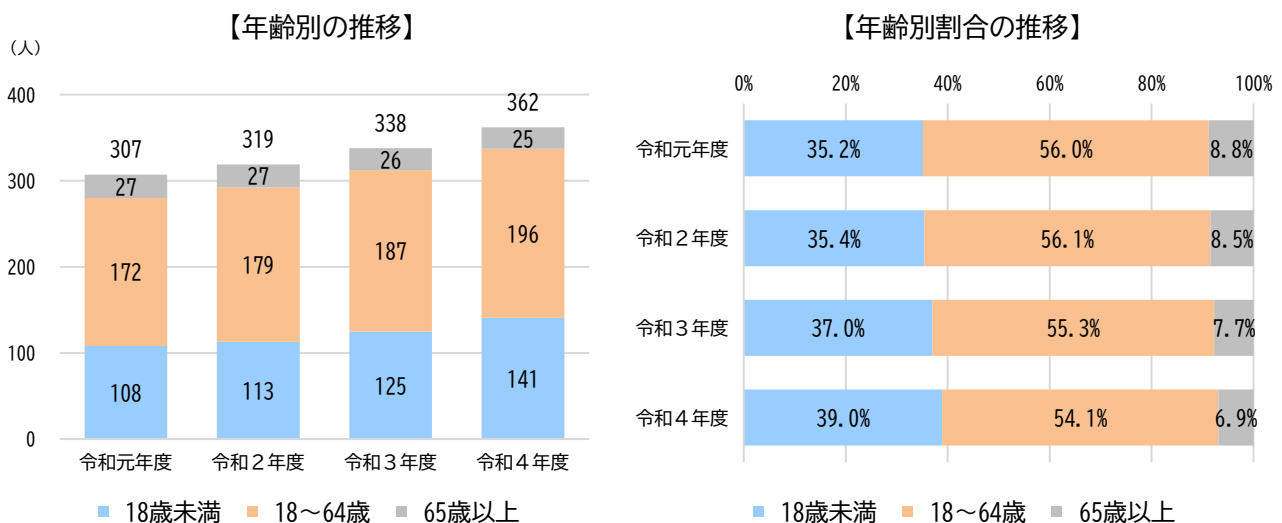
また、令和4年度の等級別割合をみるとB2が39.8%と最も高くなっています。



(各年度3月31日現在)

②年齢階層別の推移

令和4年度の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18～64歳の割合が54.1%となっています。また、18歳未満の割合は39%となっており、年々増加傾向で推移しています。



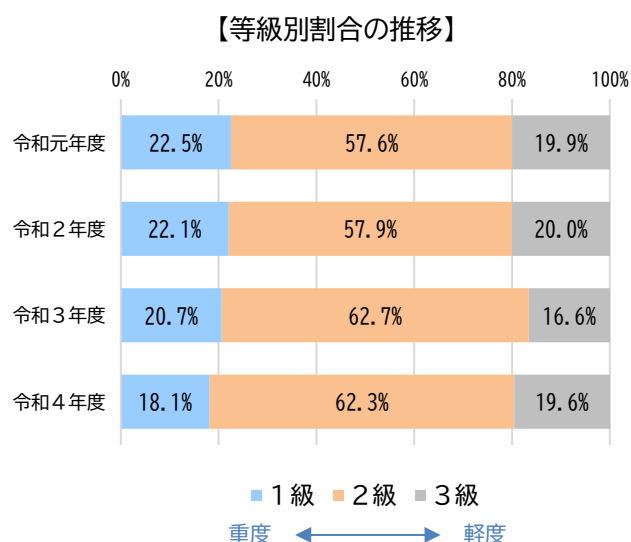
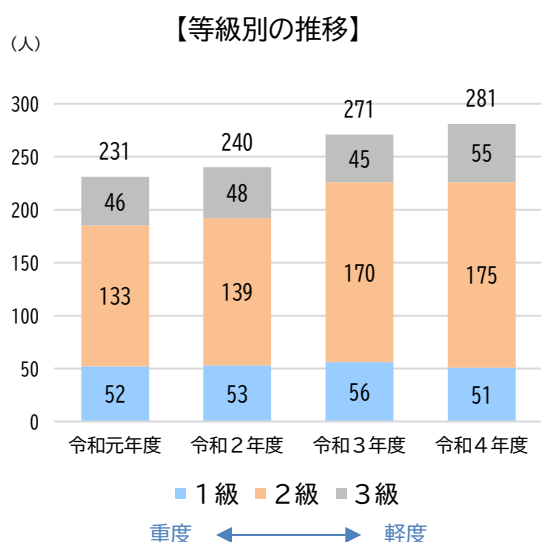
(各年度3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度では281人と、令和元年度の231人と比較して50人の増加となっています。

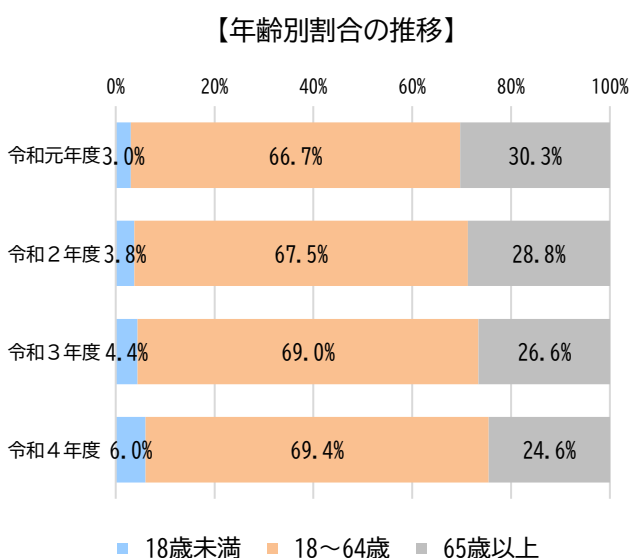
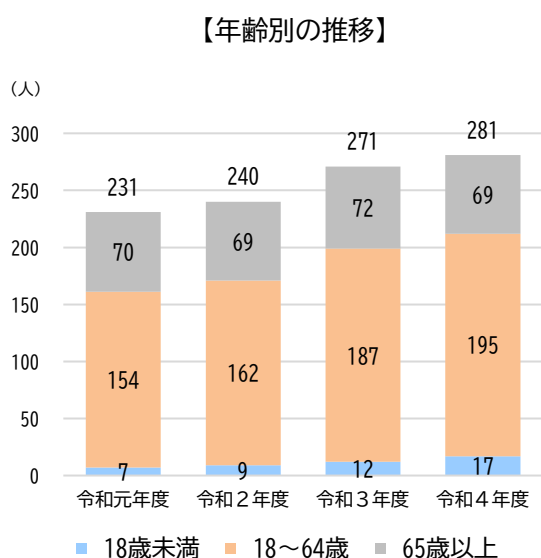
また、令和4年度の等級別割合をみると2級が62.3%と最も高くなっています。



(各年度3月31日現在)

②年齢階層別の推移

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、18～64歳の割合が69.4%となっており、年々増加傾向で推移しています。



(各年度3月31日現在)

(5) 自立支援医療※（更生医療※・育成医療※・精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数では、更生医療受給者が令和2年度に122人と増加しましたが、令和4年度では103人と減少しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数では、令和4年度で659人と、令和元年度の562人と比較して、97人の増加となっています。

【自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者（単位：人）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療受給者	100	122	106	103
育成医療受給者	15	17	15	13

(各年度3月31日現在)

【自立支援医療（精神通院医療）受給者（単位：人）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	562	639	630	659

(各年度3月31日現在)

(6) 指定難病※医療給付（特定疾患※医療・小児慢性特定疾患※医療）受給者数の状況

また、指定難病医療（特定疾患医療給付）受給者数では、令和4年度で282人と、令和元年度の217人と比較して、65人の増加となっています。

【指定難病医療給付（特定疾患医療・小児慢性特定疾患医療）受給者（単位：人）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療給付	217	228	253	282
小児慢性特定疾患医療給付	36	39	42	37

(各年度3月31日現在)

3 障がいのある未就学児・児童・生徒の状況

特別支援学級在籍者数の児童生徒数の推移をみると、令和5年度では小学生126人、中学生62人となっています。令和元年度の小学生83人、中学生27人と比較して小学生が43人の増加、中学生が35人の増加となっています。

特別支援学級在籍児童の障がい別の状況では、自閉症・情緒障がいが110人と最も高くなっています。

未就学児における障がい児数は保育所において増加しています。

【特別支援学級在籍者数（単位：人）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	26	28	28	27	27
	児童数	83	110	116	120	126
中学生	学級数	6	7	7	8	11
	生徒数	27	28	37	49	62

（各年度5月1日現在）

【特別支援学級在籍児童・生徒の状況（障がい別）（単位：人）】

	小学校	中学校	合計
視覚障がい※	0	0	0
聴覚障がい	4	0	4
言語障がい	0	0	0
肢体不自由	6	4	10
知的障がい	42	16	58
自閉症・情緒障がい	68	42	110
病弱学級	6	0	6
合計	126	62	188

（令和5年5月1日現在）

【未就学児における障がい児数（単位：人）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	8	10	11	15	15
認定こども園	2	0	1	0	0
幼稚園	0	6	5	7	3

（各年度4月1日現在）

※保育所等に在籍する児童のうち、特別児童扶養手当・障害者手帳を保持する者の数

【通級指導教室の在学者状況（単位：人）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	26	28	34	34	34

(各年度5月1日現在)

4 障害福祉サービス等の提供事業所数

地域生活支援事業の提供事業所及び障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移をみると大きな変化はみられません。

【地域生活支援事業の提供事業所数の推移（単位：事業所）】

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	相談支援（上益城圏域）	2	2	0
2	地域活動支援センター（上益城圏域）	5	3	-2
3	訪問入浴	0	2	2
4	日中一時支援	15	16	1
5	移動支援	3	2	-1
合計		25	25	0

(各年度4月1日現在)

【障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移（単位：事業所）】

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	3	3	0
2	放課後等デイサービス※	5	5	0
3	保育所等訪問支援※	0	0	0
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
6	障害児相談支援※	1	2	1
合計		9	10	1

(各年度4月1日現在)

5 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本町に居住する障がいに関するサービス利用者を対象に、本町における障がいのある人を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和5年度中に見直しを行う障がい者計画等の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的として実施しました。

① 調査時期

令和5年7月～10月

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査数及び回収率

対象者	配布件数	回収件数	回収率
障がい者	1,431 件	637 件	44.5%
障がい児	218 件	68 件	31.2%
一般町民	1,000 件	331 件	33.1%
事業所（町内）	17 件	17 件	100.0%
事業所（町外）	244 件	136 件	55.7%

④ 報告書利用上の注意

- ・単一回答における構成比（％）は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100％と一致しない場合があります。
- ・構成比（％）は、回答人数を分母として算出しています。
- ・表記中のn＝は、回答者数を表しています。

(2) 調査結果 【障がい者】

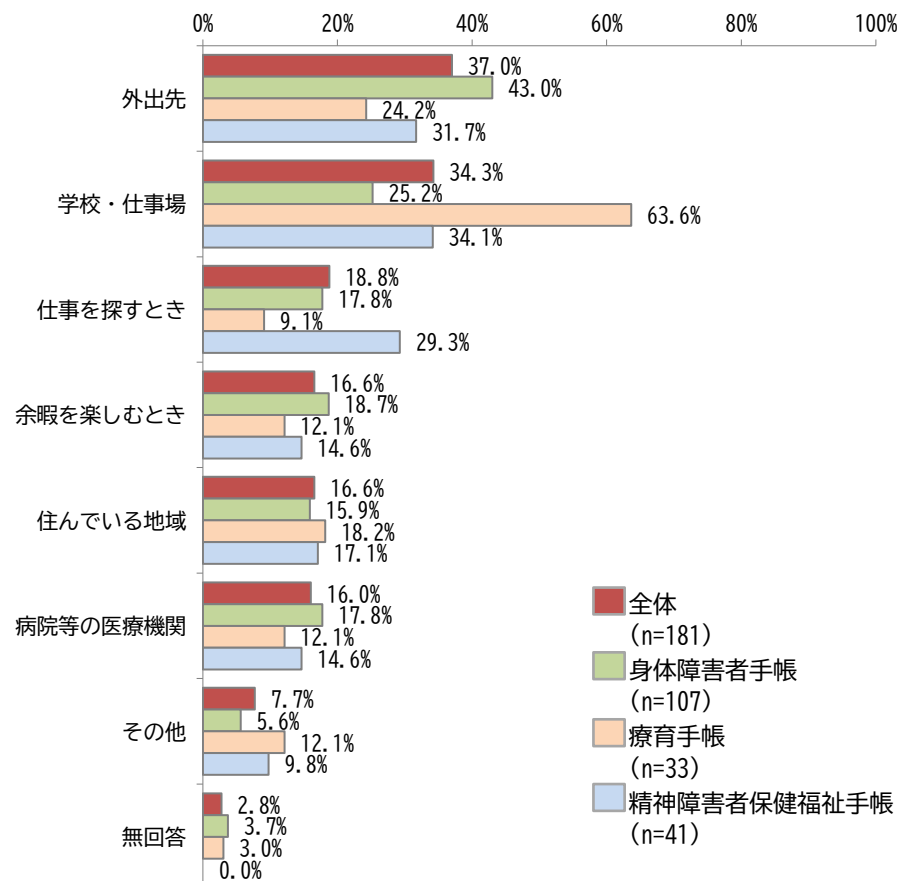
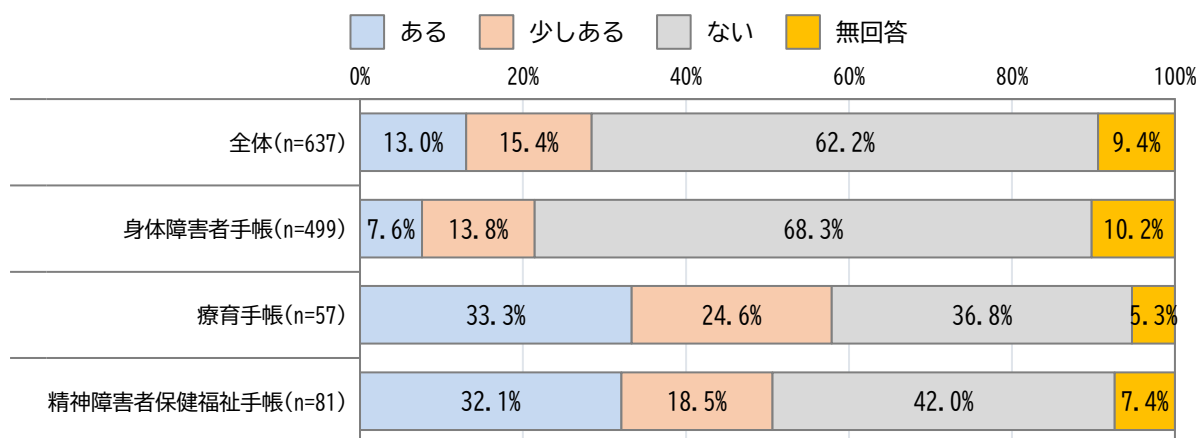
①差別や嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」(『ある』+『少しある』の合算)が28.4%となっています。

障がい種別でみると、「ある」の割合は身体で21.4%、療育で57.9%、精神で50.6%となっています。

また、差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」が37%と最も高く、次いで「学校・仕事場」が34.3%、「仕事を探すとき」が18.8%となっています。

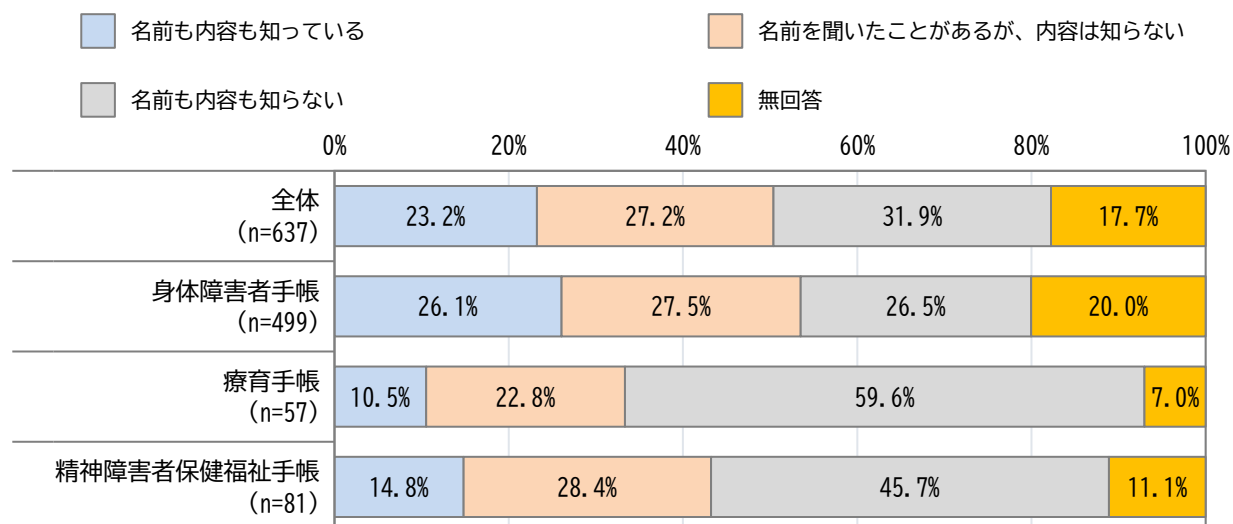
障がい種別でみると、身体は「外出先」、療育、精神は「学校・仕事場」が最も高くなっています。



②成年後見制度※の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が31.9%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.2%、「名前も内容も知っている」が23.2%となっています。

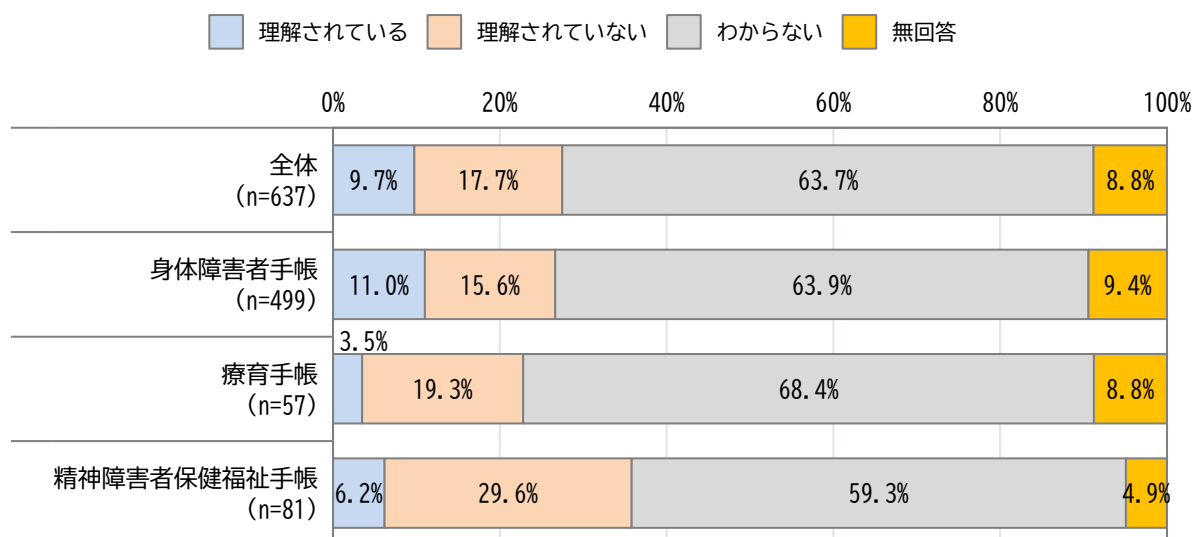
障がい種別でみると、「名前も内容も知らない」の割合は身体で26.5%、療育で59.6%、精神で45.7%となっています。



③「ノーマライゼーション」の理解

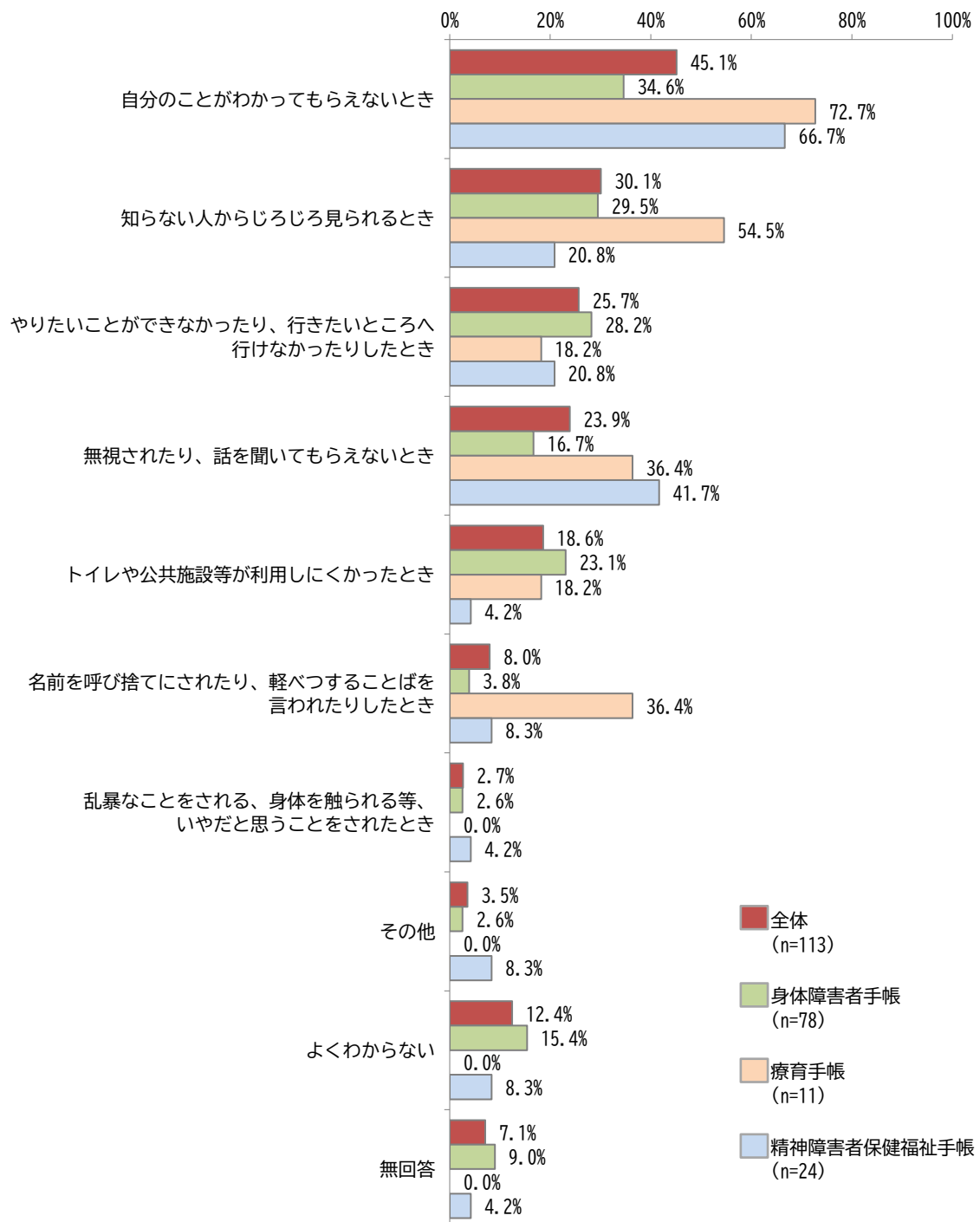
障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「ノーマライゼーション」という考え方が、十分理解されているかについては、「わからない」が63.7%と最も高く、次いで「理解されていない」が17.7%となっています。

障がい種別でみると、精神では「理解されていない」が他の障がい種別と比べて高くなっています。



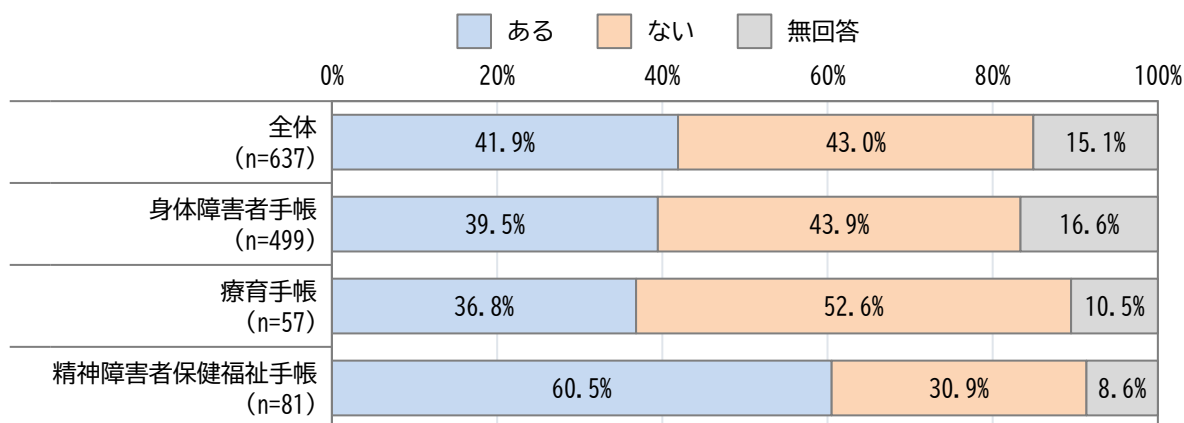
また、「（「ノーマライゼーション」という考え方を）どのようなときに理解されていないと感じるかについては、「自分のことがわかってもらえないとき」が45.1%と最も高く、次いで「知らない人からじろじろ見られるとき」が30.1%、「やりたいことができなかったり、行きたいところへ行けなかったとき」が25.7%となっています。

障がい種別でみると、身体・療育・精神いずれも「自分のことがわかってもらえないとき」が最も高く、特に療育では7割以上を占めています。



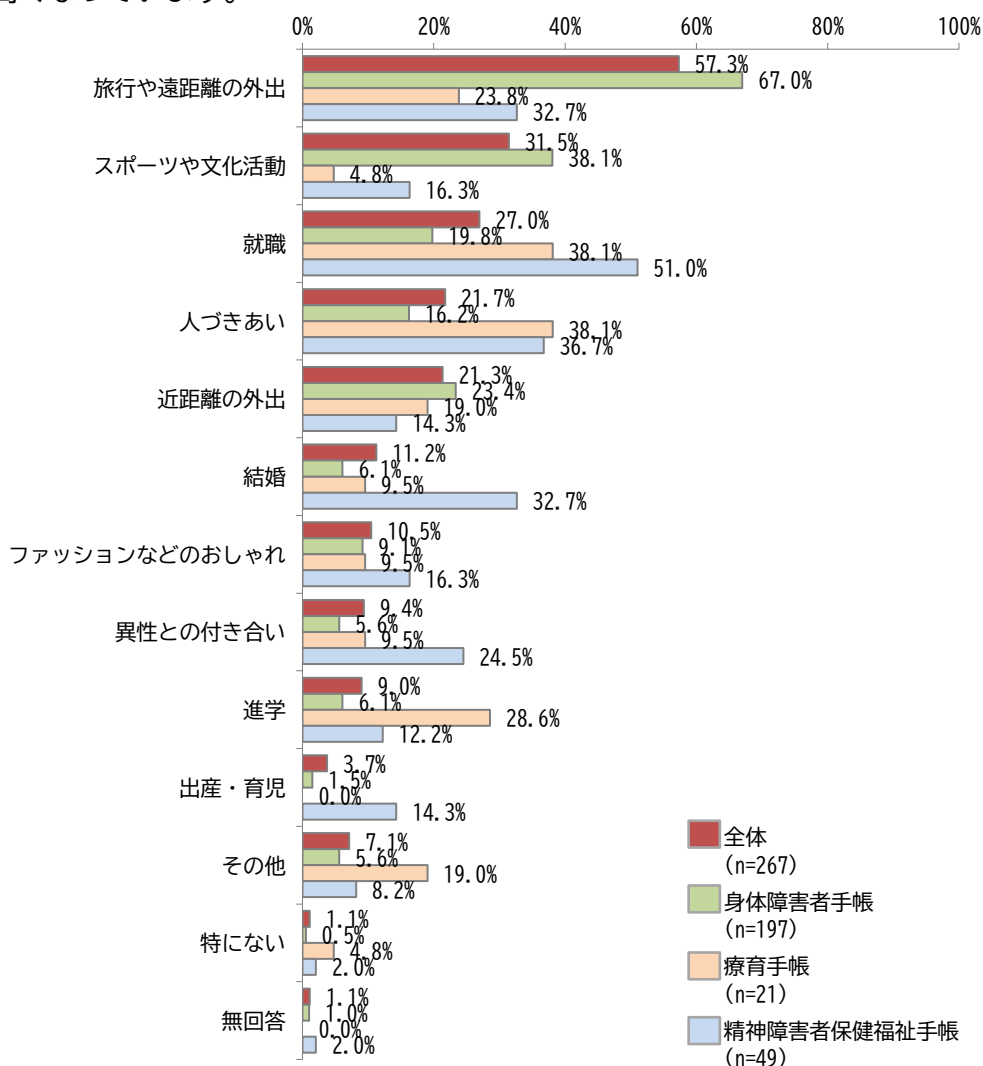
④障がいがあることで諦めた経験

障がいがあるために、あきらめたくないのに、あきらめた経験については、「ない」が43%、「ある」が41.9%となっています。障がい種別でみると、精神で「ある」が他の障がい種別と比べて高くなっています。



また、諦めた内容については、「旅行や遠距離の外出」が57.3%と最も高く、次いで「スポーツや文化活動」が31.5%、「就職」が27%となっています。

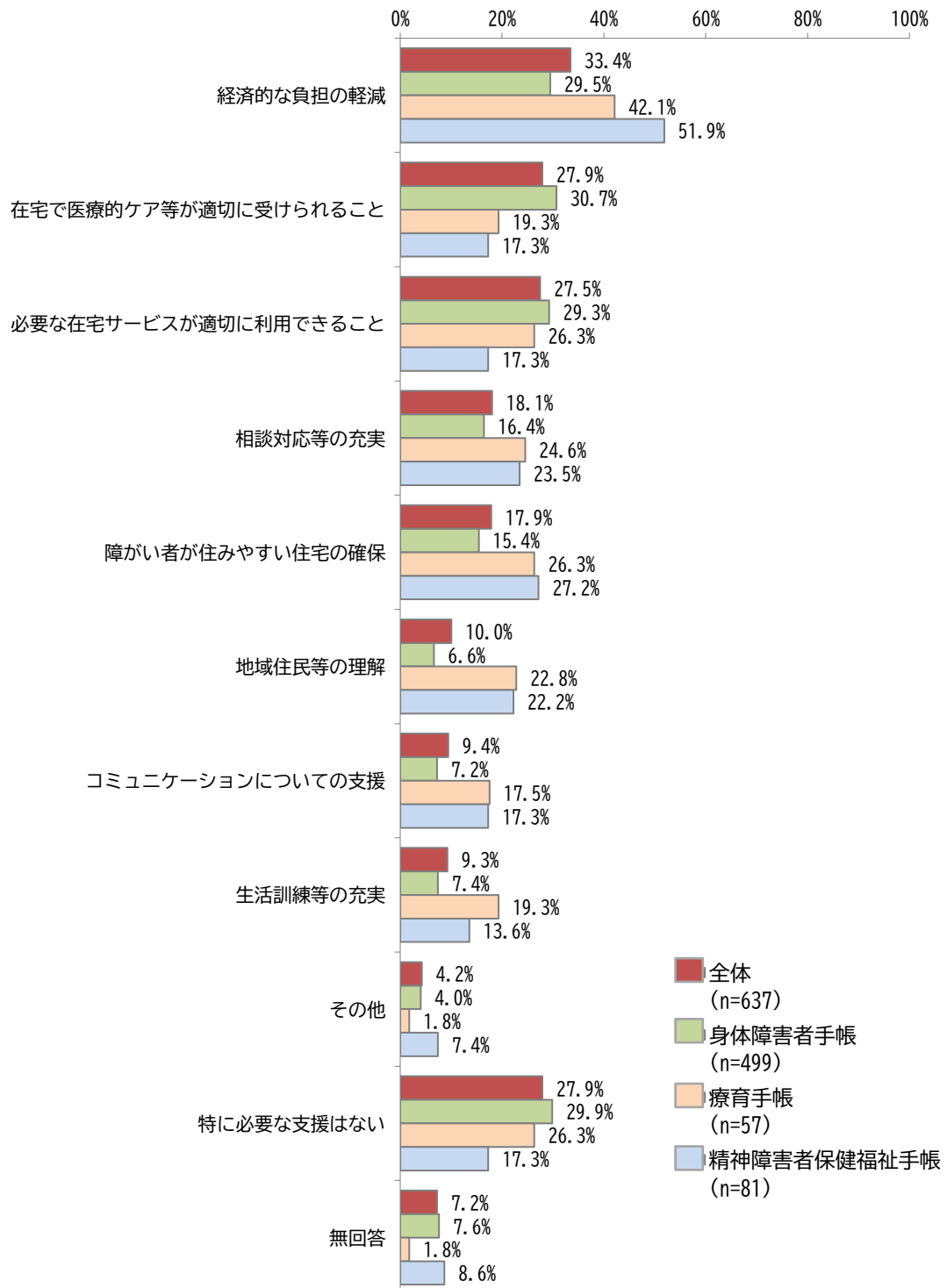
障がい種別でみると、身体で「旅行や遠距離の外出」、療育で「就職」「人づきあい」、精神で「就職」が最も高くなっています。



⑤地域で生活し続けるために必要な支援

住み慣れた地域で希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」が33.4%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」が27.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が27.5%となっています。

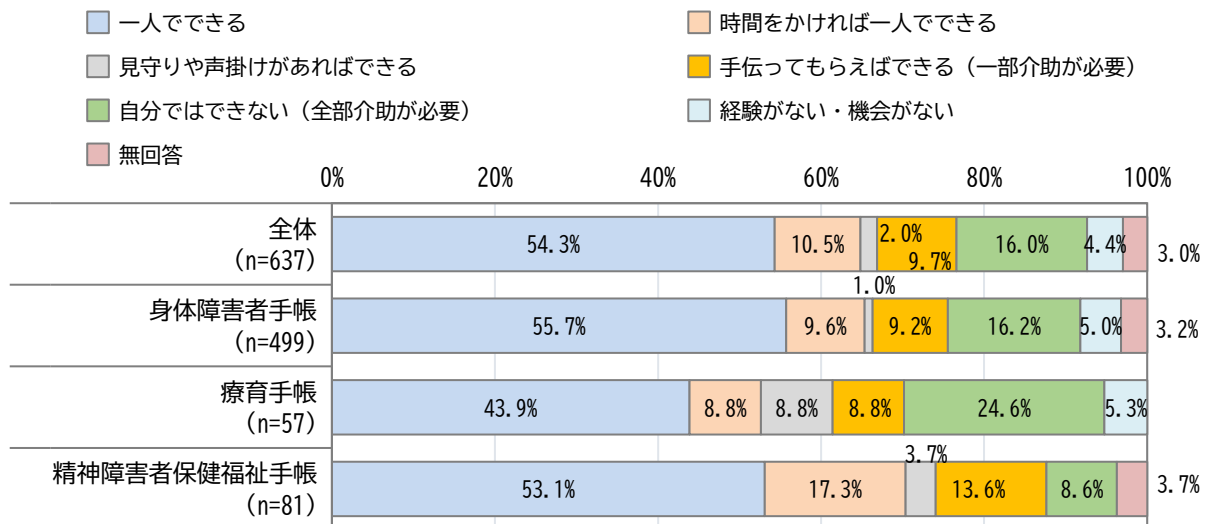
障がい種別でみると、身体で「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」、療育・精神で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。



⑥日常生活を送る上での生活のしづらさ（買い物）

最近の日常生活を送る上での生活のしづらさ（買い物）については、「一人でできる」が54.3%と最も高く、次いで「自分ではできない（全部介助が必要）」が24.6%、「時間をかければ一人でできる」が10.5%となっています。

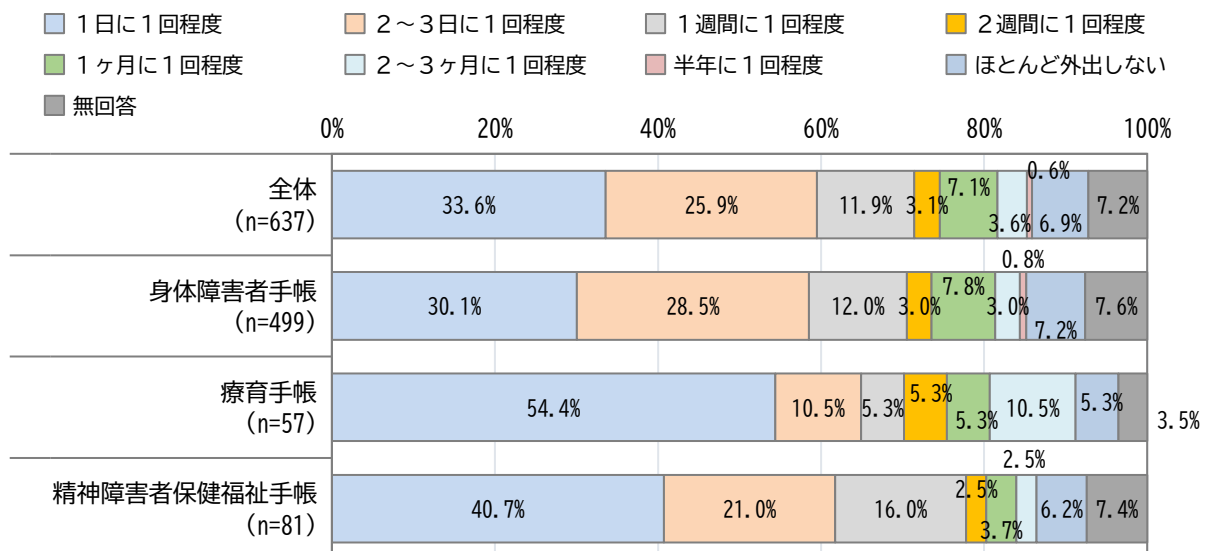
障がい種別でみると、療育で「自分ではできない（全部介助が必要）」が24.6%、精神で「時間をかければ一人でできる」が17.3%と他の障がい種別と比べて高くなっています。

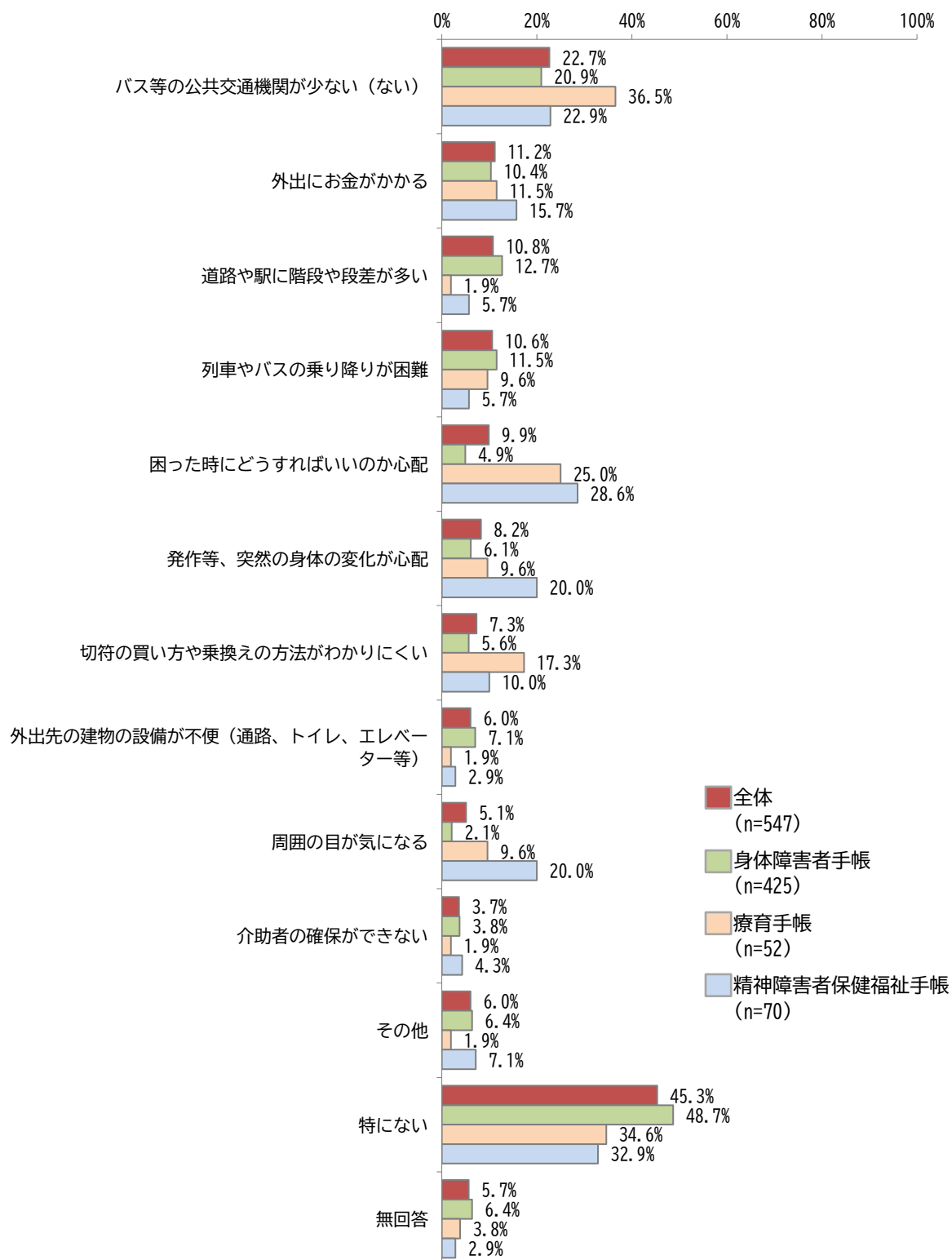


⑦外出頻度

過去1年間の外出頻度については、「1日に1回程度」が33.6%と最も高く、次いで「2～3日に1回程度」が25.9%、「1週間に1回程度」が11.9%となっています。

また、外出する時に困ることについては、「特にない」を除き、「バス等の公共交通機関が少ない（ない）」が身体で20.9%、療育で36.5%、「困った時にどうすればいいのか心配」が精神で28.6%となっています。

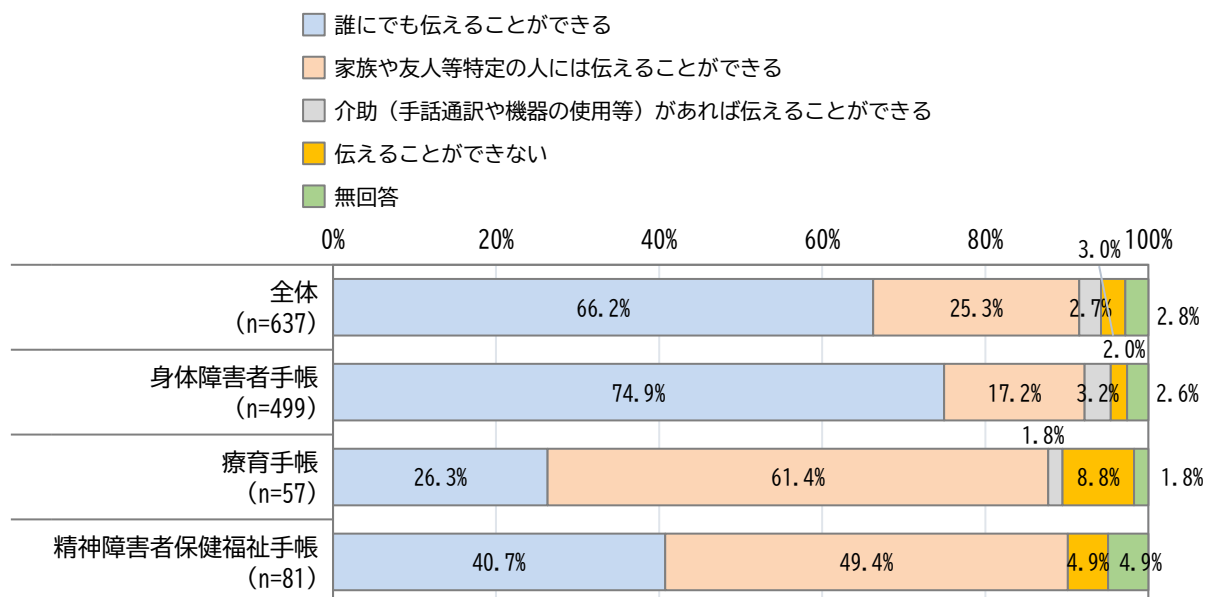




⑧日常生活を送る上での生活のしづらさ（自分の意思を伝える）

最近の日常生活を送る上での生活のしづらさ（自分の意思を伝える）については、「誰にでも伝えることができる」が66.2%と最も高く、次いで「家族や友人等特定の人には伝えることができる」が25.3%、「伝えることができない」が3.0%となっています。

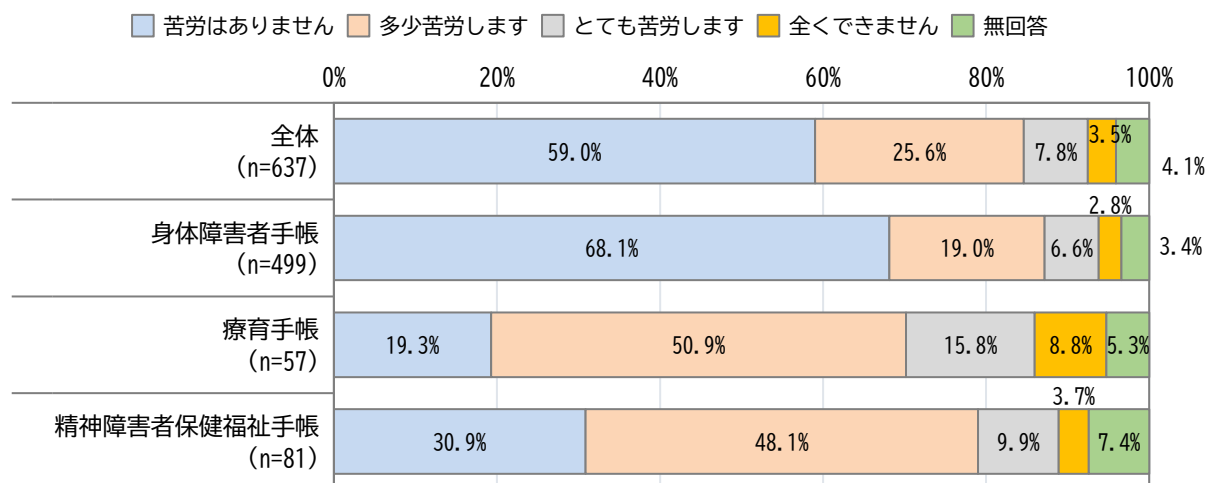
障がい種別でみると、「伝えることができない」では、身体で2.0%、療育で1.8%、精神で4.9%となっています。



⑨心身の状態について（コミュニケーション）

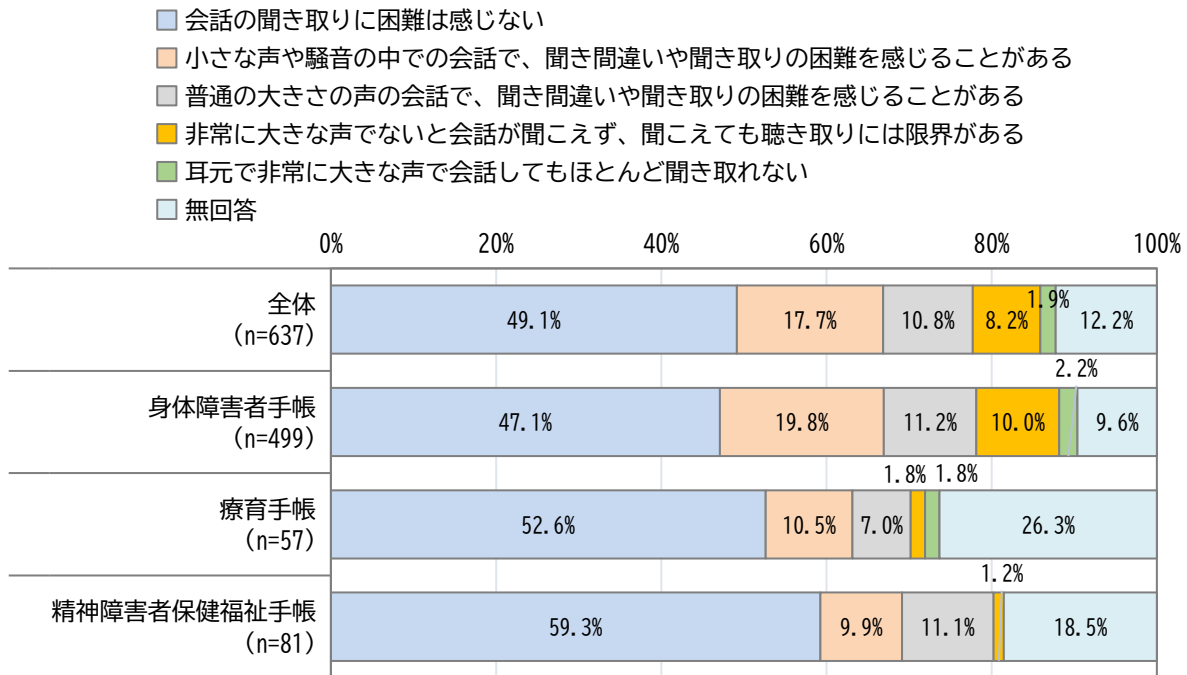
通常の言語をつかったコミュニケーション（人の話を理解したり、人に話を理解させること）が難しいといった苦労があるかについては、「苦労はありません」が59.0%と最も高く、次いで「多少苦労します」が25.6%、「とても苦労します」が7.8%となっています。

障がい種別でみると、「とても苦労します」では、身体で6.6%、療育で8.8%、精神で9.9%となっています。



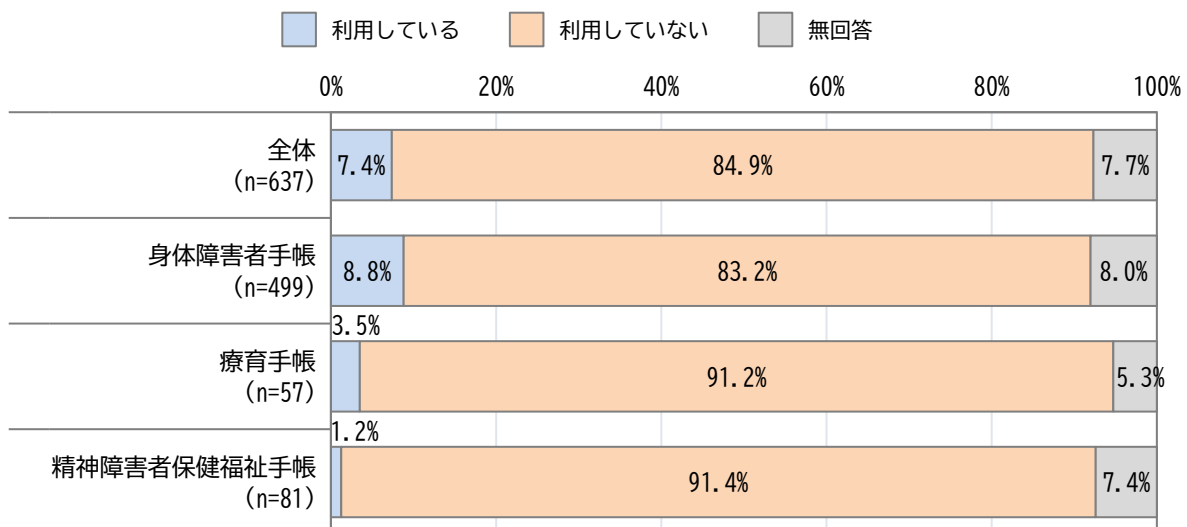
⑩日常会話の聞き取り状況

補聴器や人工内耳を使用しない状態での日常会話の聞き取り状況については、「会話の聞き取りに困難は感じない」が49.1%と最も高く、次いで「小さな声や騒音の中での会話で、聞き間違いや聞き取りの困難を感じることもある」が17.7%、「普通の大きさの声の会話で、聞き間違いや聞き取りの困難を感じることもある」が10.8%、「非常に大きな声でないと会話が聞こえず、聞こえても聞き取りには限界がある」が8.2%、「耳元で非常に大きな声で会話してもほとんど聞き取れない」が1.9%となっています。



⑪意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の利用

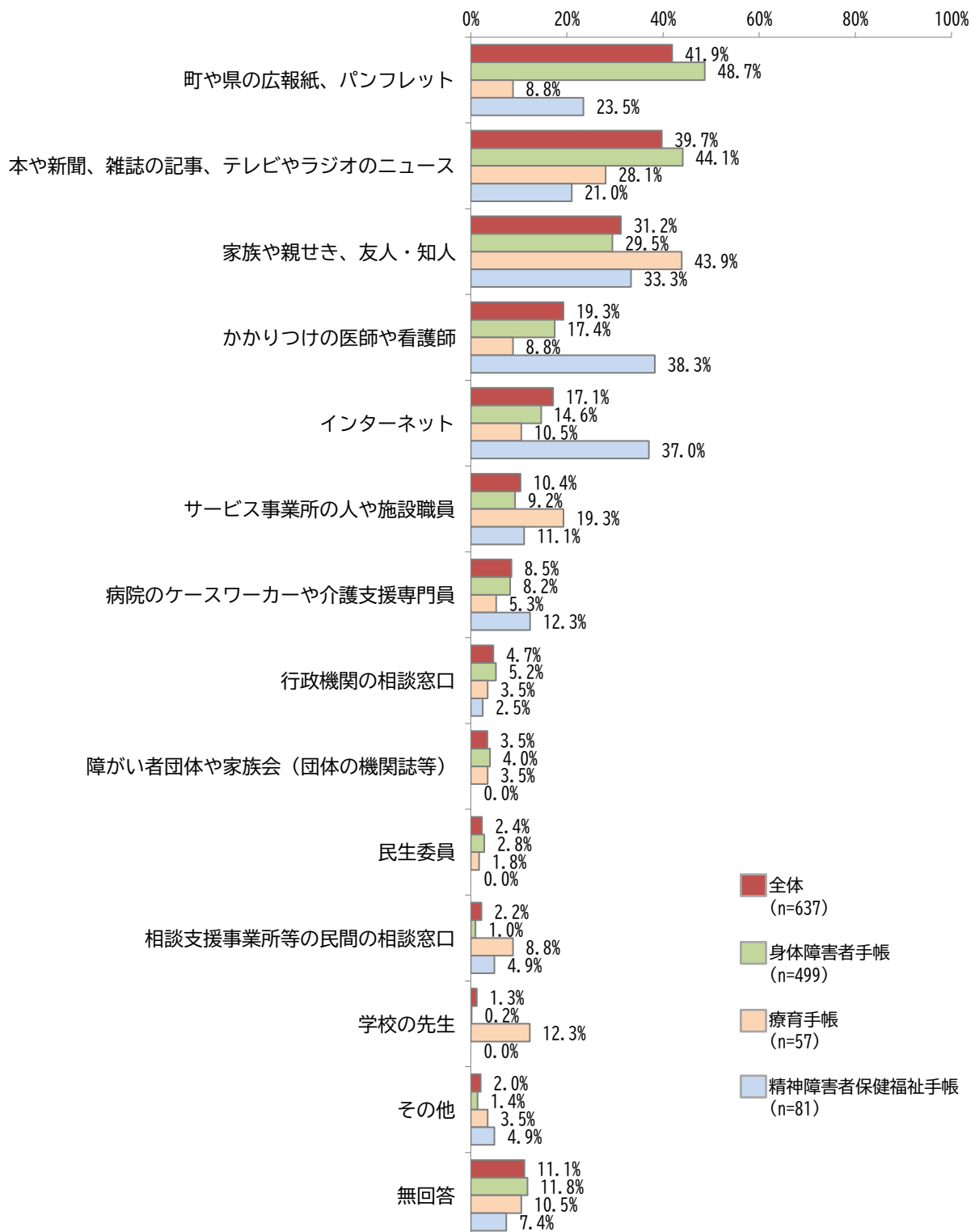
他人との意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の日常的な利用については、「利用している」が7.4%、「利用していない」が84.9%となっています。



⑫障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手方法

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手方法については、「町や県の広報紙、パンフレット」が41.9%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が39.7%、「家族や親せき、友人・知人」が31.2%となっています。

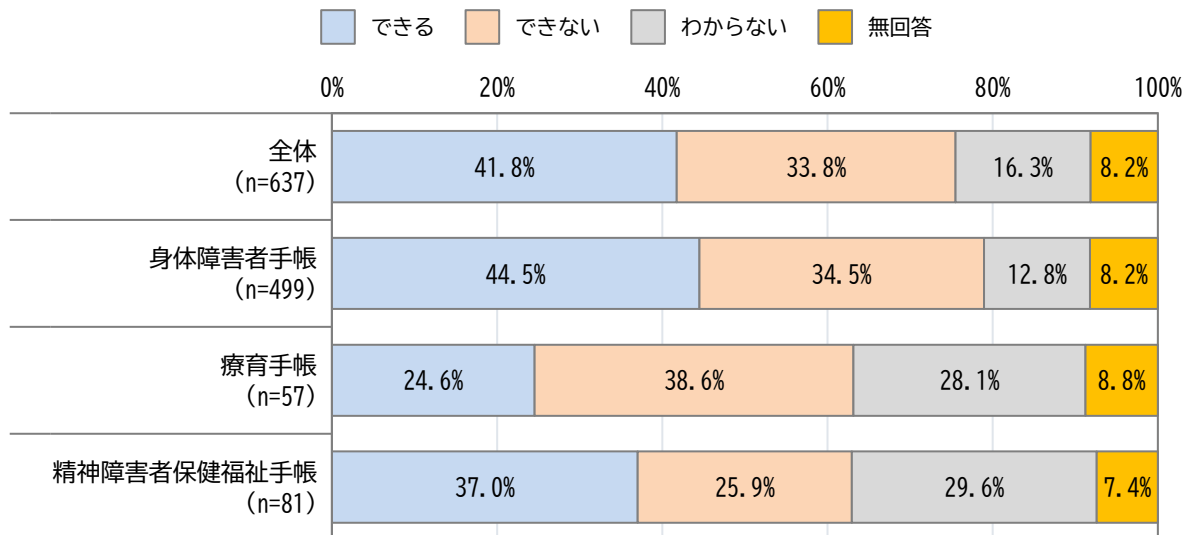
障がい種別でみると、身体で「町や県の広報紙、パンフレット」、療育で「家族や親せき、友人・知人」、精神で「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。



⑬災害時の自力避難

地震や災害等の緊急時の自力避難可否については、「できる」が41.8%、「できない」が33.8%となっています。

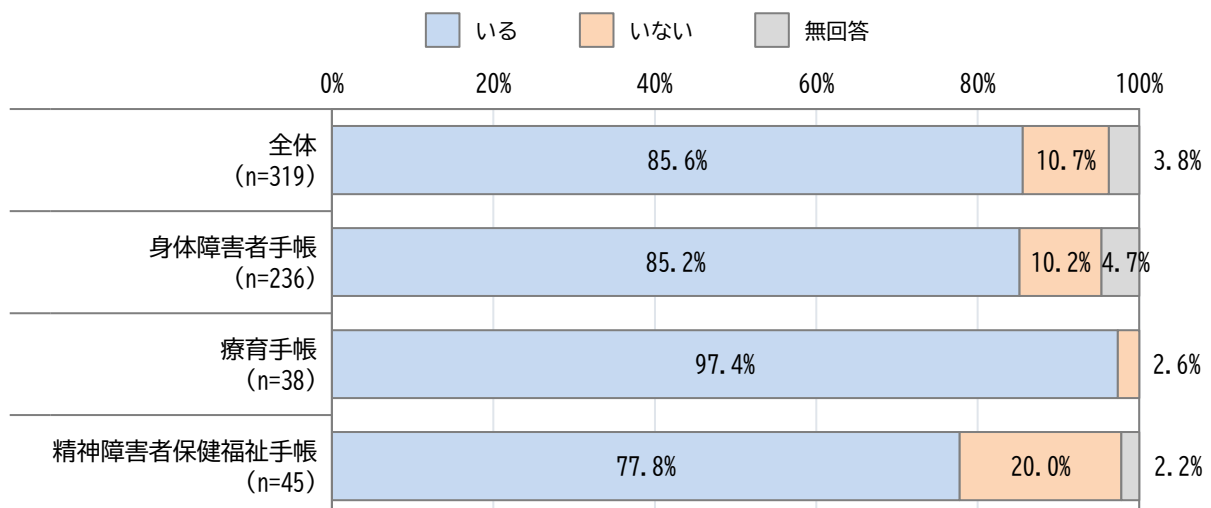
障がい種別でみると、療育で「できない」が他の障がい種別に比べて高くなっています。



⑭災害時に避難を助けてくれる人の有無

地震や災害等が起こった場合に、避難を助けてくれる人の有無については、「いる」が85.6%、「いない」が10.7%となっています。

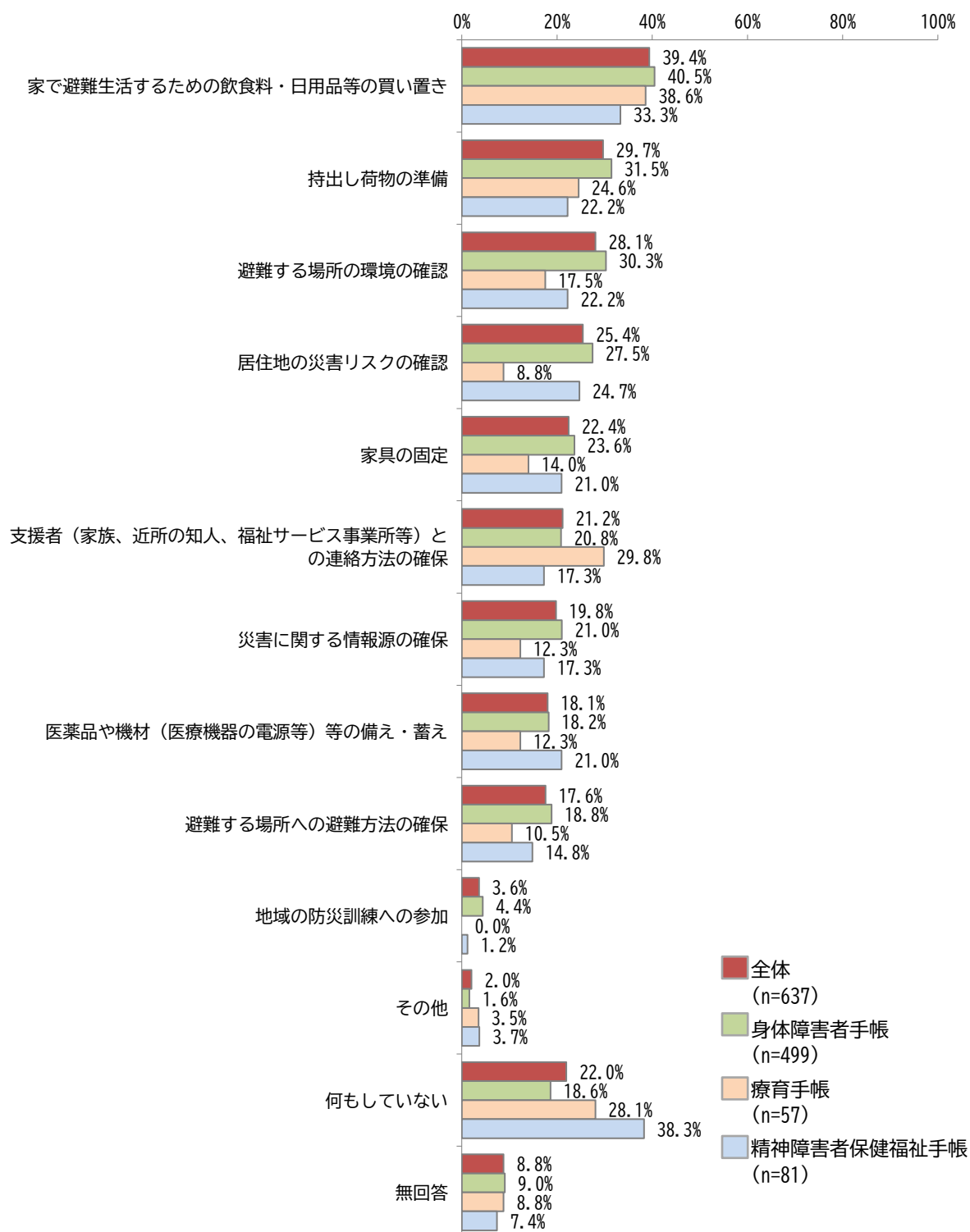
障がい種別でみると、「いない」が身体で10.2%、療育で2.6%、精神で20.0%となっています。



⑮災害発生時に向けた準備に取り組んでいること

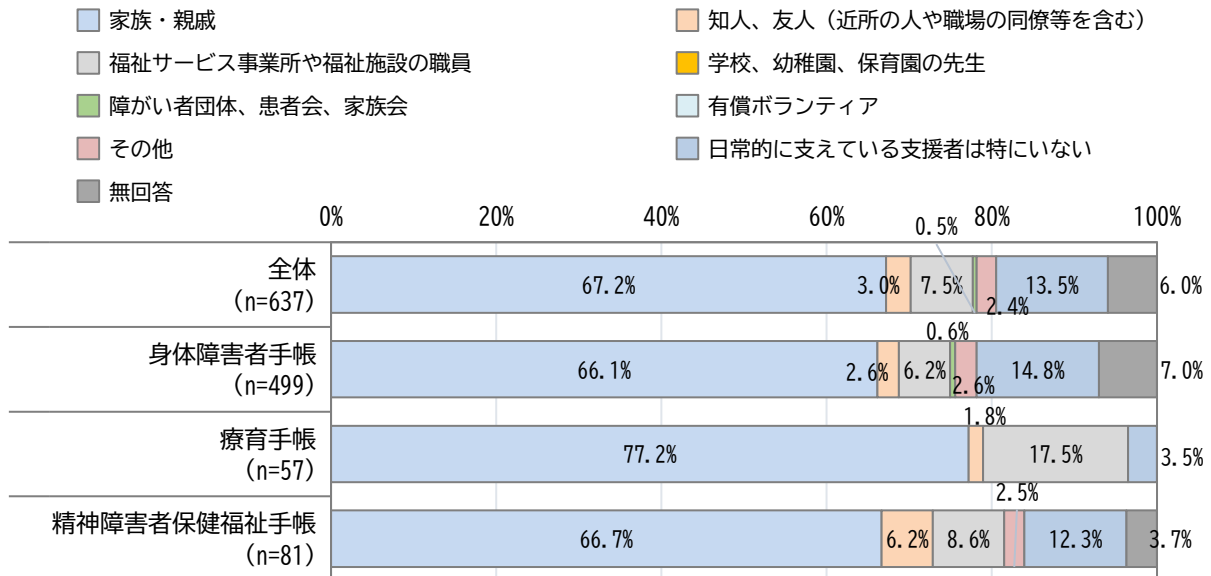
地震や水害等の災害発生時に向けた準備に取り組んでいることについては、「家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き」が39.4%と最も高く、次いで「持出し荷物の準備」が29.7%となっています。

障がい種別でみると、身体・療育で「家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き」、精神で「何もしていない」が最も高くなっています。



⑩日常的に支えている主な支援者

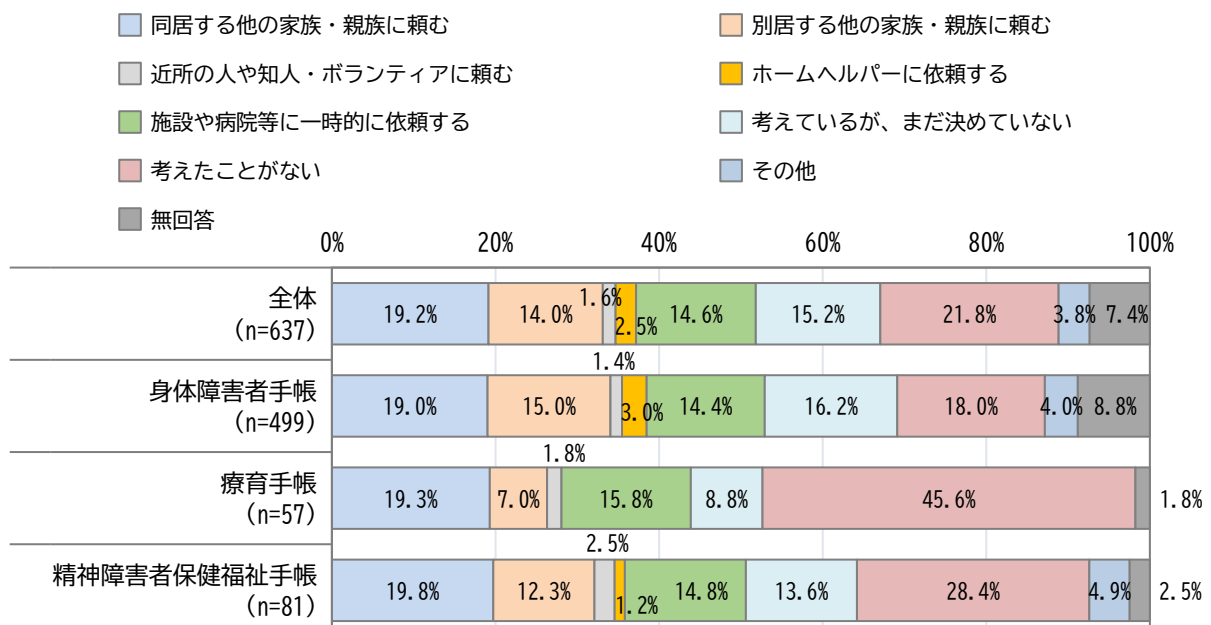
障がいや心身の不調による生活のしづらさを日常的に支えている主な支援者については、「家族・親戚」が67.2%と最も高く、次いで「日常的に支えている支援者は特にいない」が13.5%、「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」が7.5%となっています。



⑪一時的に介助等ができなくなった場合の対応

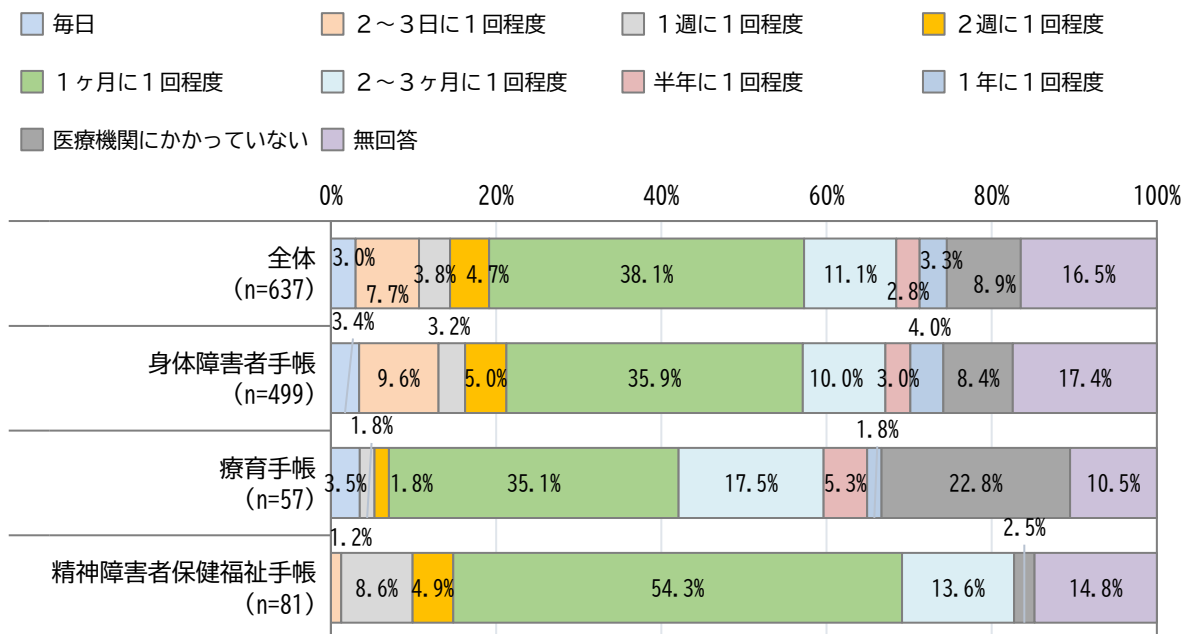
万一、介助者が急病や事故のため、一時的に介助等ができなくなった場合の対応については、「考えたことがない」が21.8%と最も高く、次いで「同居する他の家族・親族に頼む」が19.2%、「考えているが、まだ決めていない」が15.2%となっています。

障がい種別でみると、身体で「同居する他の家族・親族に頼む」、療育・精神で「考えたことがない」が最も高くなっています。



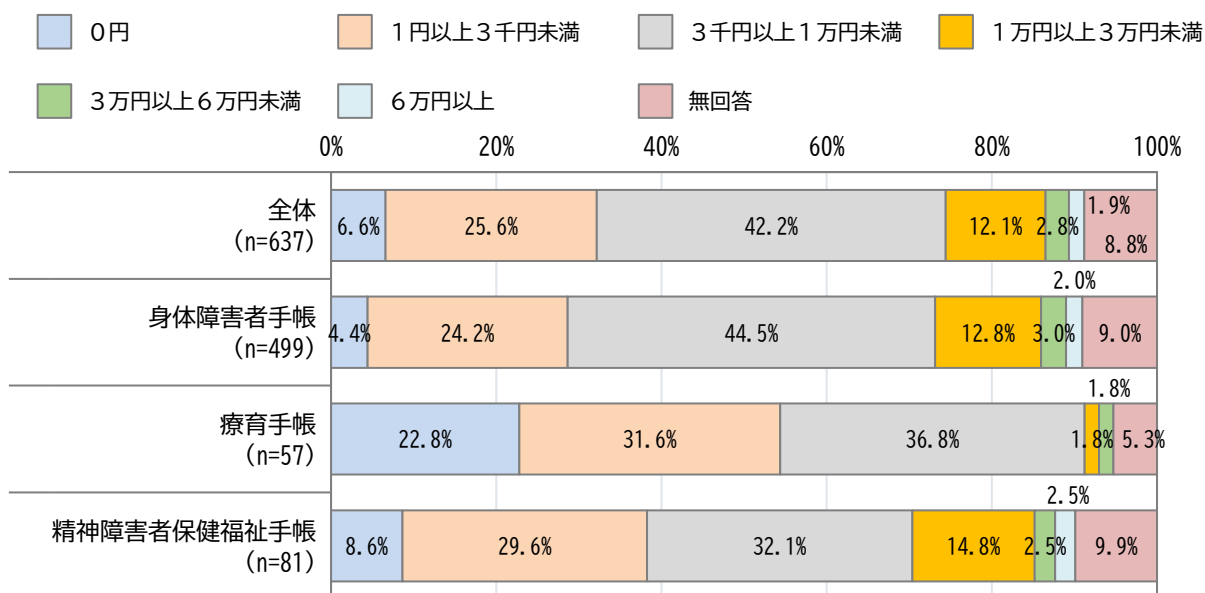
⑮医療を受ける頻度

生活のしづらさの直接の原因となっている障がい、病気、けが等のための医療を受ける頻度については、「1ヶ月に1回程度」が38.1%と最も高く、次いで「2～3ヶ月に1回程度」が11.1%、「医療機関にかかっていない」が8.9%となっています。



⑯1ヶ月当たりの医療費の自己負担

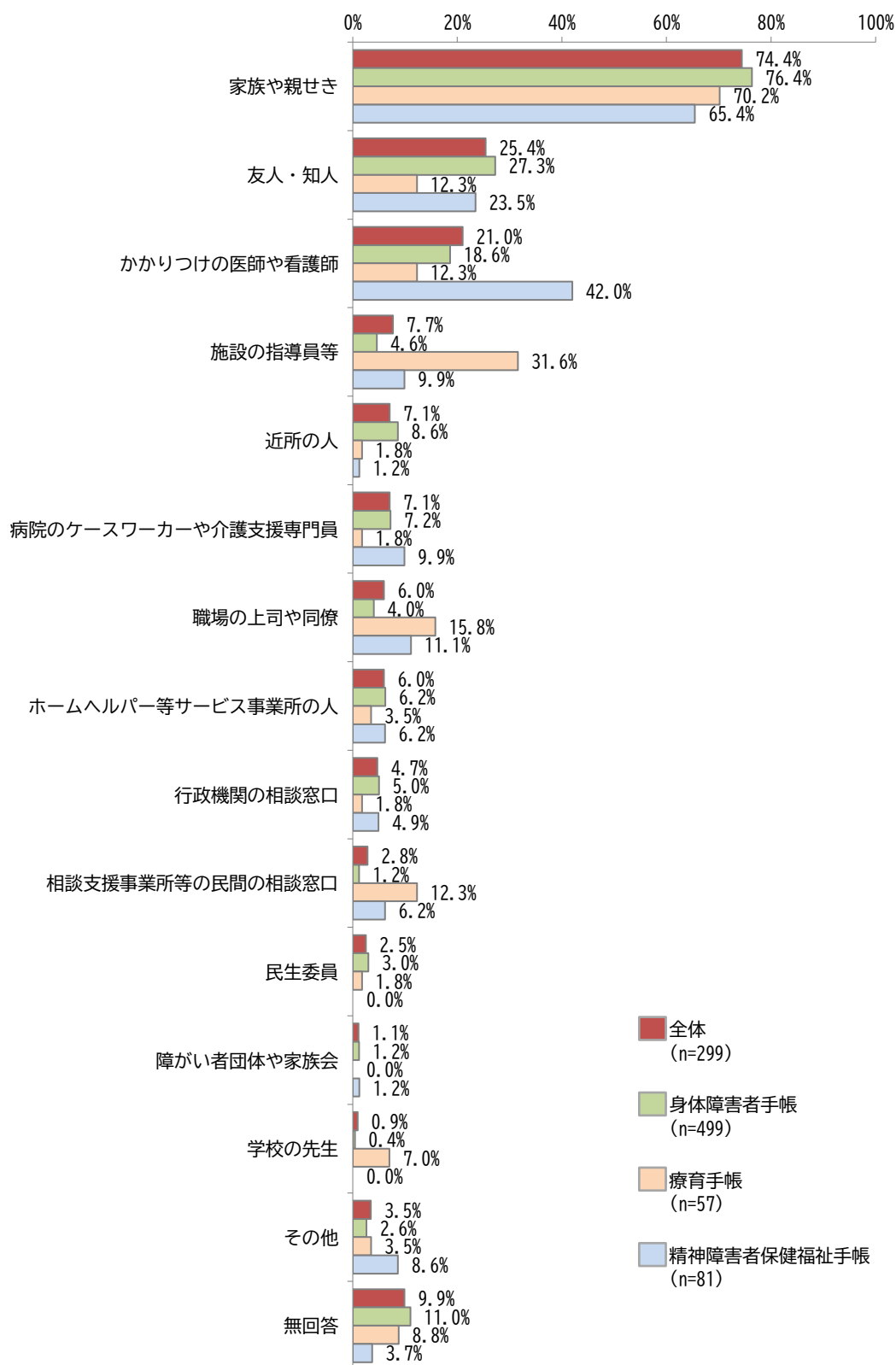
1ヶ月当たりの医療費の自己負担平均については、「3千円以上1万円未満」が42.2%と最も高く、次いで「1円以上3千円未満」が25.6%、「1万円以上3万円未満」が12.1%となっています。



②相談相手について

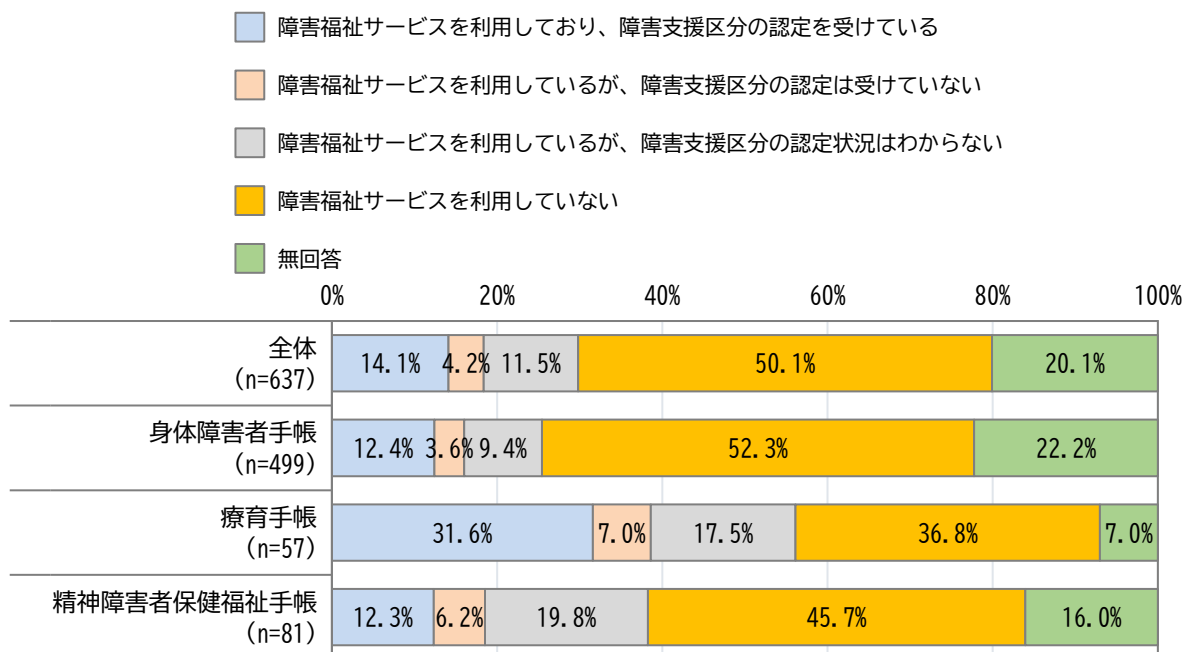
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が74.4%と最も高く、次いで「友人・知人」が25.4%、「かかりつけの医師や看護師」が21.0%となっています。

障がい種別でみると、身体・療育・精神いずれも「家族や親せき」が高くなっています。



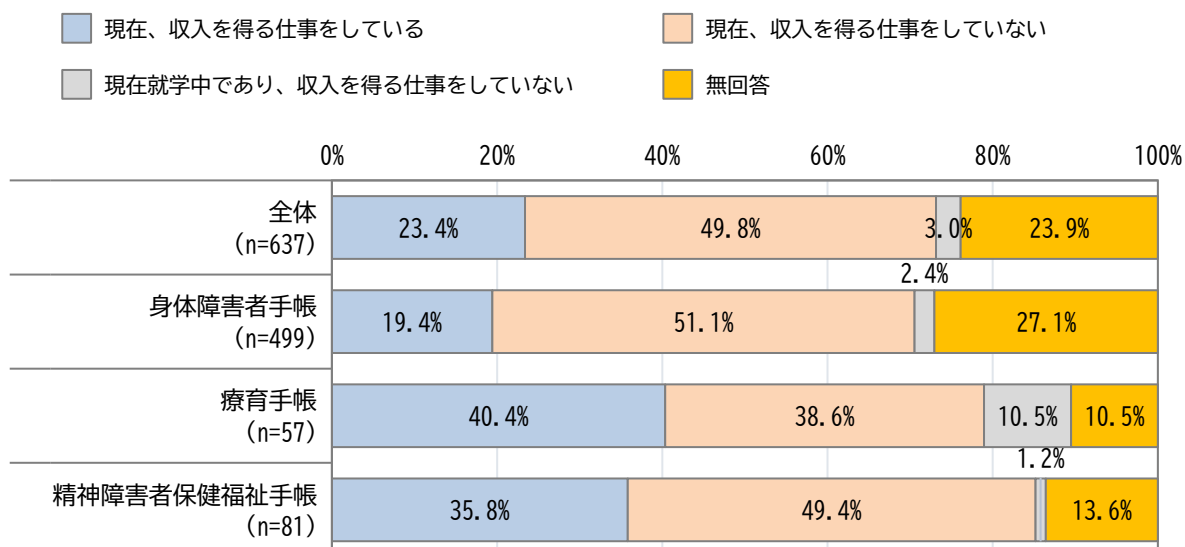
②障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況については、「障がい福祉サービスを利用していない」が50.1%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスを利用しており、障害支援区分の認定を受けている」が14.1%、「障がい福祉サービスを利用しているが、障害支援区分の認定状況はわからない」が11.5%、「障がい福祉サービスを利用しているが、障害支援区分の認定を受けていない」が4.2%となっています。



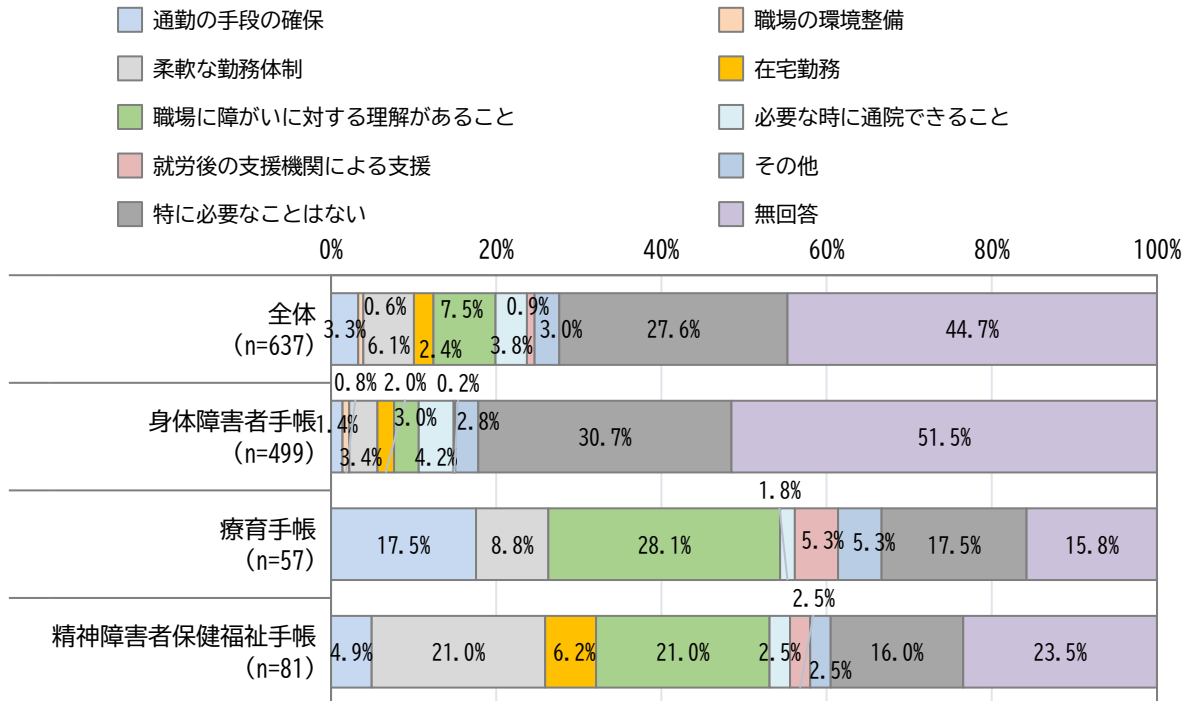
②収入を得る仕事について

現在、収入を得る仕事の有無と今後、収入を得る仕事につくことについては、「現在、収入を得る仕事をしていない」が49.8%と最も高く、障がい種別でみても同様となっています。療育では「現在、収入を得る仕事をしている」が他の障がい種別と比べて高くなっています。



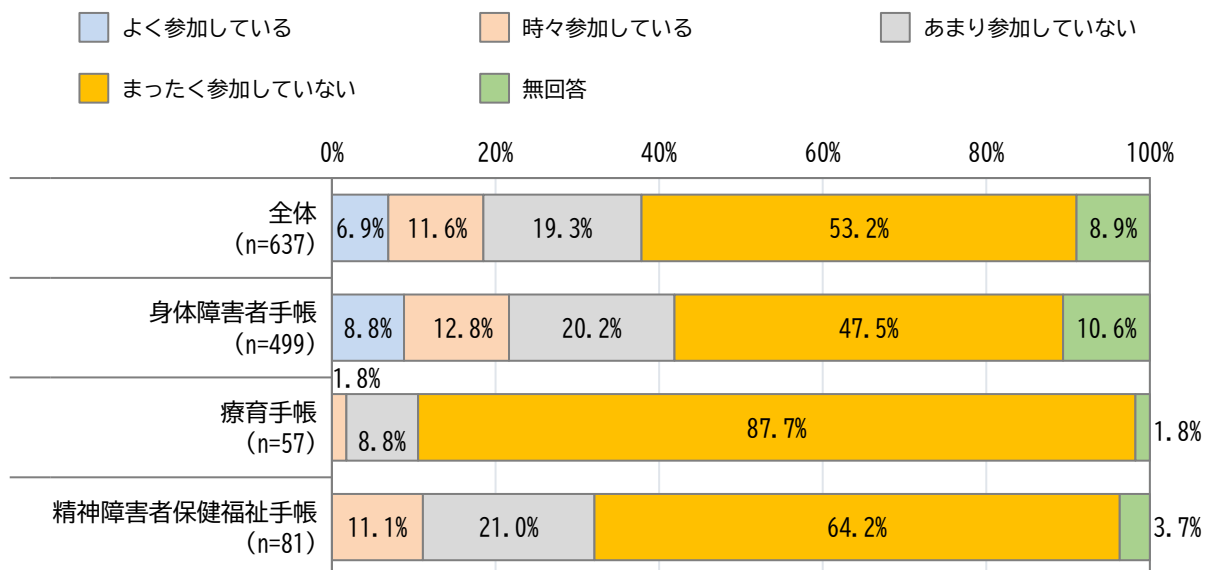
また、継続的に収入を得る仕事をするために必要と感じていることについては、「特に必要なことはない」が27.6%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、療育で「職場に障がいに対する理解があること」、精神で「柔軟な勤務体制」「職場に障がいに対する理解があること」が最も高くなっています。

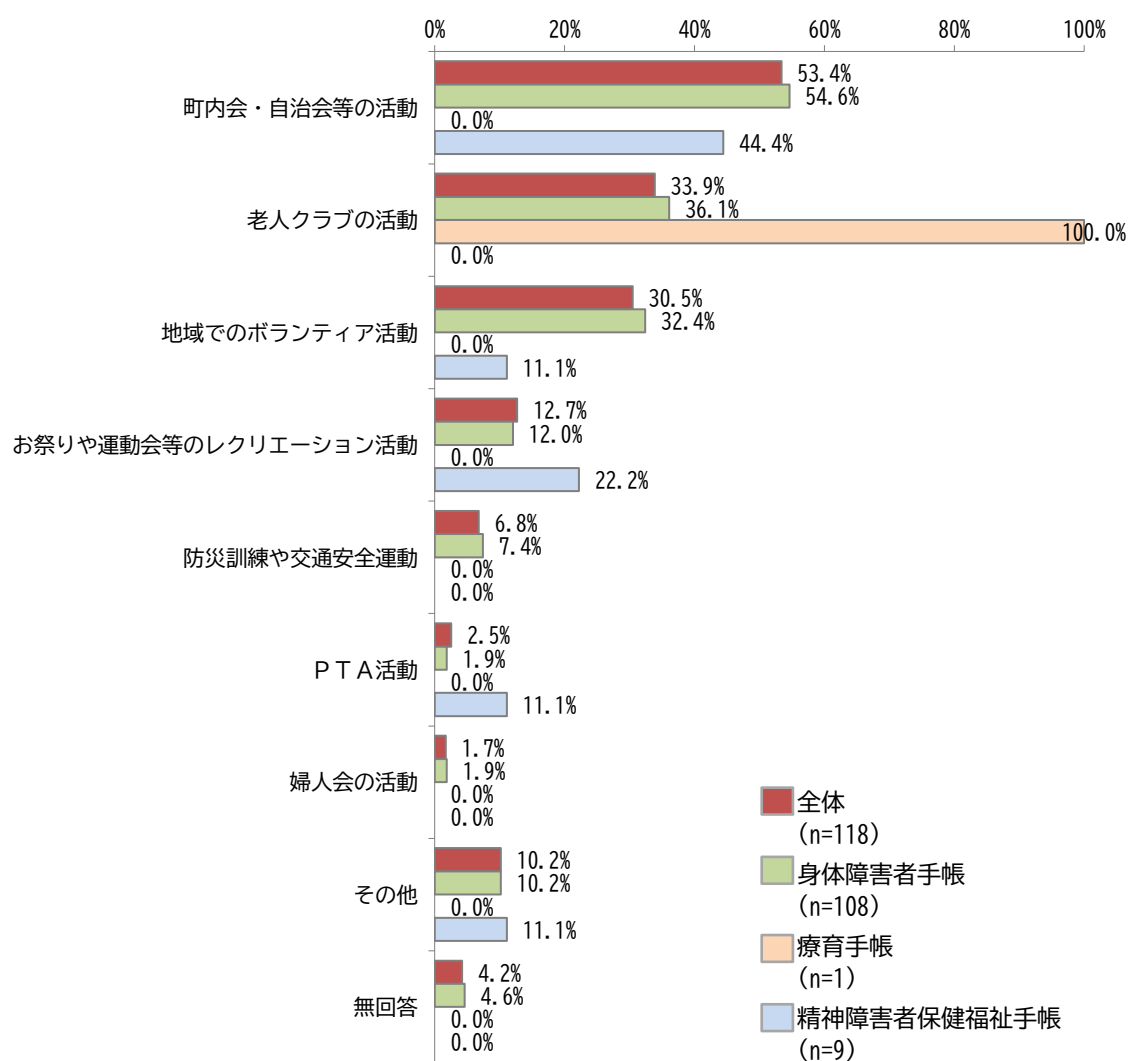


③地域の行事等への参加頻度

地域活動やボランティア※活動、地域の行事への参加頻度については、「まったく参加していない」が53.2%と最も高く、次いで「あまり参加していない」が19.3%、「時々参加していない」が11.6%、「時々参加している」が6.9%、「よく参加している」が8.9%となっています。



また、参加内容については、「町内会・自治会等の活動」が53.4%と最も高く、次いで「老人クラブの活動」が33.9%、「地域でのボランティア活動」が30.5%となっています。

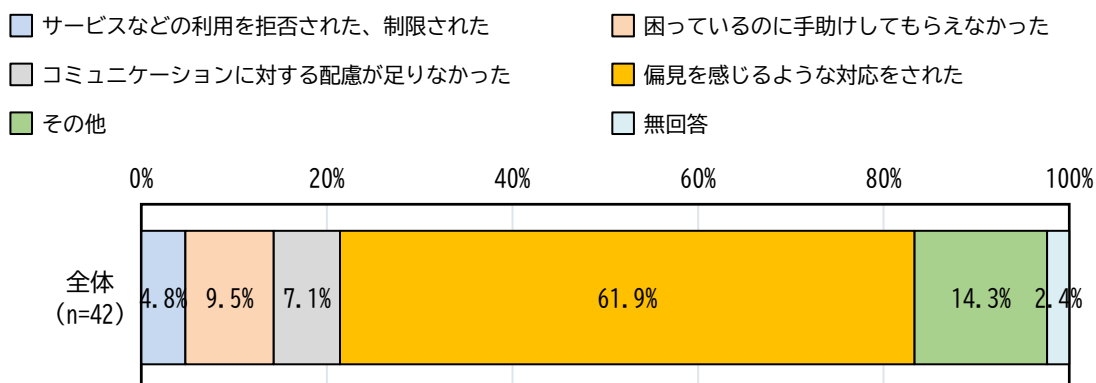
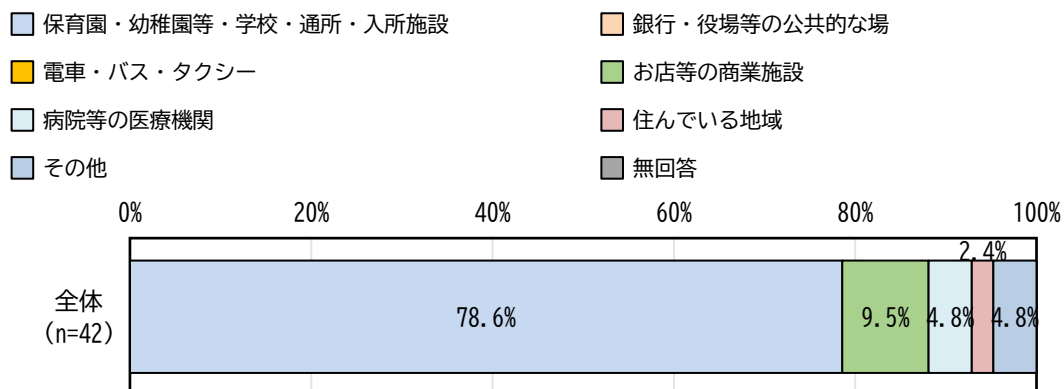
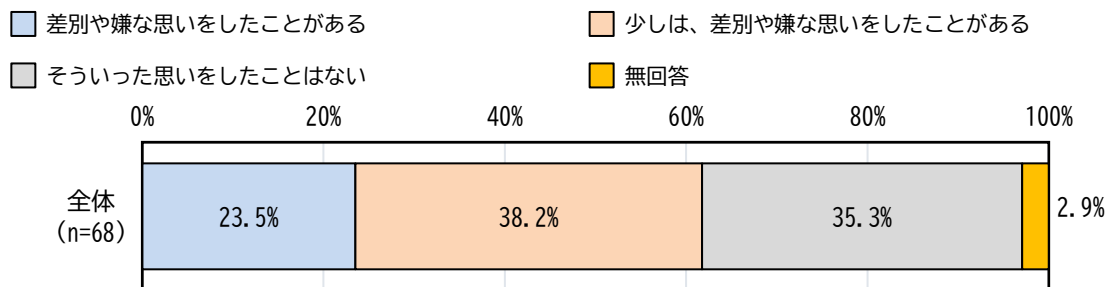


(3) 調査結果 【障がい児】

①差別や嫌な思いをした経験

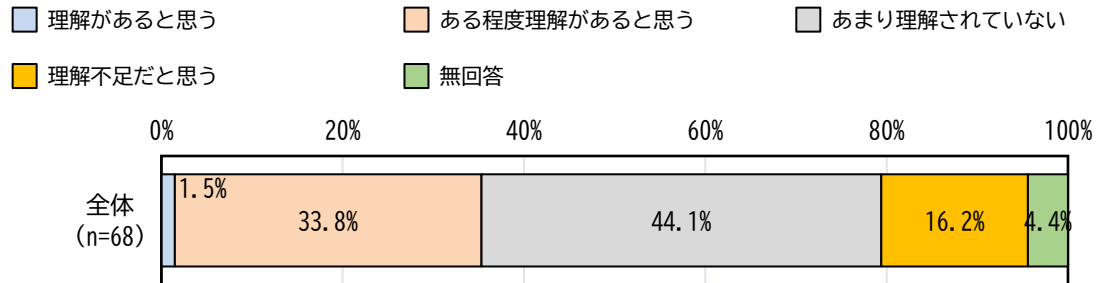
障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、『ある』（「差別や嫌な思いをしたことがある」＋「少しは、差別や嫌な思いをしたことがある」の合算）が61.7%となっています。

また、差別や嫌な思いをした場所については、「保育園・幼稚園等・学校・通所・入所施設」が78.6%と最も高く、その内容については、「偏見を感じるような対応をされた」が61.9%となっています。



②地域の人の障がいがある人に対する理解

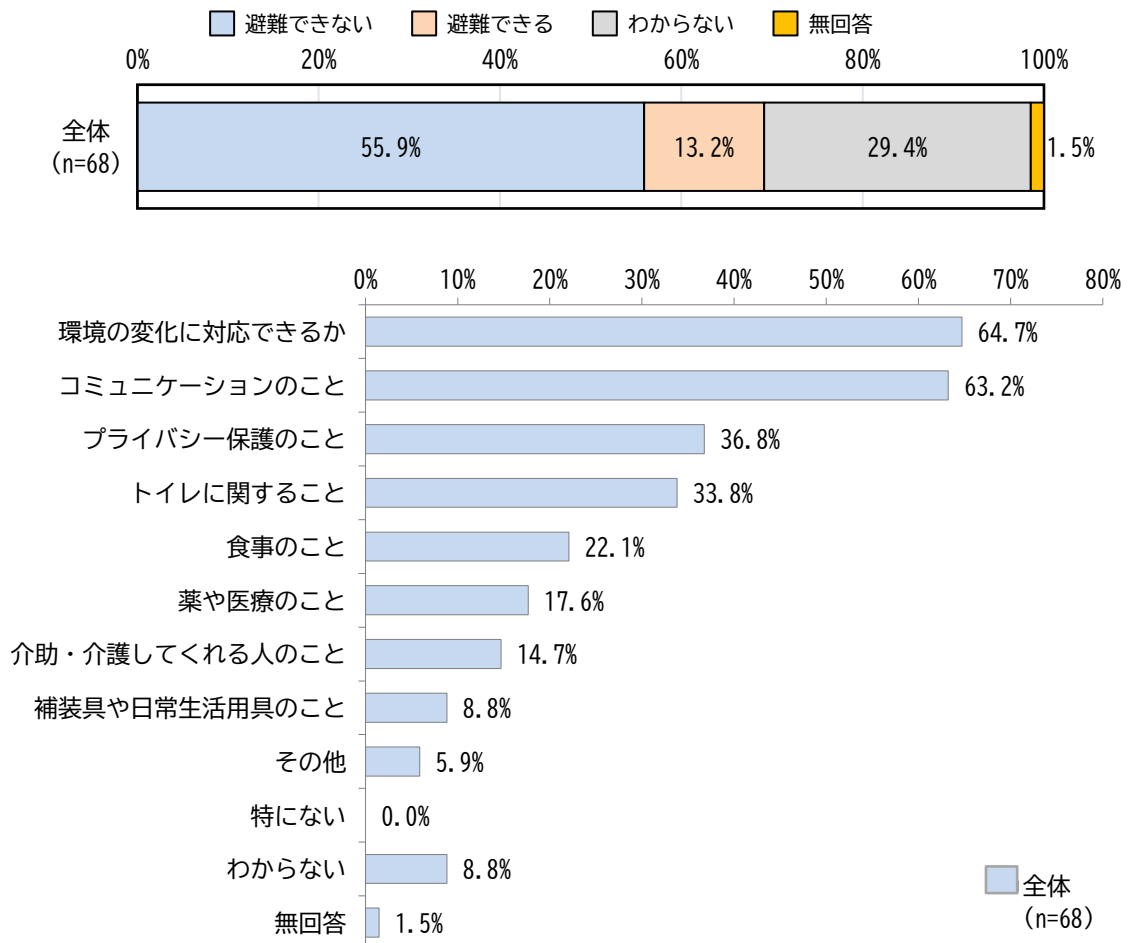
地域の人の障がいがある人に対する理解については、『理解されていない』（「あまり理解されていない」＋「理解不足だと思う」の合算）が60.3%となっています。



③災害時の自力避難

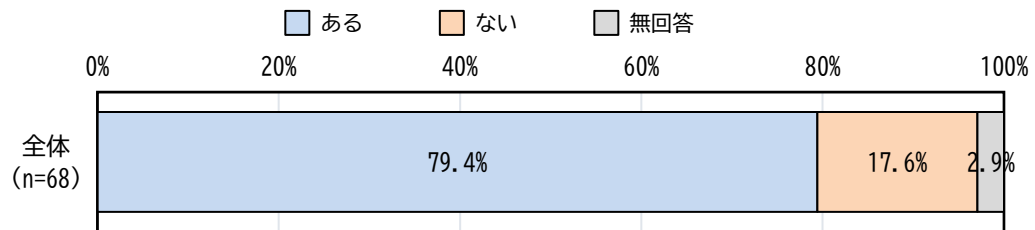
地震や災害等の緊急時の自力避難可否については、「避難できない」が55.9%、「避難できる」が13.2%となっています。

また、災害時の避難所で困ると思うことについては、「環境の変化に対応できるか」が64.7%と最も高く、次いで「コミュニケーションのこと」が63.2%、「プライバシー保護のこと」が36.8%となっています。



④発達障がい※としての診断の有無

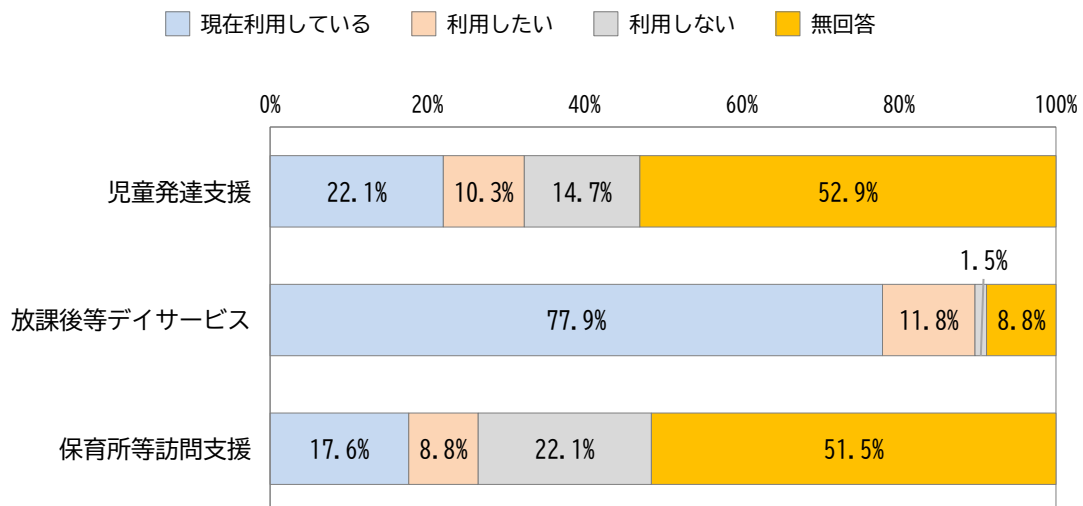
発達障がいと診断されたことがあるかについては、「ある」が79.4%、「ない」が17.6%となっています。



⑤障害児通所支援の利用状況

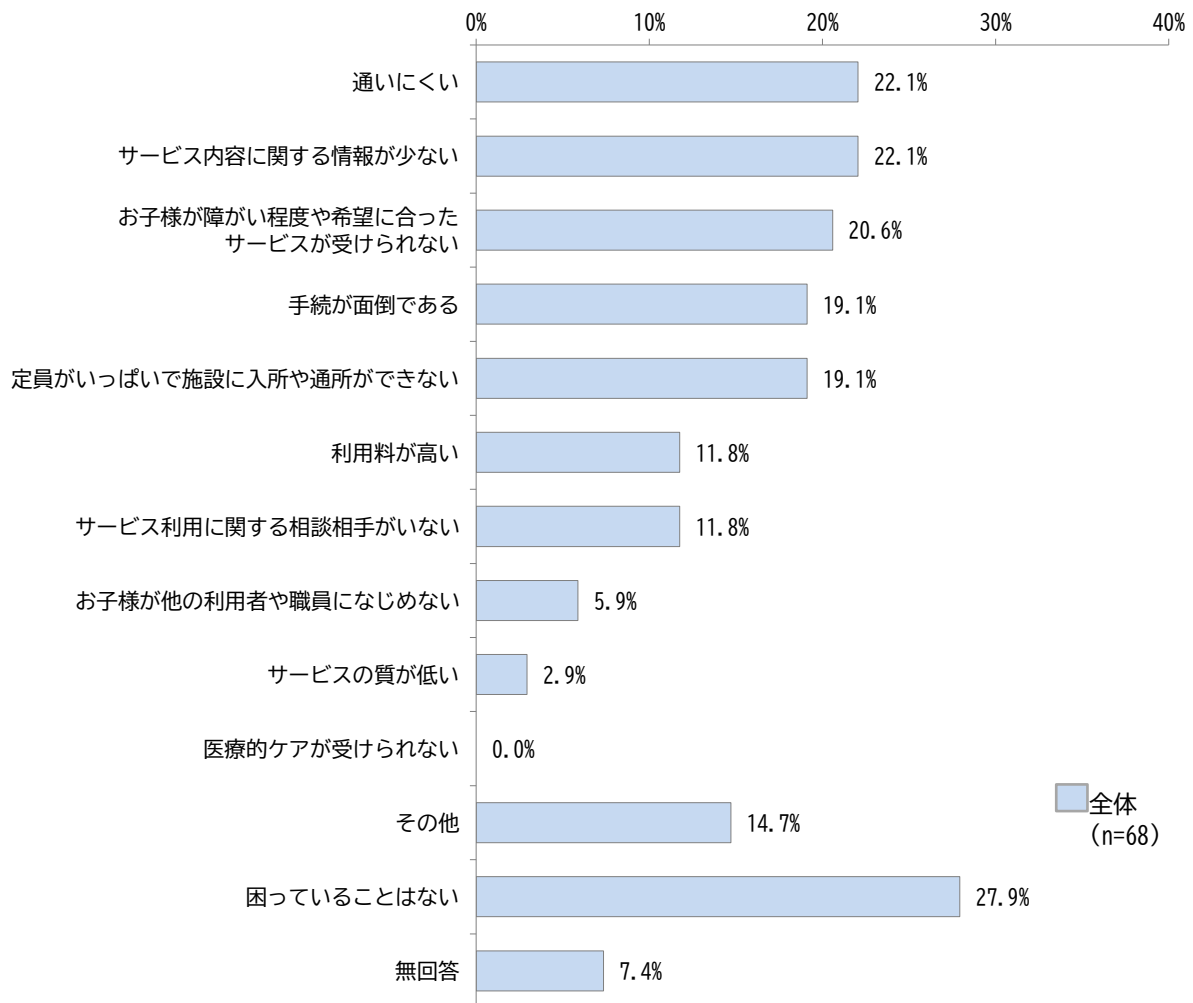
障害児通所支援を「現在利用している」では、「放課後等デイサービス」が77.9%と最も高く、次いで「児童発達支援」が22.1%、「保育所等訪問支援」が17.6%となっています。

(n=68)



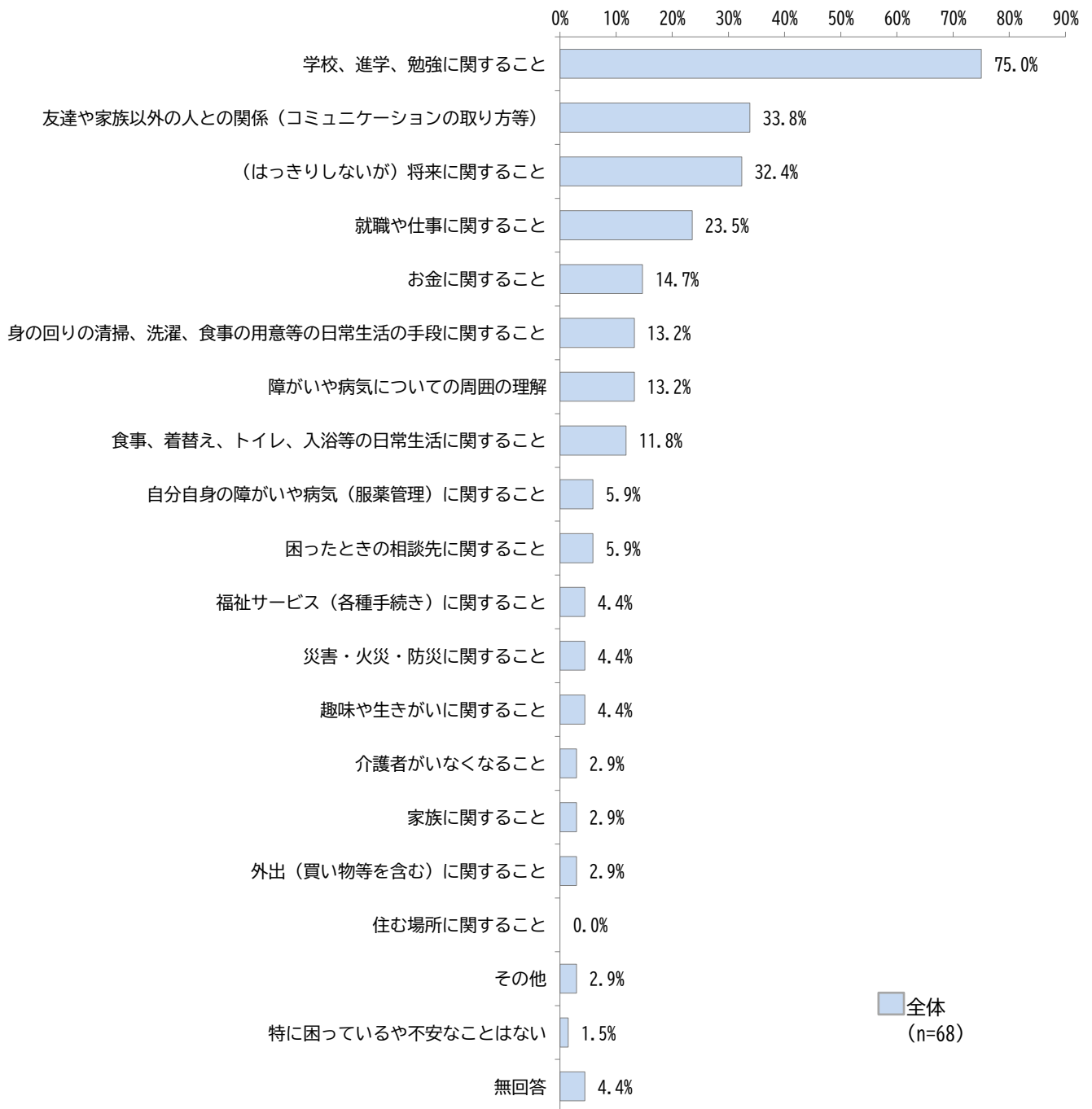
⑥障害児通所支援の利用で困っていること

障害児通所支援を利用するにあたって困っていることについては、「特に困っていない」が27.9%と最も高く、次いで「通いにくい」、「サービス内容に関する情報が少ない」がともに22.1%となっています。



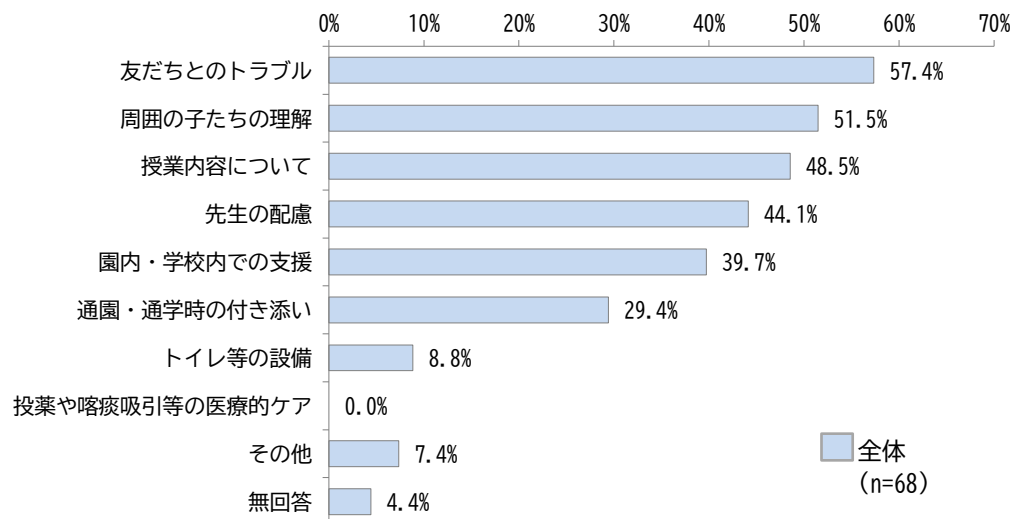
⑦現在の生活で困っていることや不安、日常生活に必要な支援

現在の生活で困っていることや不安、日常生活に必要な支援については、「学校、進学、勉強に関すること」が75%と最も高く、次いで「友達や家族以外の人との関係（コミュニケーションの取り方等）」が33.8%、「(はっきりしないが) 将来に関すること」が32.4%となっています。



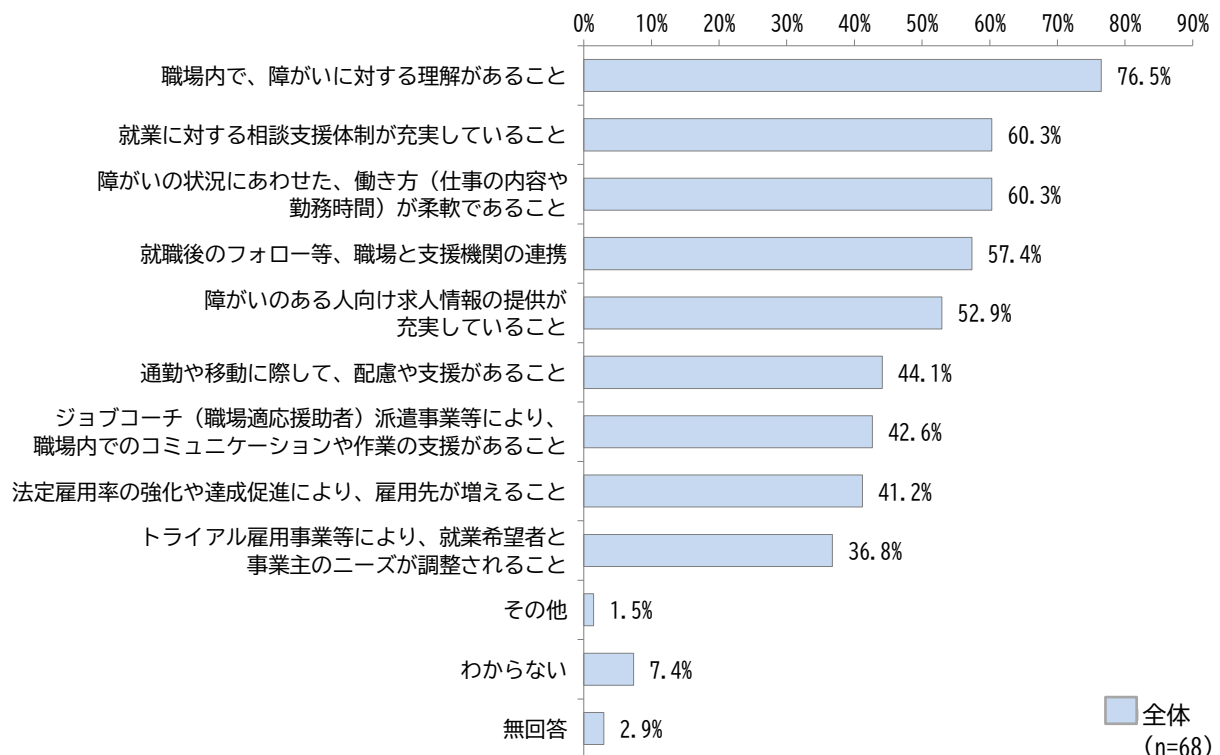
⑧通園・通学・学級で困っていること

通園・通学・学級で困っていることについては、「友だちとのトラブル」が57.4%と最も高く、次いで「周囲の子たちの理解」が51.5%、「授業内容について」が48.5%となっています。



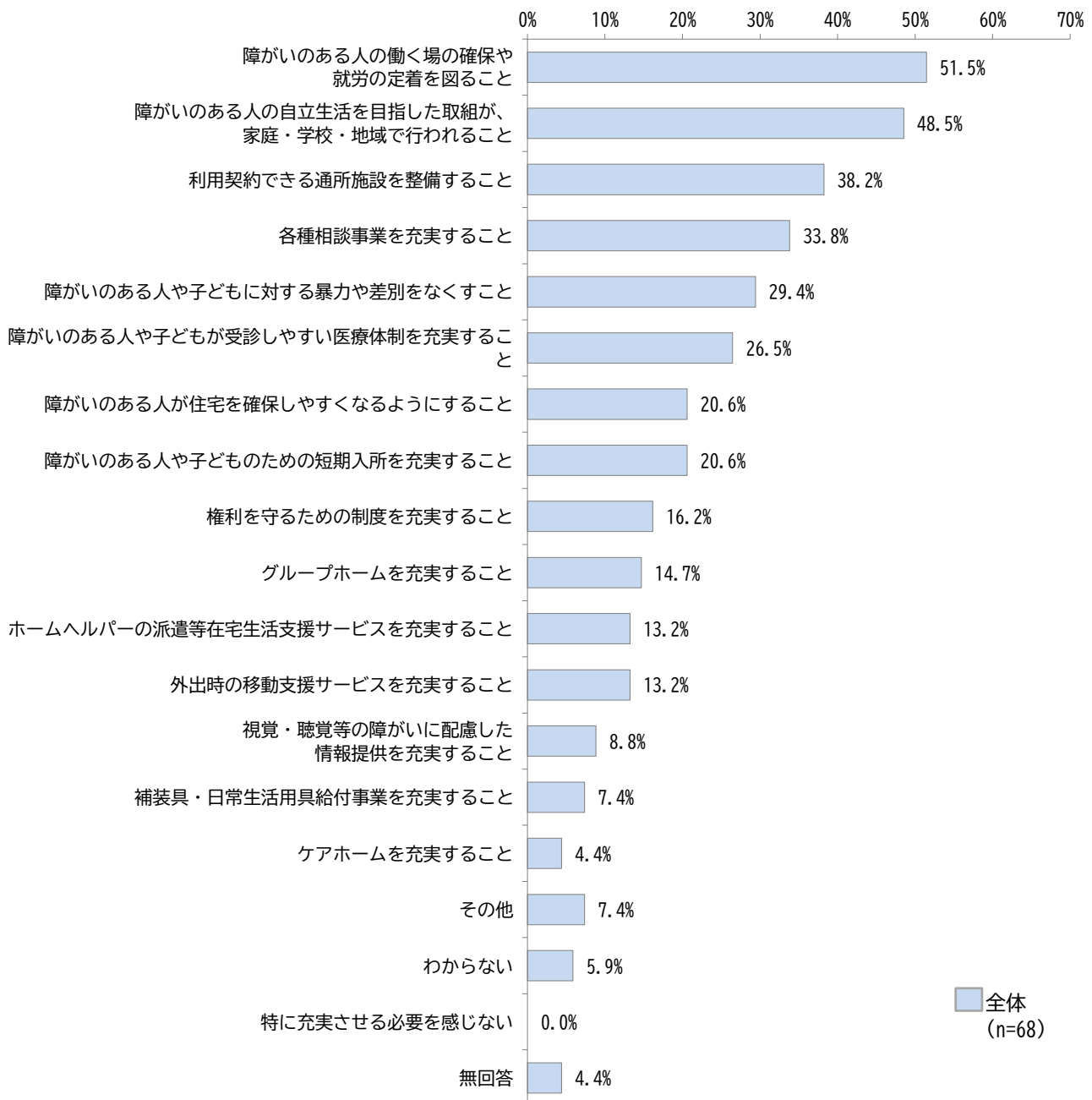
⑨就労における必要な配慮

将来希望する仕事に就く上で必要な配慮については、「職場内で、障がいに対する理解があること」が76.5%と最も高く、次いで「就業に対する相談支援体制が充実していること」、「障がいの状況にあわせた、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」がともに60.3%となっています。



⑩町の施策について重要なこと

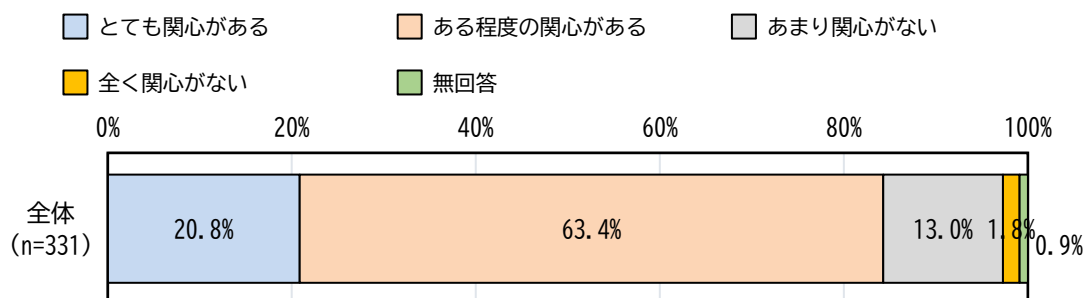
障がいのある人への施策について、町でどのようなことを充実させるとよいかについては、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が51.5%と最も高く、次いで「障がいのある人の自立生活を目指した取組が、家庭・学校・地域で行われること」が48.5%、「利用契約できる通所施設を整備すること」が38.2%となっています。



(4) 調査結果 【一般町民】

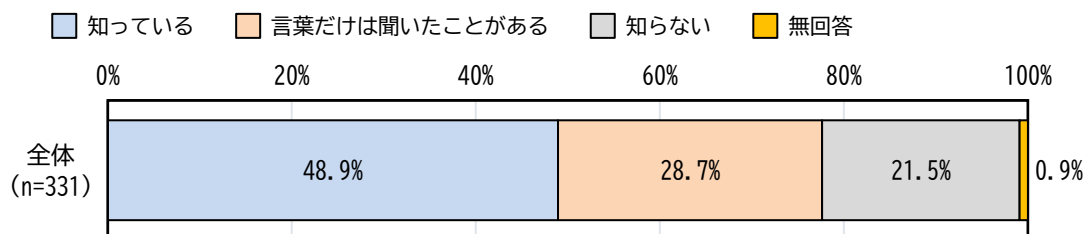
①福祉への関心

福祉への関心については、「ある程度の関心がある」が63.4%と最も高く、次いで「とても関心がある」が20.8%、「あまり関心がない」が13.0%となっています。



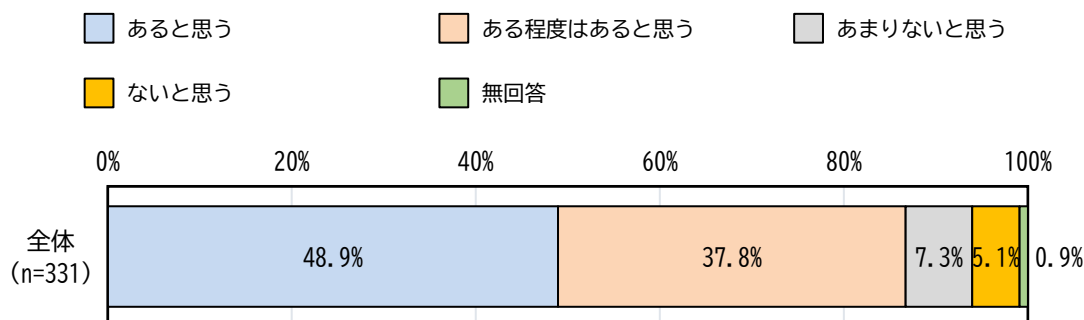
②「ノーマライゼーション」の認知度

障がいのある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「ノーマライゼーション」という考え方を知っているかについては、「知っている」が48.9%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」が28.7%、「知らない」が21.5%となっています。



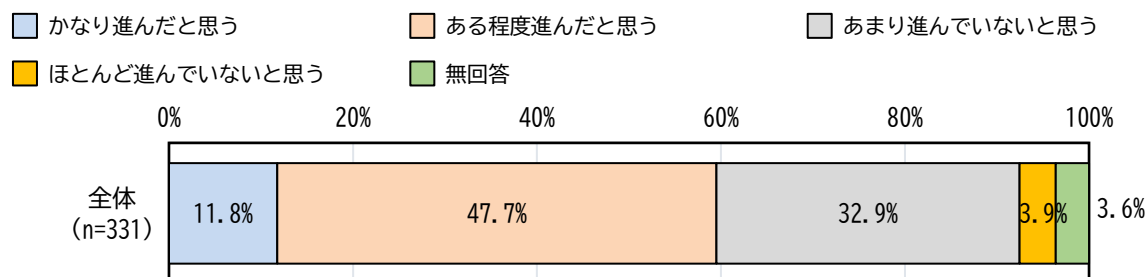
③障がいを理由とする差別や偏見

障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があるかについては、「あると思う」が48.9%と最も高く、次いで「ある程度はあると思う」が37.8%、「あまりないと思う」が7.3%となっています。



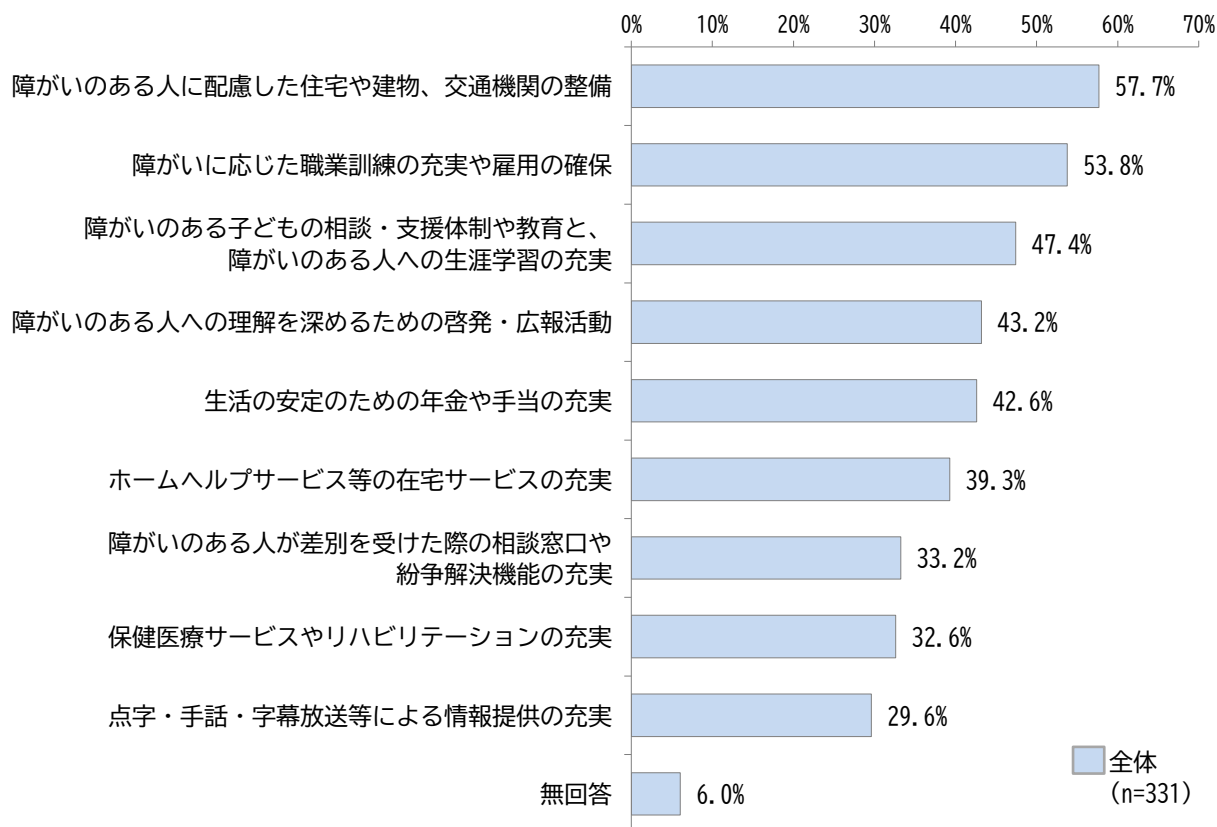
④障がい者施策が進んだと思うか

今から5年前と比べて障がい者施策は進んだと思うかについては、「ある程度進んだと思う」が47.7%と最も高く、次いで「あまり進んでいないと思う」が32.9%、「かなり進んだと思う」が11.8%となっています。



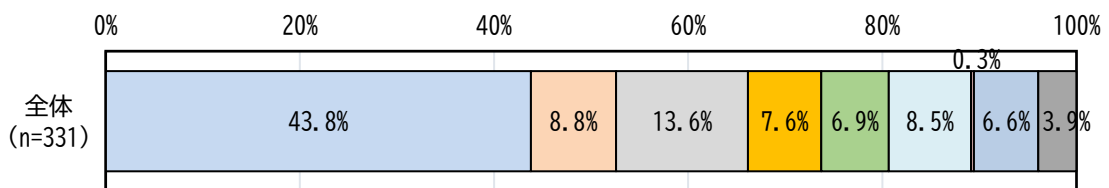
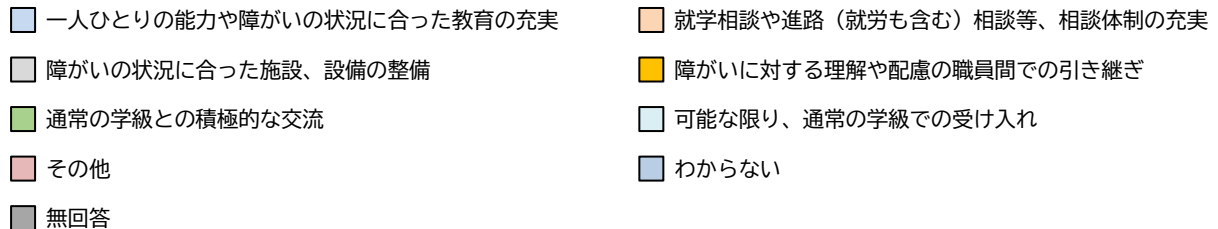
⑤障がい施策のうち力を入れる必要があると思うもの

障がい施策のうち力を入れる必要があると思うものについては、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が57.7%と最も高く、次いで「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が53.8%、「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育と、障がいのある人への生涯学習の充実」が47.4%となっています。



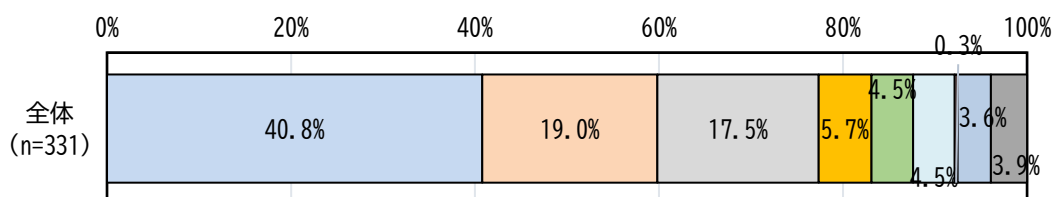
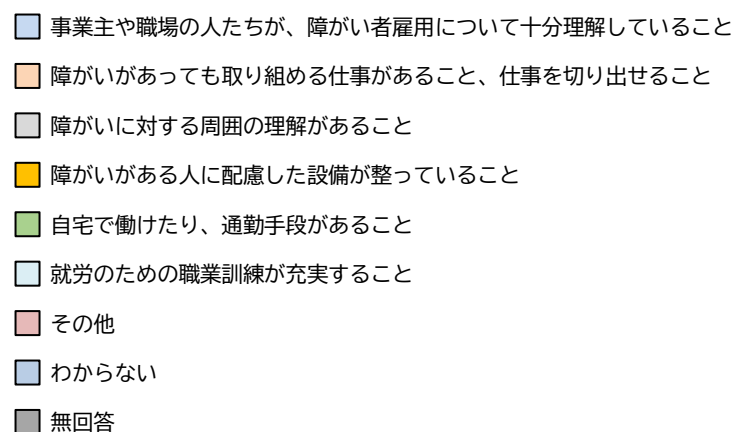
⑥教育について

障がいのある児童・生徒の教育に関して必要だと思うことについては、「一人ひとりの能力や障がいの状況に合った教育の充実」が43.8%と最も高く、次いで「障がいの状況に合った施設、設備の整備」が13.6%、「就学相談や進路（就労も含む）相談等、相談体制の充実」が8.8%となっています。



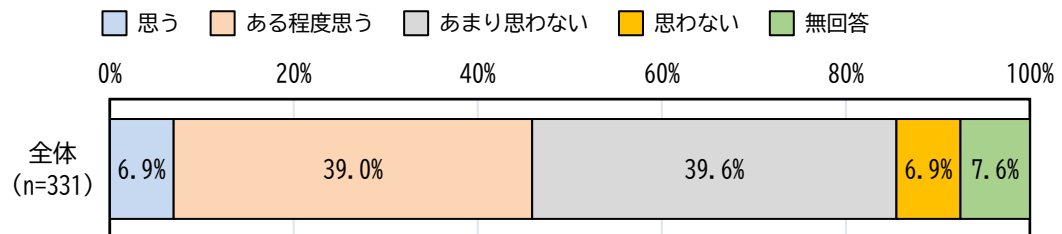
⑦就労について

障がいのある人が就労するために必要だと思うことについては、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が40.8%と最も高く、次いで「障がいがあっても取り組める仕事があること、仕事を切り出せること」が19.0%、「障がいに対する周囲の理解があること」が17.5%となっています。



⑧益城町は障がいがある人にとって暮らしやすいと思うか

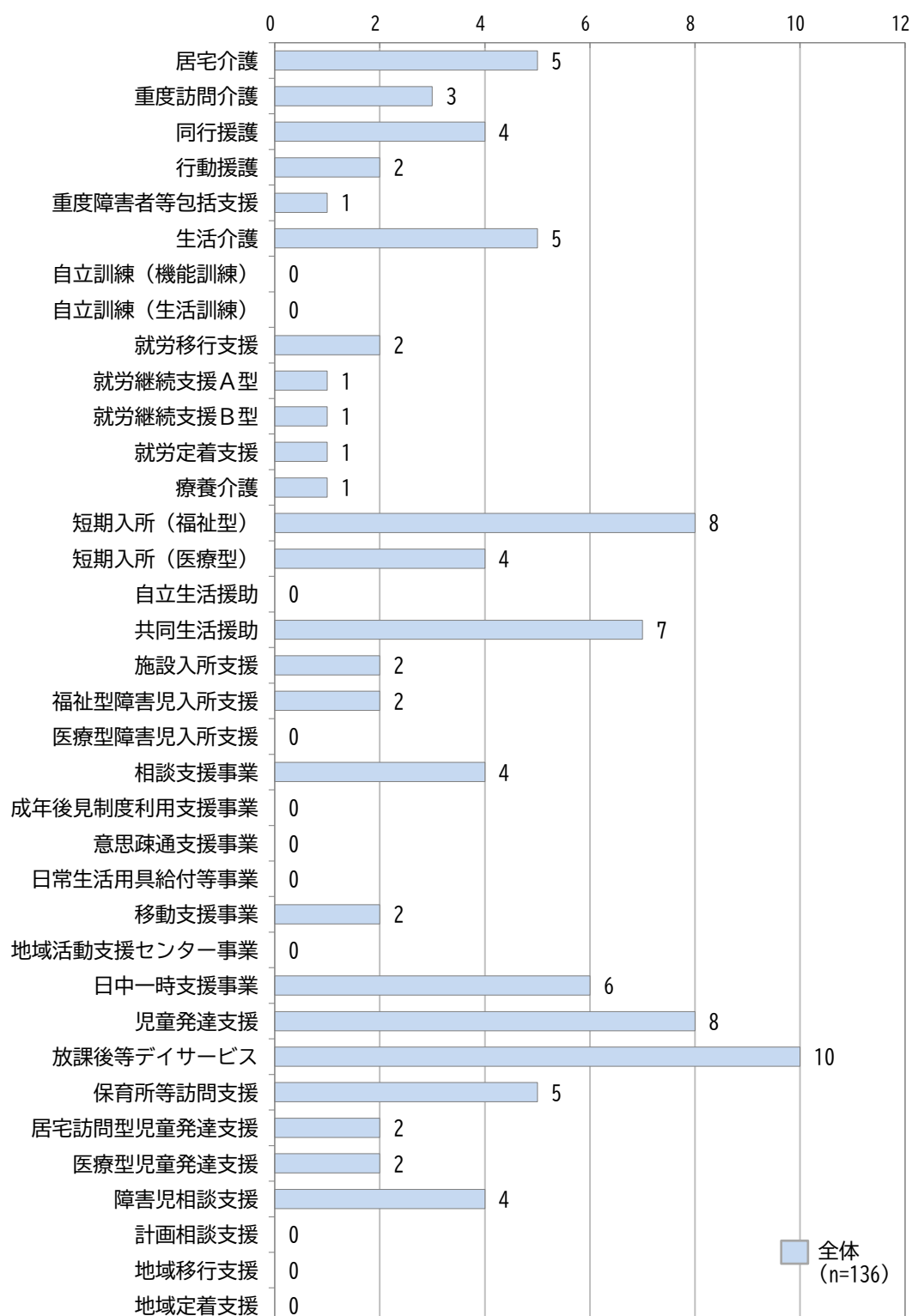
益城町は障がいがある人にとって暮らしやすいまちかと思うかについては、『思わない』（「あまり思わない」＋「思わない」の合算）が46.5%、『思う』（「思う」＋「ある程度思う」の合算）が45.9%となっています。



(5) 調査結果 【事業所】

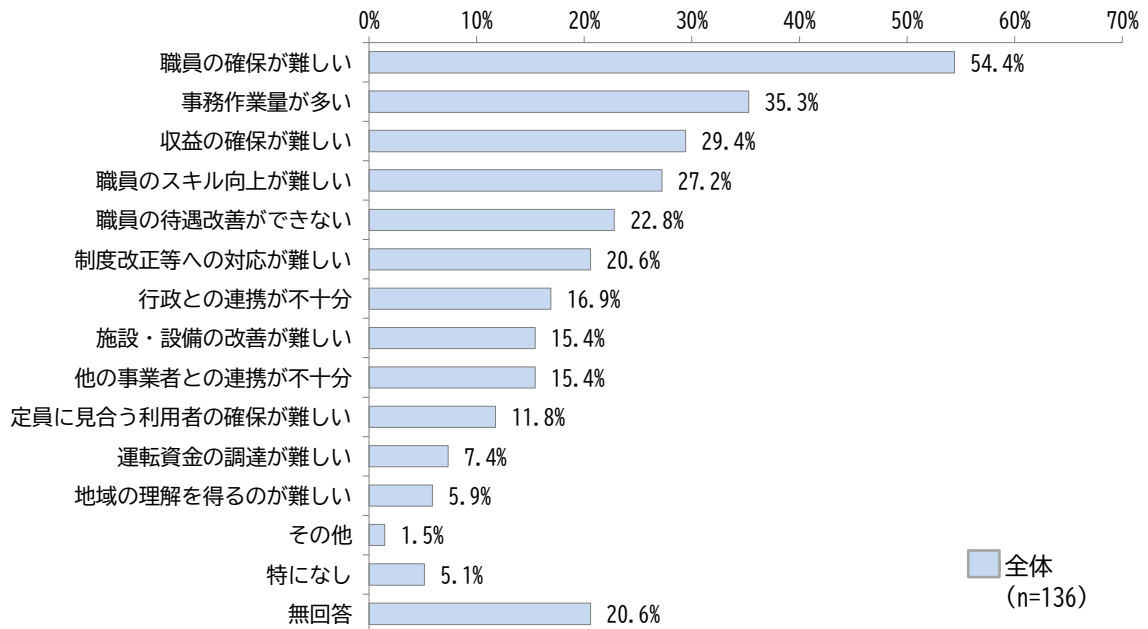
①益城町内で不足していると感じるサービス

本町内での不足しているサービスについては、「放課後等デイサービス」が10件と最も多く、次いで「短期入所（福祉型）※」、「児童発達支援」がともに8件となっています。



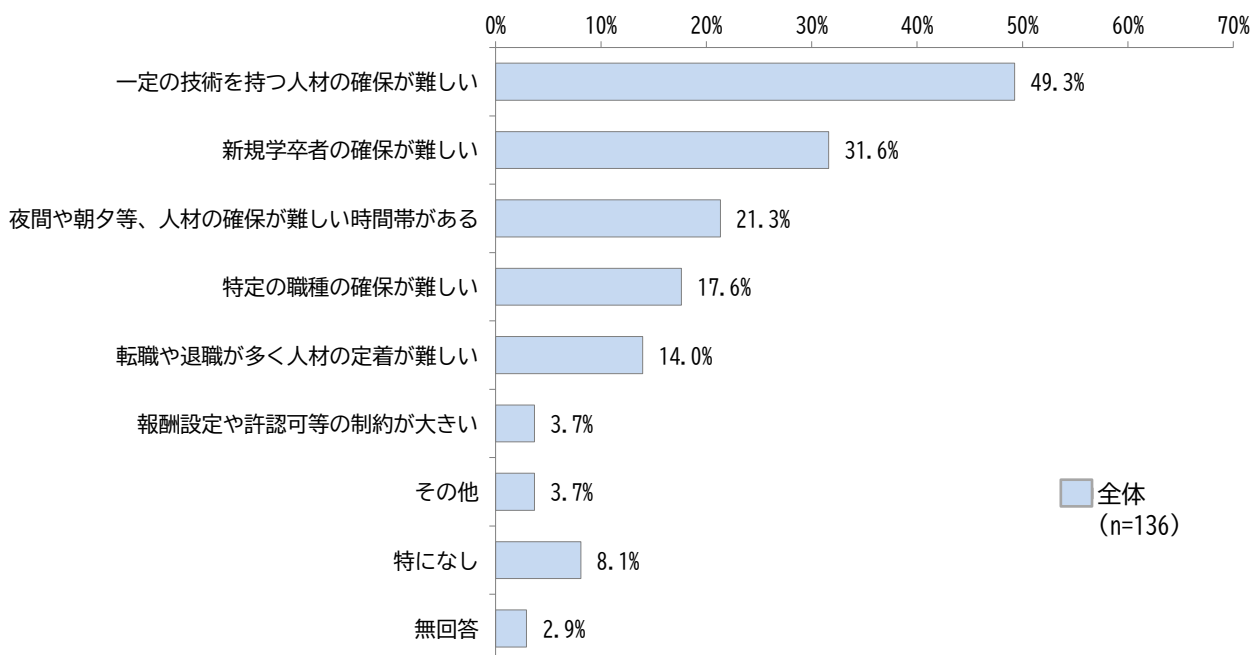
②サービスを提供する上での課題

サービスを提供する上で、課題となっていることについては、「職員の確保が難しい」が54.4%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が35.3%となっています。



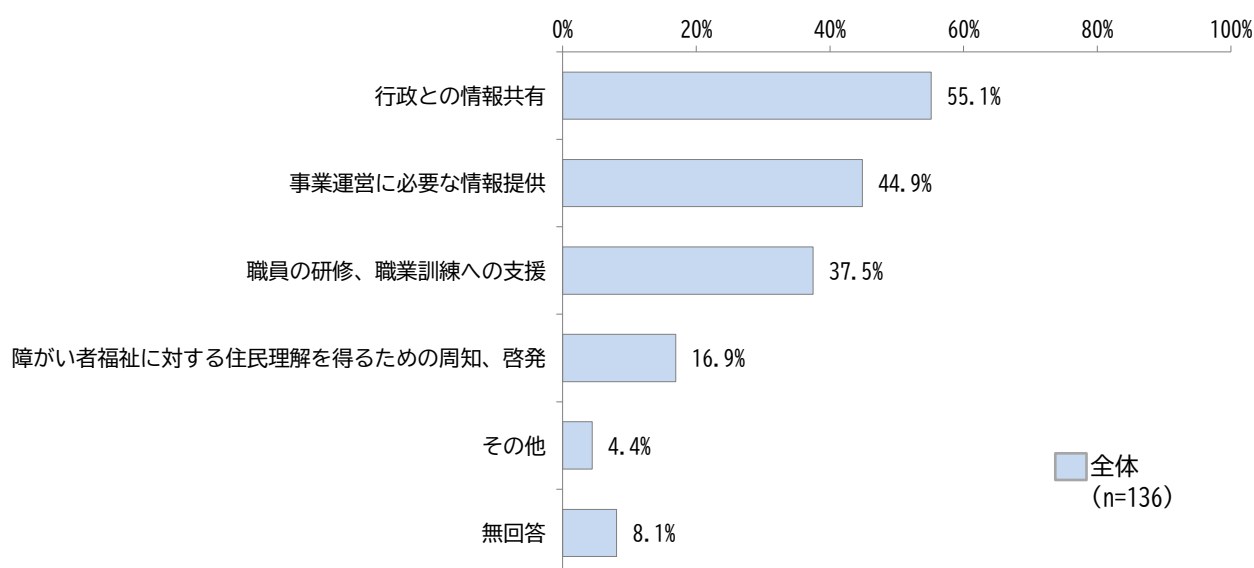
③人材を確保するための課題

人材確保における課題については、「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が49.3%と最も高く、次いで「新規学卒者の確保が難しい」が31.6%となっています。



④今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの必要な支援

今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの必要な支援については、「行政との情報共有」が55.1%と最も高く、次いで「事業運営に必要な情報提供」が44.9%となっています。



(6) 調査結果まとめ

アンケート調査での多数のご意見につきましては、今後、施策の検討の際に有効に活用いたします。

権利擁護、差別等	差別や嫌な思いをした経験	障がい者：「ある」＋「少しある」28.4% 障がい児：「ある」＋「少しある」61.7%
	差別や嫌な思いをした場所	障がい者：「外出先」37.0% 障がい児：「保育園・幼稚園等、学校、通所・入所施設」78.6% →（差別や嫌な思いをした内容）「偏見を感じるような対応をされた」61.9%
	成年後見制度の認知度	障がい者：「名前も内容も知らない」31.9%
	「ノーマライゼーション」の理解	障がい者：「理解されていない」17.7% →（どのような時に感じるか）「自分のことがわかってもらえないとき」45.1% 一般町民：「知らない」28.7%
	障がいがあることで諦めた経験	障がい者：「ある」41.9% →（諦めた内容）「旅行や遠距離の外出」57.3%
	障がいを理由とする差別や偏見があると思うか	一般町民：「あると思う」＋「ある程度はあると思う」86.7%
	地域の人の障がいがある人に対する理解	障がい児：「あまり理解されていない」＋「理解不足だと思う」60.3%
	福祉への関心	一般町民：「ある程度の関心がある」63.4%、「とても関心がある」20.8%、「あまり関心がない」13.0%
	今から5年前と比べて障がい者施策が進んだと思うか	一般町民：「あまり進んでいないと思う」＋「ほとんど進んでいないと思う」36.8%

生活	地域で生活し続けるために必要な支援	障がい者（身体）：「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」 30.7%
		障がい者（療育）：「経済的な負担の軽減」 42.1%
		障がい者（精神）：「経済的な負担の軽減」 51.9%
	日常生活を送る上での生活のしづらさ（買い物）	障がい者：「自分ではできない（全部介助が必要）」 24.6%、
	外出頻度	障がい者：「ほとんど外出しない」 6.9%
	外出する時に困ること	障がい者：「バス等の公共交通機関が少ない（ない）」 22.7%
	日常生活を送る上での生活のしづらさ（自分の意思を伝える）	障がい者：「介助（手話通訳や機器の使用等）があれば伝えることができる」 2.7%、「伝えることができない」 3.0%
	心身の状態について（コミュニケーション）	障がい者：「多少苦労します」 25.6%、「とても苦労します」 87.8%
	日常会話の聞き取り状況	障がい者：「会話の聞き取りに困難は感じない」 49.1%
	意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の利用	障がい者：「利用している」 7.4%
	障がい施策のうち力を入れる必要があると思うもの	一般市民：「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」 57.7%、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」 53.8%、「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育と、障がいのある人への生涯学習の充実」 47.4%
情報	障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手方法	障がい者（身体）：「町や県の広報紙、パンフレット」 48.7%
		障がい者（療育）：「家族や親せき、友人・知人」 43.9%
		障がい者（精神）：「かかりつけ医師や看護師」 38.3%
防災	災害時の自力避難	障がい者：「できない」 33.8%、「わからない」 16.3%
		障がい児：「できない」 55.9%、「わからない」 29.4%
	災害時に避難を助けてくれる人の有無	障がい者：「いる」 85.6%、「いない」 10.7%
	災害発生時に向けた準備に取り組んでいること	障がい者：「家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き」 39.4%、「持出し荷物の準備」 29.7%
	災害時の避難所で困ると思うこと	障がい児：「環境の変化に対応できるか」 64.7%、「コミュニケーションのこと」 63.2%、「プライバシー保護のこと」 36.8%
保健・医療	日常的に支えている主な支援者	障がい者：「家族・親戚」 67.2%、「日常的に支えている支援者は特にいない」 13.5%、「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」 7.5%
	一時的に介助等ができなくなった場合の対応	障がい者：「考えたことがない」 21.8%、「同居する他の家族・親族に頼む」 19.2%、「考えているが、まだ決めていない」 15.2%
	医療的ケアの有無	障がい者：「医療的ケアを受けている」 25.9%
	障がい、病気、けが等のための医療を受ける頻度	障がい者：「1ヶ月に1回程度」 38.1%、「2～3ヶ月に1回程度」 11.1%、「医療機関にかかっていない」 8.9%
	1ヶ月当たりの医療費の自己負担	障がい者：「3千円以上1万円未満」 42.2%、「1円以上3千円未満」 25.6%、「1万円以上3万円未満」 12.1%
	発達障がいとしての診断の有無	障がい児：「ある」 79.4%、「ない」 17.6%
相談支援	悩みや困ったことの相談相手	障がい者：「家族や親せき」 74.4%、「友人・知人」 25.4%、「かかりつけの医師や看護師」 21.0%
	障害福祉サービスの利用状況	障がい者：「障がい福祉サービスを利用していない」 50.1%、「障がい福祉サービスを利用しており、障害支援区分の認定を受けている」 14.1%、「障がい福祉サービスを利用しているが、障害支援区分の認定状況はわからない」 11.5%
		障がい児：「現在利用している」では、「放課後等デイサービス」 77.9%、「児童発達支援」 22.1%、「保育所等訪問支援」 17.6%

	障害福祉サービス等の利用で困っていること	障がい児：「特に困っていない」27.9%、「通いにくい」、「サービス内容に関する情報が少ない」22.1%
	現在の生活で困っていることや不安、日常生活に必要な支援	障がい児：「学校、進学、勉強に関すること」75.0%、「友達や家族以外の人との関係（コミュニケーションの取り方等）」33.8%、「（はっきりしないが）将来に関すること」32.4%
	通園・通学・学級で困っていること	障がい児：「友だちとのトラブル」57.4%、「周囲の子たちの理解」51.5%、「授業内容について」48.5%
就 労	収入を得る仕事の有無	「現在、収入を得る仕事をしていない」49.8%
	継続的に収入を得る仕事をするために必要と感じていること	障がい者（療育）：「職場に障がいに対する理解があること」28.1% 障がい者（精神）：「職場に障がいに対する理解があること」、「柔軟な勤務体制」21.0%
	就労のために必要な配慮	障がい児：「職場内で、障がいに対する理解があること」76.5%
	町の施策について重要なこと	障がい児：「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」51.5%、「障がいのある人の自立生活を目指した取組が、家庭・学校・地域で行われること」48.5%、「利用契約できる通所施設を整備すること」38.2%
	障がいのある人が就労するために必要だと思うこと	一般町民：「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」40.8%
教 育	障がいのある児童・生徒の教育に関して必要だと思うこと	一般町民：「一人ひとりの能力や障がいの状況に合った教育の充実」43.8%
	現在の生活で困っていることや不安	障がい児：「学校、進学、勉強に関すること」75.0%
社会参加	地域活動やボランティア活動、地域の行事への参加頻度	障がい者：「まったく参加していない」53.2%、「あまり参加していない」19.3%、「時々参加している」11.6% →（その参加内容）「町内会・自治会等の活動」53.4%、「老人クラブの活動」33.9%、「地域でのボランティア活動」30.5%

第2部 第4期益城町障がい者計画

第1章 基本理念等

1 基本理念

障がいのある人もない人も共に、 いきいきと生活し、活動できる社会を目指して

本計画では、「障がいのある人もない人も共に、いきいきと生活し、活動できる社会を目指して」というこれまでの障がい者計画の基本理念を継承・踏襲するとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を能力に応じて補い合い、助け合って地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、各種施策を推進します。

2 計画の目標

第6次益城町総合計画第2期基本計画（令和4年度～令和8年度）では、障がい福祉の推進の分野において、「障がいがある人が、自身の個性を発揮しながら、安心して生活を送ることができる社会になっている」を目標に掲げており、「①障がいのある人が、個性を発揮しながら、安心して生活できる地域共生社会づくりの推進」「②適切な障害福祉サービス、保健医療サービスの提供」「③療育・教育環境の整備」「④障がいのある人が快適に暮らせるまちづくりの推進」の4つの施策に取り組むこととしています。

本計画において、地域をあげての支援や福祉サービスの充実が求められていることから、第3期益城町障がい者計画を継承・踏襲し、以下に掲げる3つの内容を目標として各種施策を推進します。

目標1 地域ぐるみの福祉活動の活性化

共生社会の実現に向けて、障がいについての理解を深め、障がい者や障がい児を地域で支える体制づくりを推進します。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図ります。

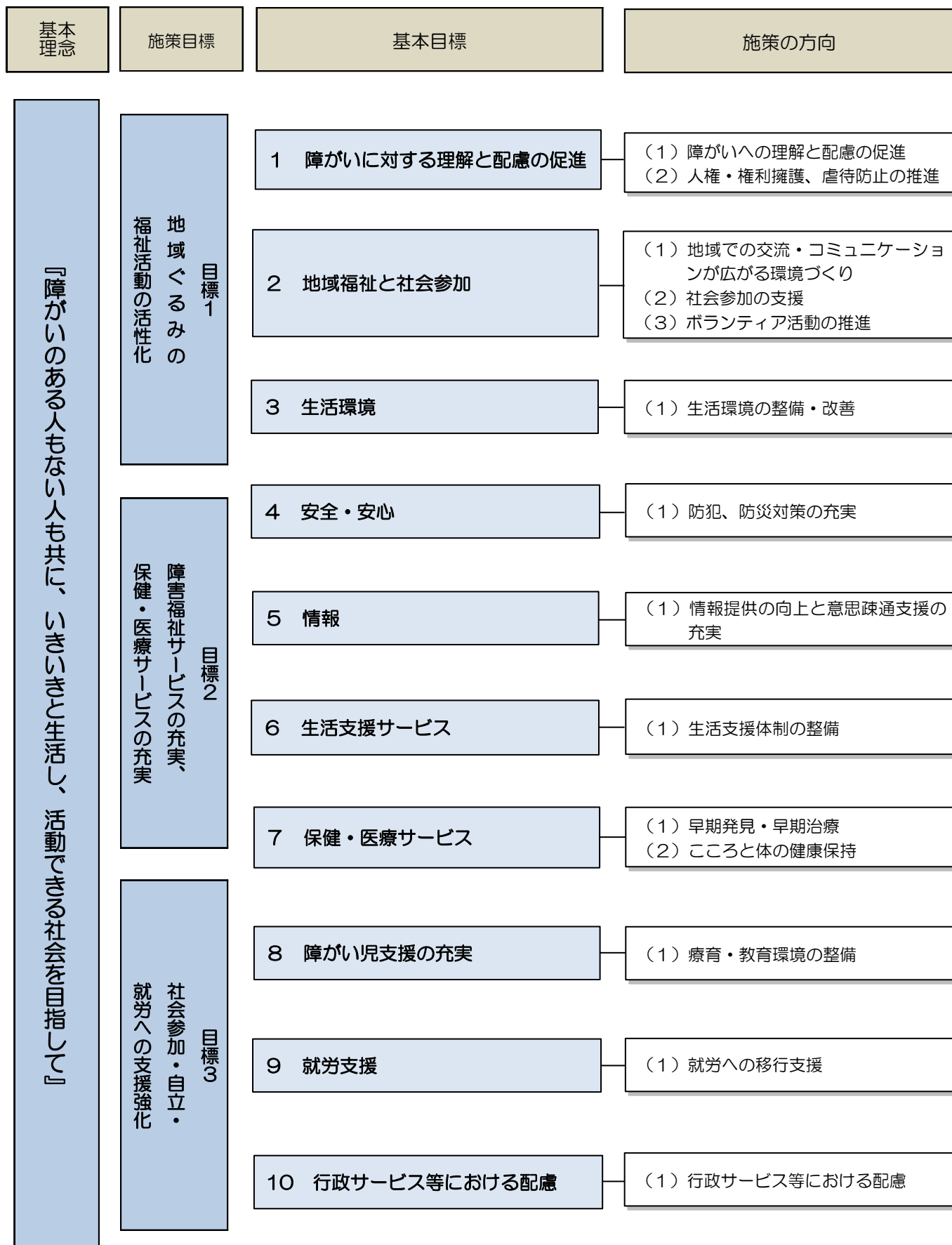
目標2 障害福祉サービスの充実、保健・医療サービスの充実

障がい者や障がい児の多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、保健・医療の連携や相談支援、権利擁護の充実に努め、障がい者や障がい児の地域生活を支援します。

目標3 社会参加・自立・就労への支援強化

障がい者や障がい児のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の社会参加をサポートするため、施設・ボランティア団体等とさらなる連携を図ります。また、障がい者の就労支援に努め、障がいのある人もない人も共に充実感や幸福感を持っていきいきと生活できる社会づくりを推進します。

3 施策の体系



第2章 具体的な施策の展開

1 障がいに対する理解と配慮の促進

(1) 障がいへの理解と配慮の促進

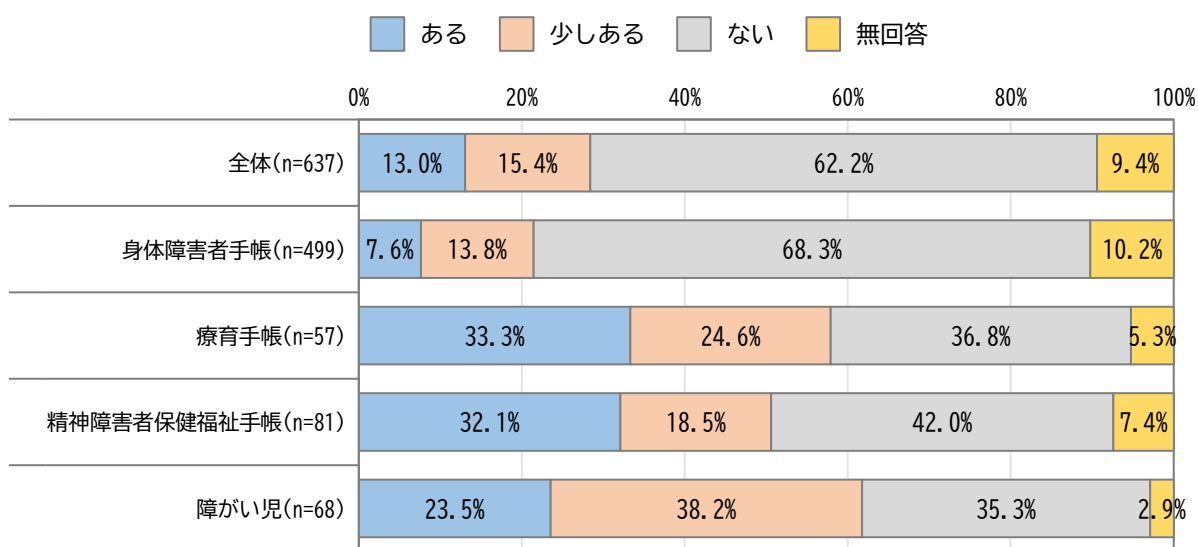
【現状と課題】

障がいへの理解と配慮については、町の広報紙やホームページ等で障害者差別解消法や障がい者虐待防止等についての周知・啓発を行っています。

アンケート調査結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について「ある」（『ある』と『少しある』の合算）が障がい者調査で28.4%、障がい児調査で61.7%となっています。

障がい者への正しい理解と認識についての認知不足が指摘されている現状を踏まえ、「障害者差別解消法」の改正に伴い、さらなる啓発の方法を改める必要があります。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験（障がい者・障がい児） 再掲】



【施策の展開】

① 広報紙等による啓発・周知	・ 障がい者への理解を深め、差別や偏見をなくすため、町の広報紙やホームページ等を活用し、当事者の抱える困難や必要な配慮等について啓発・周知を推進します。 ・ 障がい者団体や地域住民、ボランティア団体等が開催するイベント等の周知に協力し、住民が障がいに対する理解を深める機会を広げます。
② 障がい者への情報提供の推進	・ 障がい福祉に関する各種制度について「障がい福祉のしおり」やパンフレット等を用いて、分かりやすい情報の提供に努めます。

(2) 人権・権利擁護、虐待防止の推進

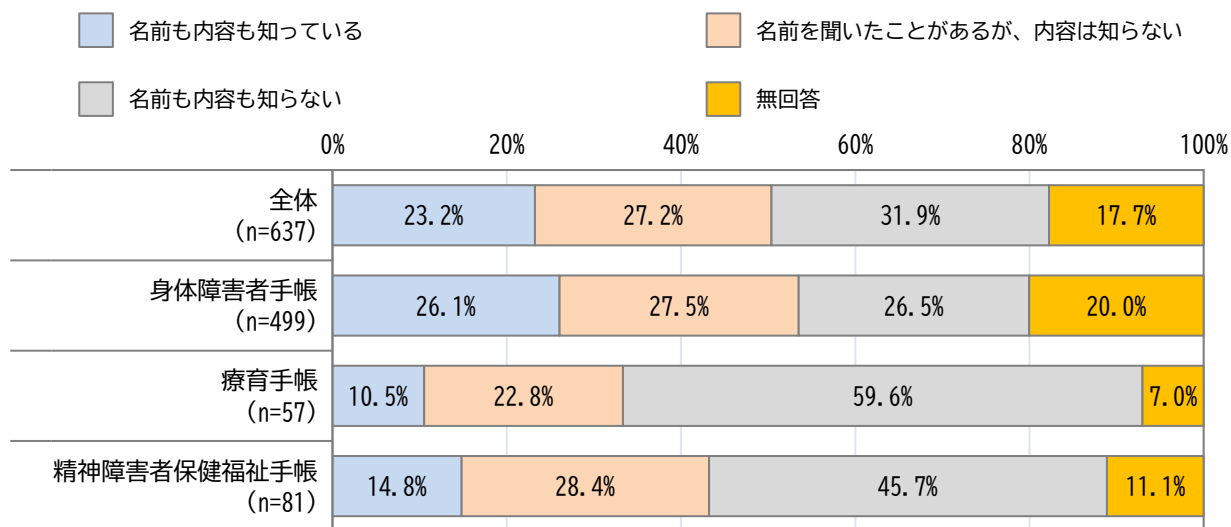
【現状と課題】

上益城圏域において「成年後見制度利用促進協議会」を設置し、関係機関との連携や情報共有、成年後見制度の利用促進を図っています。また、上益城障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報又は届出の受理や障がい者保護のための相談、指導及び助言を実施しています。さらに、上益城障害者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別についてのケース検討や、情報提供、意見交換等を行っています。

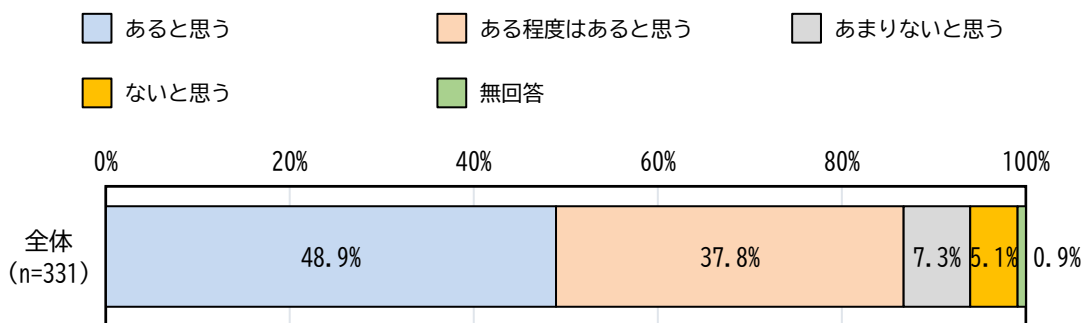
障がい者調査結果では、成年後見制度の認知度について「名前も内容も知らない」が31.9%となっています。一般町民調査結果では、障がいを理由とする差別や偏見について「あると思う」が48.9%、「ある程度はあると思う」が37.8%と8割以上となっています。

成年後見制度については、制度の認知度は深まっていますが、具体的内容についての理解が進んでいるとは言い難く、また、障がい者の利用も少ないため、更なる制度の周知や支援が必要です。また、「障害者虐待防止法※」や「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者の人権・権利擁護の推進に取り組んでいく必要があります。

【成年後見制度の認知度（障がい者） 再掲】



【障がいを理由とする差別や偏見（一般町民） 再掲】



【施策の展開】

① 成年後見制度の 周知・普及	・ 広報紙等を活用し、成年後見制度の周知に努めます。また、関係機関と連携し、必要な人へ「成年後見制度利用支援事業」等の支援を行います。 ・ 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応するため、法人後見制度の体制整備に取り組みます。
② 虐待防止の強化	・ 広報紙等を通じて、障害者虐待防止法について周知し、虐待予防・対応に対する住民の理解を深めます。 ・ 障害福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止に関する研修を実施します。
③ 障がい者への 差別解消の強化	・ 上益城障害者差別解消支援地域協議会と連携し、障がい者の人権相談や差別解消へ向けた対応を強化します。 ・ 広報紙等を用いて「障害者差別解消法」のさらなる啓発を行うとともに、法改正に伴い民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについて、その趣旨等の周知に努めます。

2 地域福祉と社会参加

(1) 地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり

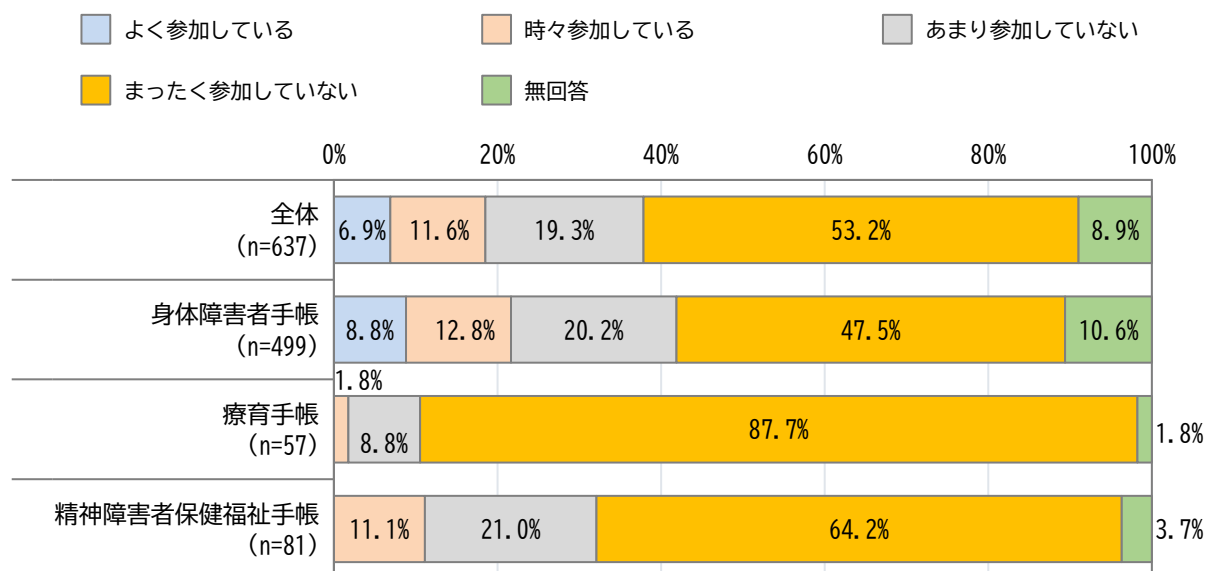
【現状と課題】

行政区別福祉座談会を実施し、区長、民生委員・児童委員※、高齢者相談員、コミュニティソーシャルワーカー等と障がい者世帯等についての情報共有を行うとともに、認知症の方を対象とした見守り情報登録事業を実施しています。身体障がい者※相談員・知的障がい者※相談員ともに様々な相談を受け、民生委員・児童委員の障害者福祉部会と連携して地域支援を実施しています。また、社会福祉協議会※と連携しながら参加年齢を限定しない地域サロンを開催しています。

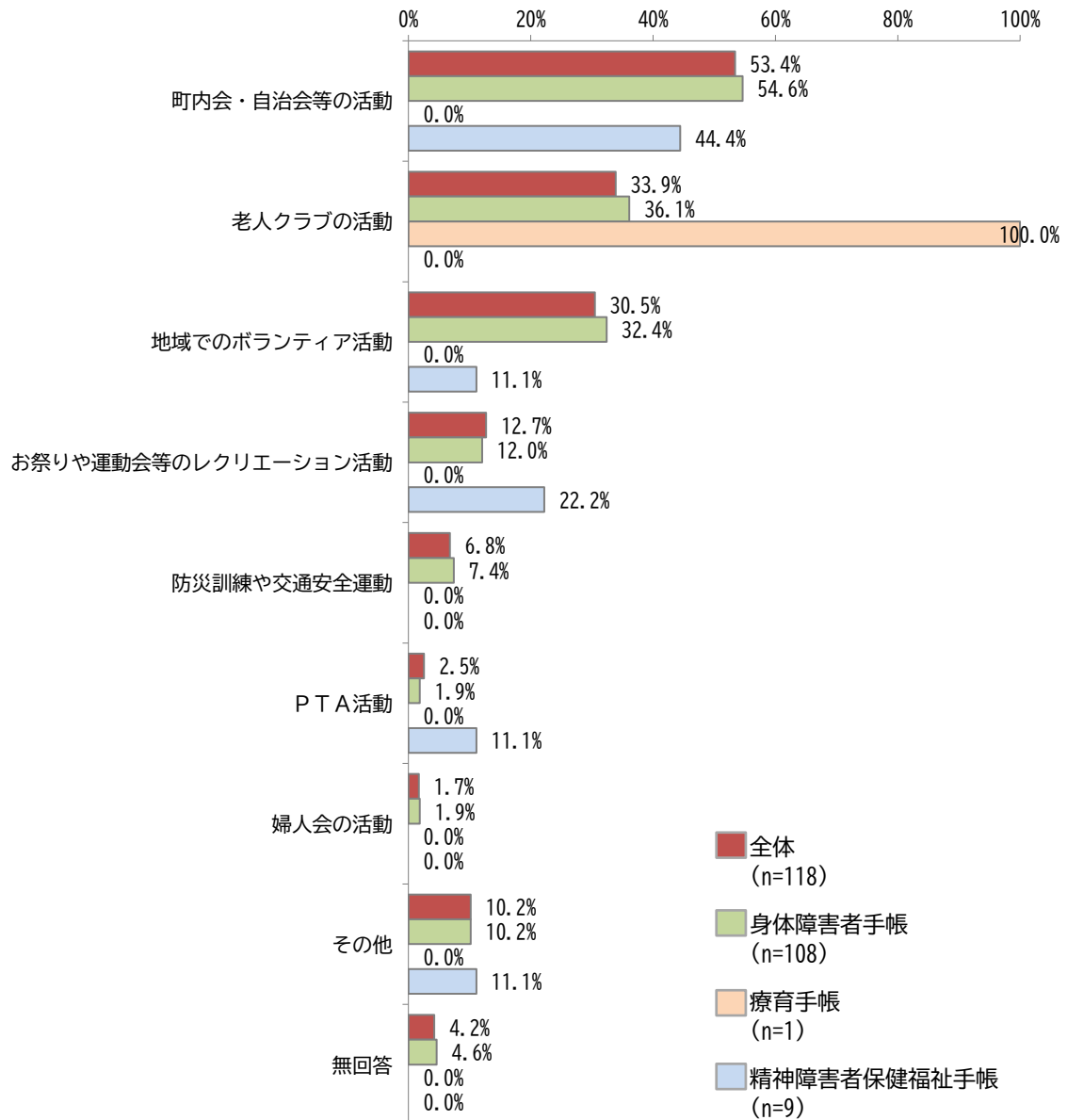
障がい者調査結果では、地域活動やボランティア活動、地域の行事への参加頻度について「参加していない（『あまり参加していない』＋『まったく参加していない』の合算）が72.5%となっています。また、参加内容については「町内会・自治会等の活動」が53.4%と最も高く、次いで「老人クラブの活動」が33.9%、「地域でのボランティア活動」が30.5%となっています。

住み慣れた地域で、自分らしく生活ができるように、共に生き、支えあう社会をつくるため、障がい者と地域をつなぐ見守りネットワークの構築を推進する必要があります。

【地域の行事等への参加頻度（障がい者） 再掲】



【地域の行事等への参加内容（障がい者） 再掲】



【施策の展開】

① 地域における見守り・相談支援体制の充実	・ 社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員、障がい者相談員等と連携し、普段から見守り・相談支援体制づくりを推進します。
② 地域での交流促進	・ 社会福祉協議会と連携し、障がい者を含め誰もが参加しやすい地域サロンづくりをさらに推進します。

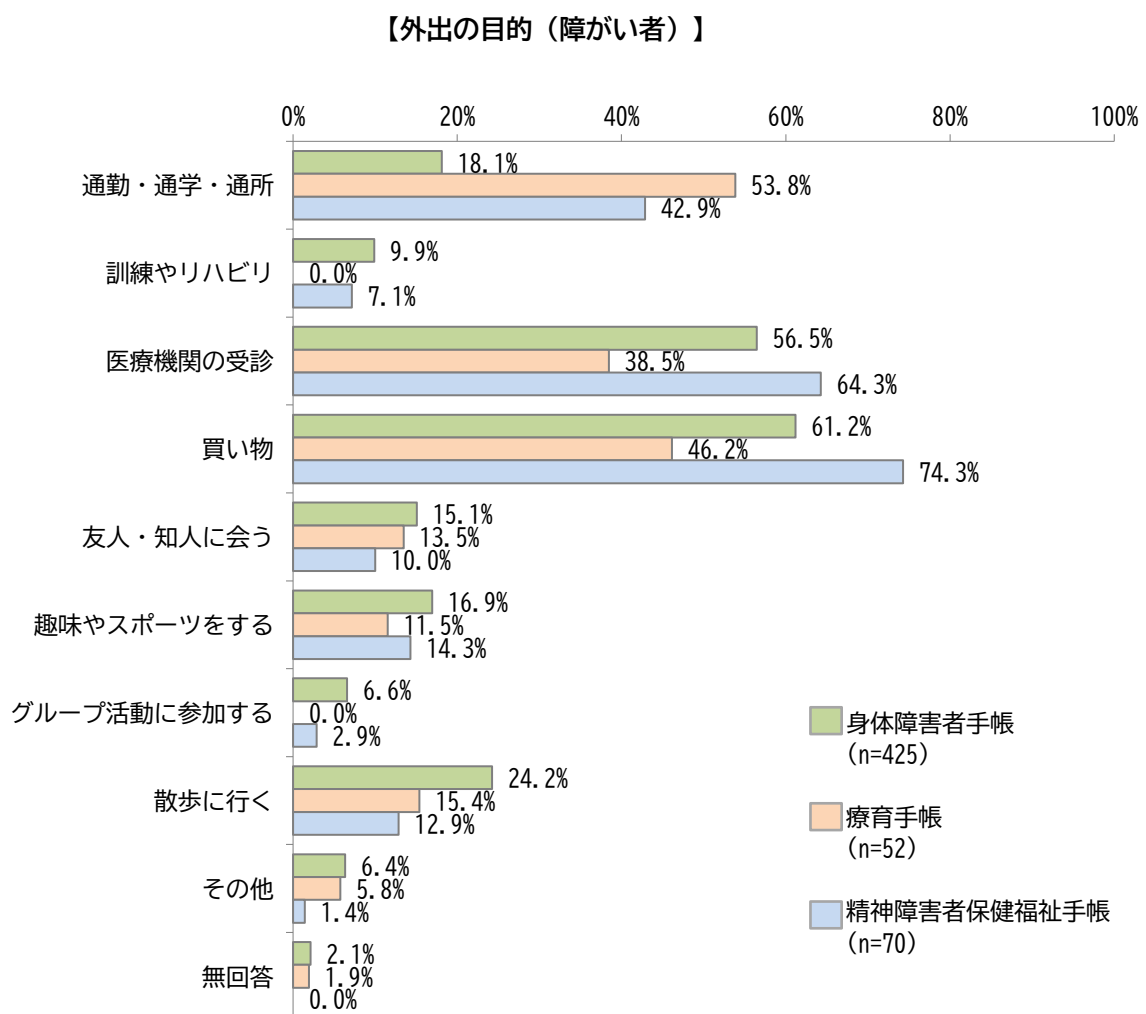
(2) 社会参加への支援

【現状と課題】

各障がい者団体や、福祉事業所等と連携し、障がい者団体のスポーツ大会への参加支援を行っています。

障がい者調査結果では、外出の目的として「趣味やスポーツをする」と回答した割合は、身体手帳所持者が16.9%、療育手帳所持者が11.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が14.3%と少なくなっています。

各種団体や事業所間の連携及び関係機関との連携を強化するとともに、文化・スポーツ活動等を通じた交流機会や仲間づくり、作品等の発表の場の提供等に向けた支援が必要です。



【施策の展開】

① 文化芸術活動・スポーツの振興	・障がい者の文化芸術活動・スポーツの振興に関するイベントや講座について、広報紙や町ホームページ等で情報発信を推進します。 ・障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい文化芸術・スポーツイベントの開催を支援し、障がい者の文化芸術・スポーツ活動への参加の機会を創出します。
-------------------------	--

(3) ボランティア活動の推進

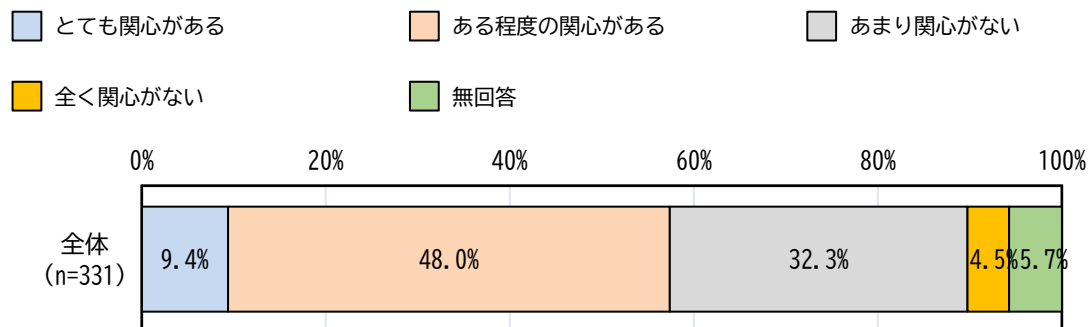
【現状と課題】

障がい者に対するボランティア活動を行う団体があり、まちづくり活動支援センターと社会福祉協議会が連携して、ボランティア事業を実施しています。また、ボランティア団体が活動しやすい環境づくりのサポートを実施しています。

一般町民調査結果では、障がいのある人の生活を支援する福祉関係のボランティア活動への関心について「関心がある」（『とても関心がある』＋『ある程度の関心がある』の合算）が57.4%となっています。

まちづくり活動支援センターを通じて、ボランティア活動の機会や参加促進をするとともに、広報紙等によるボランティア団体についての普及啓発を図る必要があります。

【ボランティア活動への関心（一般町民）】



【施策の展開】

① 人材の育成や確保への支援	・ ボランティアに興味のある人を対象とした養成講座の開催を支援し情報提供や機会の提供等を行います。
② ボランティア活動の推進のための情報提供や啓発	・ 誰もがボランティア活動に参加しやすいように、まちづくり活動支援センターを中心として、広報紙等によりボランティア団体やその活動について情報提供を行います。

3 生活環境

(1) 生活環境の整備・改善

【現状と課題】

災害公営住宅として整備したＲＣ造（５階建て）の町営住宅については、ＥＶ設置、障がい者や高齢者に対応した住居を整備しています。障がい者に配慮した住環境を整備・提供するために、重度の身体、知的障がい者がいる世帯に対し、手すりの設置や段差解消等の軽微な改修や在宅での生活を支援するための住宅改造の助成事業を実施するとともに、「日常生活用具給付等事業」を活用した動作補助のための用具の給付や住宅改修の給付を行っています。

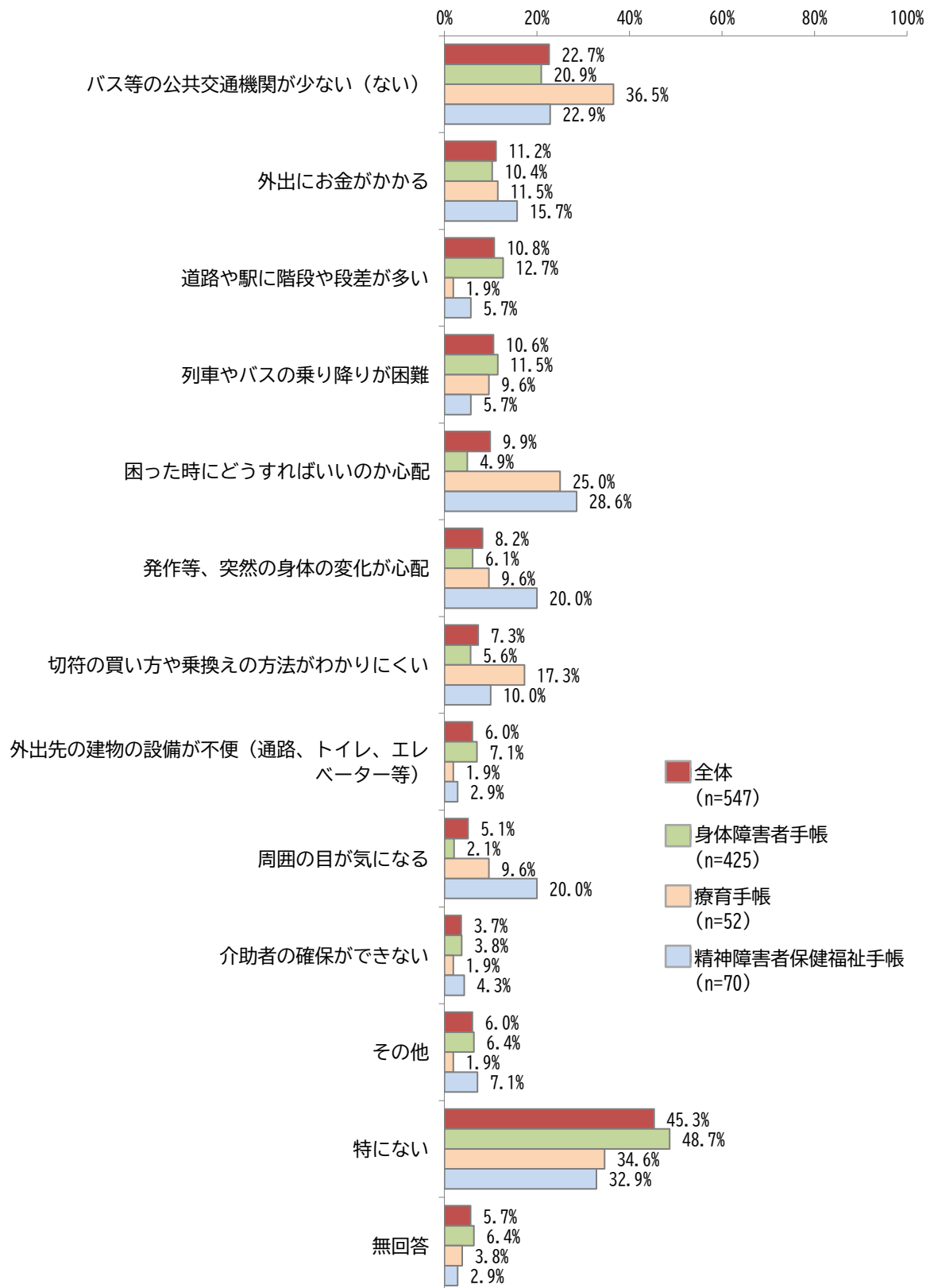
教育施設については、対象施設を追加検討しつつ、各学校へのＥＶ設置、集会所のトイレ改修・スロープ設置工事等のバリアフリー化を推進しています。

既存歩道の整備、改良に合わせた歩道の新設、舗装の改築を進めており、屋外での移動が困難な障がい者等に社会参加のための外出の支援を実施し、移動困難者支援における取組を推進しています。

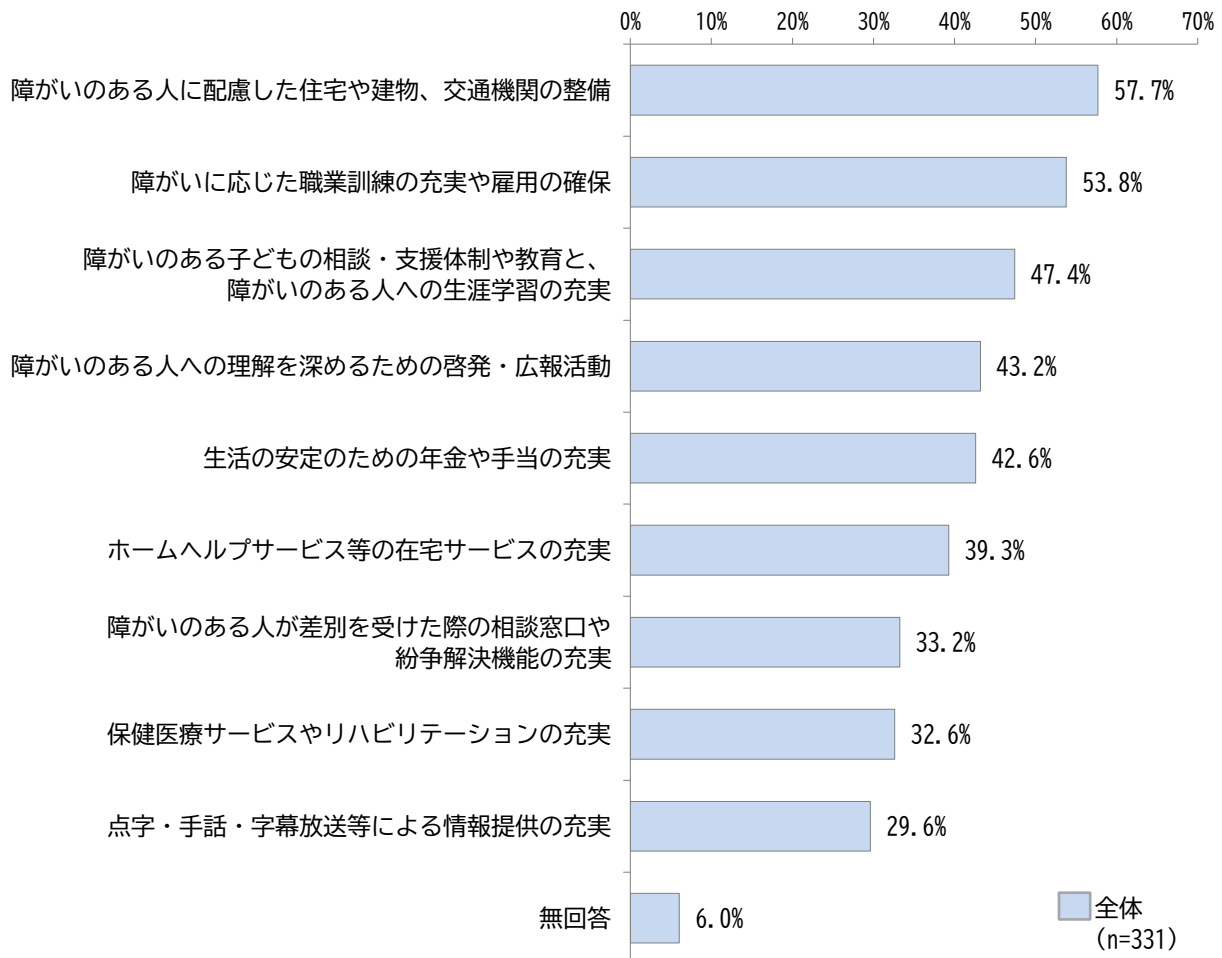
障がい者調査結果では、外出の時に困ることについて「バス等の公共交通機関が少ない（ない）」が２２．７％となっています。また、一般町民調査結果では、障がい施策のうち、もっと力を入れる必要があるものについて「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が５７．７％となっています。

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが重要です。住宅における手すりの設置や段差の解消、公共施設等においてもユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化に取り組む必要があります。

【外出する時に困ること（障がい者） 再掲】



【障がい施策のうち、もっと力を入れる必要があるもの（一般町民） 再掲】



【施策の展開】

① 安全快適な公共施設等の整備	・ 公共施設等の整備において、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
② 居住環境の整備	・ 居住水準の向上のため、手すりや段差解消等の軽微な改修については、引き続き支援を継続します。 ・ 重度障がい者の在宅での生活を支援するため、住宅改造の助成事業を実施します。 ・ 障がい者の居住支援の拠点となる地域生活支援拠点等[*]の機能の充実を図ります。
③ 道路環境の整備	・ 安全安心な歩行空間を確保するため適切な歩道幅員や平坦性を有した道路環境の整備を推進します。
④ 移動しやすい環境の整備	・ 障がい者の外出支援を図るため「障害者タクシー券交付事業」を引き続き実施します。

4 安全・安心

(1) 防犯、防災対策の充実

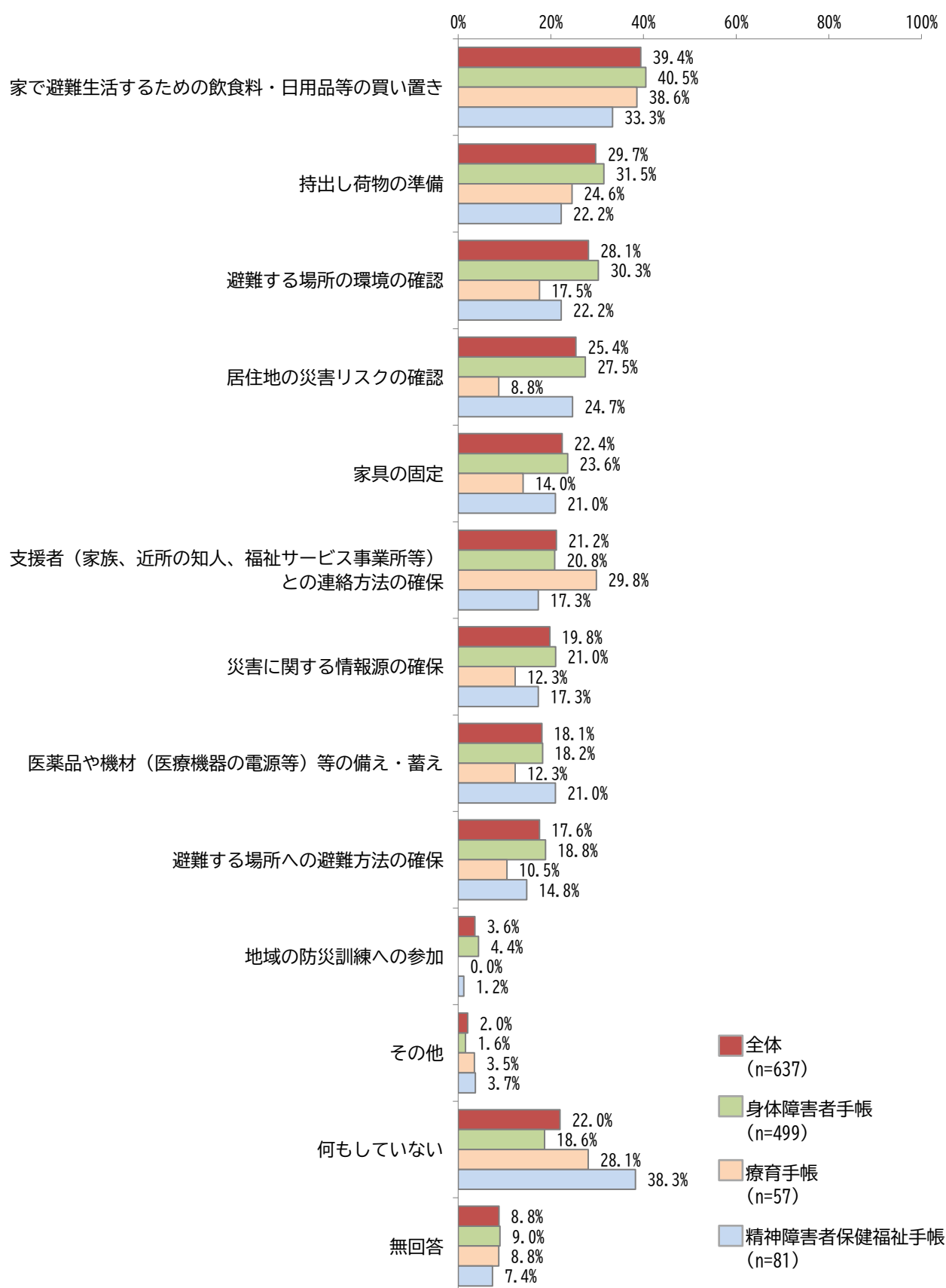
【現状と課題】

避難所運営マニュアルに基づき、総合防災訓練において町職員と町防災士連絡協議会員合同の避難所開設・運営訓練の実施や小学校における防災講話、各地区において防災倉庫の説明会等を実施しています。防災設備の支援として、「日常生活用具給付等事業」により障がい者向け火災警報器や自動消火器の給付を実施しています。また、消費生活における支援については、毎週月曜日に消費生活相談室を開設し、消費生活に関する相談を受けています。

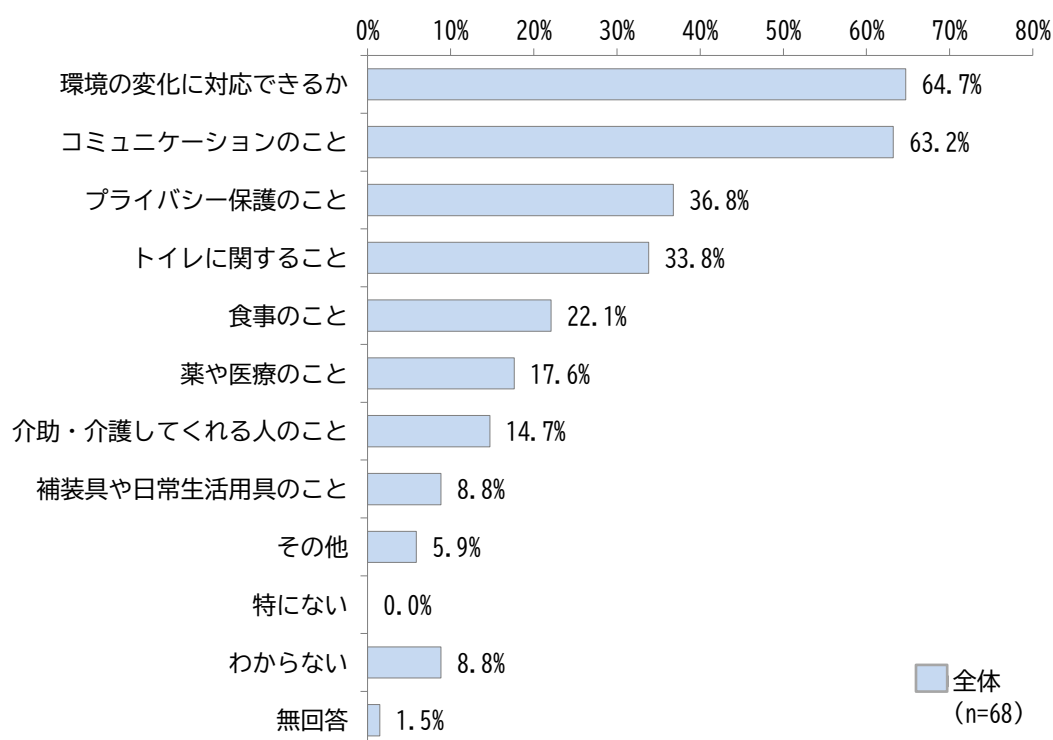
障がい者調査結果では、災害発生時に向けた準備に取り組んでいることについて「何もしていない」が22%となっています。障がい児調査結果では、災害時に避難所で困ることについて「環境の変化に対応できるか」が64.7%、「コミュニケーションのこと」が63.2%となっています。

災害時は、行政の支援だけではなく、地域住民による自主防災組織の設立・運営が重要であり、地域による協力体制の構築が必要です。また、障がい者の生命と財産を悪徳商法等から守るため、民生委員・児童委員や消費生活相談員等が相談に応じ、犯罪を未然に防ぐ地域での見守り活動等、社会意識の醸成が必要です。

【災害発生時に向けた準備（障がい者） 再掲】



【災害時に、避難所で困ること（障がい児） 再掲】



【施策の展開】

① 災害時の支援体制の構築・自主防災組織の整備	・「災害時要支援者避難支援計画」に基づく個別計画については、制度の周知を図り、要支援者と行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携体制の構築を図ります。 ・小学校区単位、自治会単位等において自主防災組織を設立し、町内全域における連携体制の構築を図ります。
② 防災教育・避難訓練の推進	・地域において防災教育の大切さや避難訓練の重要性についての啓発を行います。 ・地域で障がい者等の要配慮者を守る意識を醸成させるため、要配慮者、町、自治会、民生委員児童委員等が情報を共有し、連携を図ります。 ・要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。
③ 防犯対策の充実	・民生委員・児童委員や消費生活相談員等が連携し、地域での見守り活動や啓発活動を行い、地域ぐるみで防犯対策の実施を図ります。 ・聴覚に障がいのある人等に、音声による１１０番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して文字で警察に通報できる「１１０番アプリシステム」や電話リレーサービス等の普及及び利用促進に努めます。

5 情報

(1) 情報提供の向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者の情報格差の解消や、障がい者がＩＣＴを利用し、その技術の習得の支援を行うことは、障がい者の生活環境の向上、社会活動への参加のための重要な施策となります。県が行うＩＣＴを利用した職業訓練等、障がい者のＩＣＴ利用の向上を目的とした事業の情報提供を行っています。

町ホームページについては、利用しやすく、また文字拡大ボタンや色覚特性のある人のために背景色ボタンを追加する等、情報バリアフリー化の推進に努めています。

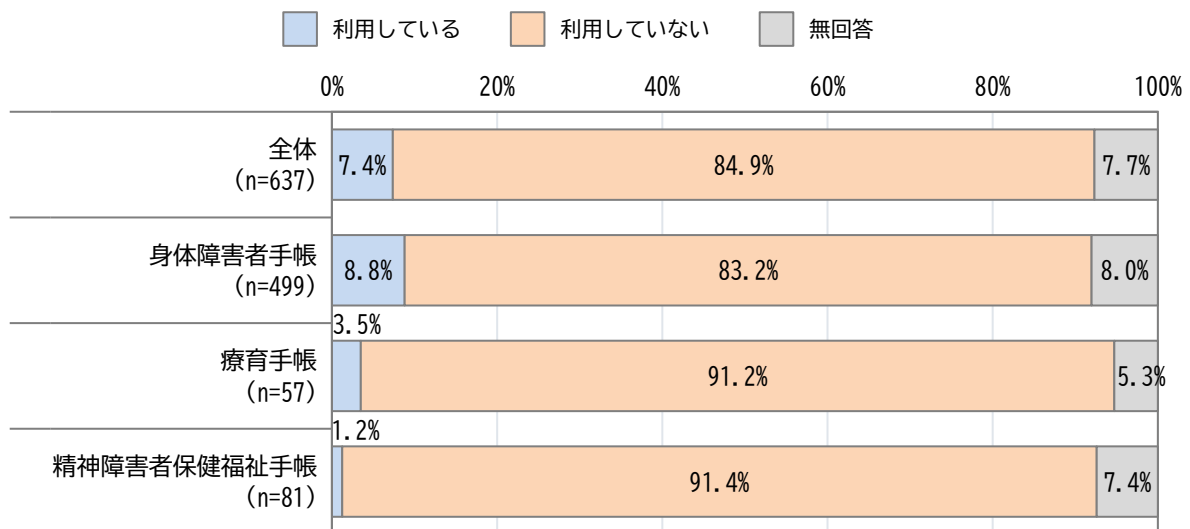
福祉サービスの情報提供については、定期的にホームページやパンフレット等の内容を改善し、利用者に分かりやすい情報提供に努めています。

障がい者調査結果では、他人との意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等を日常的に利用しているかについて「利用していない」が84.9%となっていますが、コミュニケーションにおける苦勞については、「苦勞している」(『多少苦勞します』+『とても苦勞します』+『全くできません』の合算)が全体で3割以上となっており、特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では6割以上となっています。

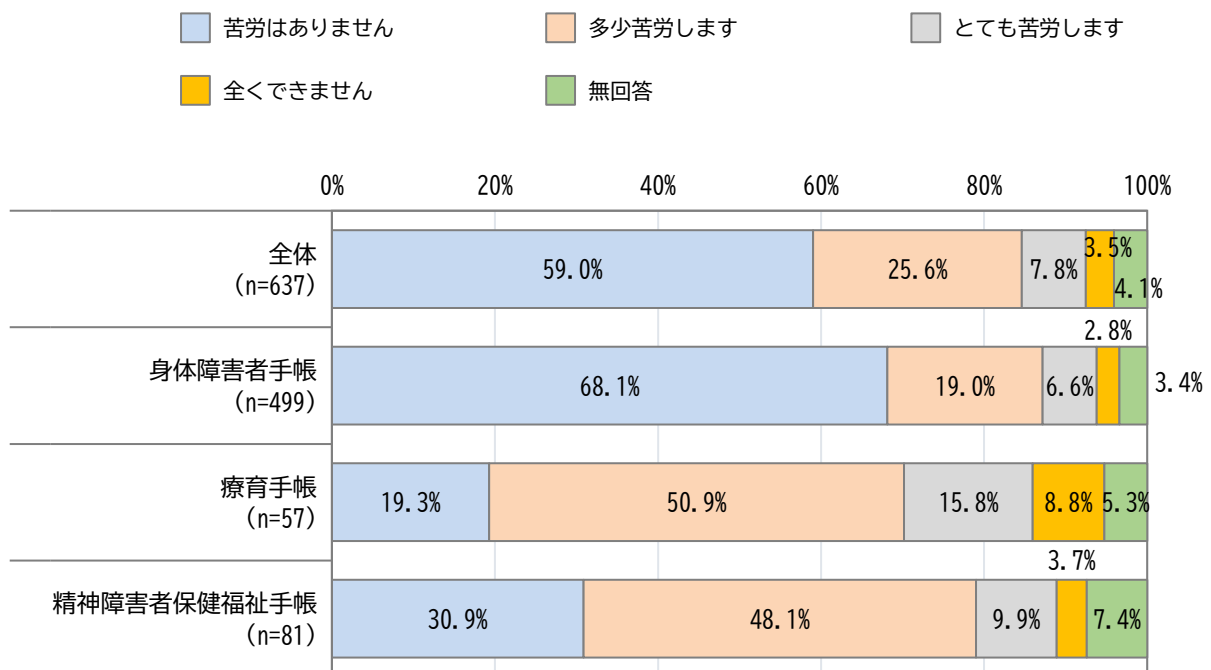
また、障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手方法について「町や県の広報紙、パンフレット」が48.7%となっています。

意思疎通を支援する手段は多種多様に渡ることを踏まえ、障がいのある人となない人との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援する必要があります。また、障がいの特性に則した情報の提供・取得及び意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した取組を通じた情報アクセシビリティの向上を図ります。

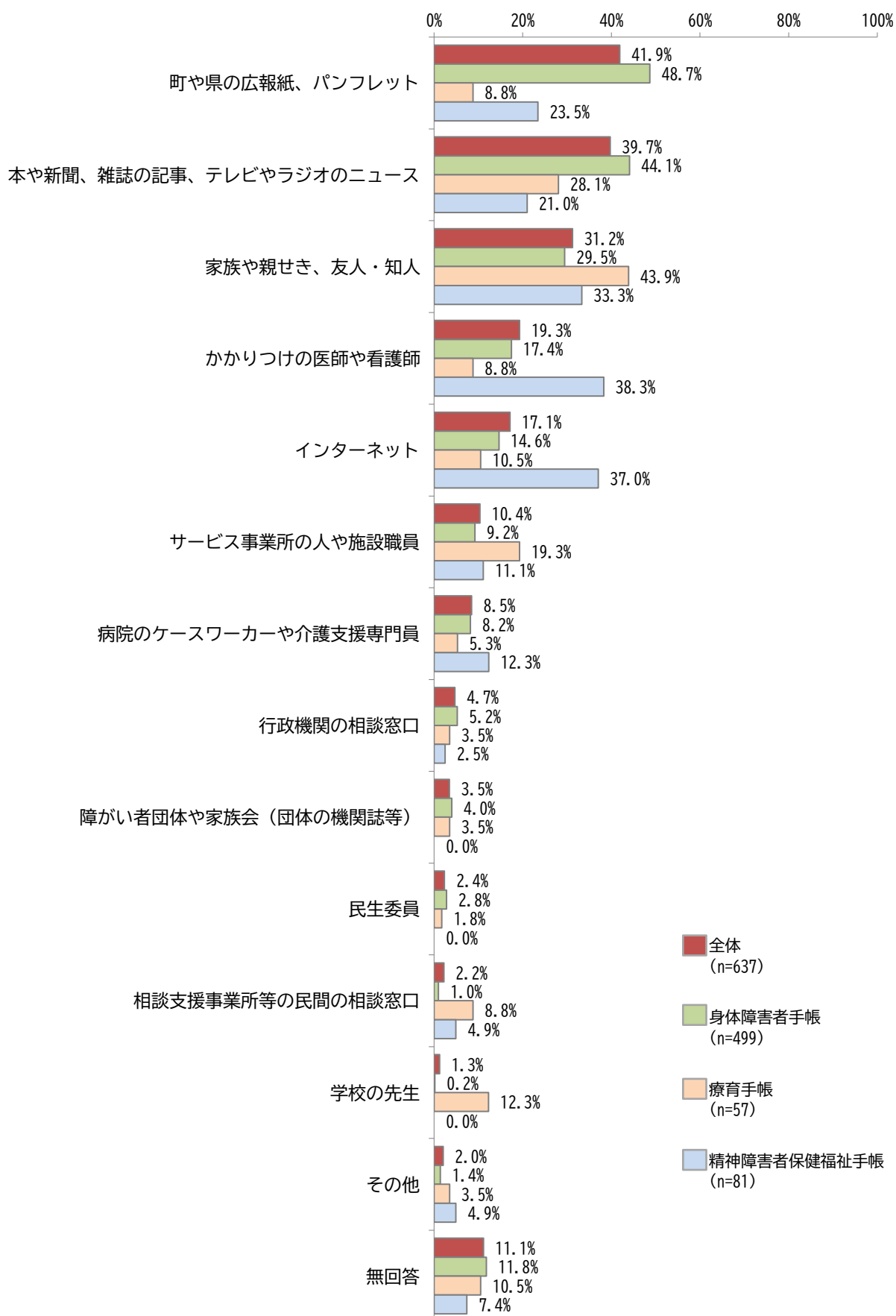
【他人との意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の利用（障がい者） 再掲】



【コミュニケーション（人の話を理解したり、人に話を理解させること等）の苦勞（障がい者）】



【障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手方法（障がい者） 再掲】



【施策の展開】

① 情報バリアフリー化の推進	・障がいのある人もない人もともに参加する交流情報センター I T 学習室を利用した I C T 学習会等を実施します。 ・情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して「日常生活用具給付等事業」を活用した支援を継続します。
② 福祉サービスの情報提供の充実	・制度改正や障害福祉サービスの種類や内容・利用方法等について、ホームページや広報紙等で情報提供を実施します。
③ 障がいの特性に配慮した情報提供	・視覚障がい者を支援する点訳・朗読奉仕員、聴覚障がい者を支援する手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の開催及び手話奉仕員等の派遣等、障がいの特性に配慮した情報の供給体制の充実に努めます。

6 生活支援サービス

(1) 生活支援体制の整備

【現状と課題】

連携・支援体制の一つとして、上益城圏域自立支援協議会を設立しており、定例会を開催し、行政職員と上益城圏域の関係者が地域の現状や課題等の情報共有を行っています。上益城圏域自立支援協議会全体会には、定例会の参加者の他、医療機関、福祉施設、各町社会福祉協議会が参加しています。また、障がい者への適切な対応等、様々な行政サービスの窓口対応の強化のために、行政職員の接遇研修や業務のスキルアップ研修への参加を促進するとともに、研修に参加しやすい職場体制づくりに努めています。さらに、相談支援事業を事業所に委託し、障がい者やその家族等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整を図っており、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う「基幹相談支援センター※」の設置について上益城圏域5町で検討を行っています。

障がいのある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障がいの状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、相談支援における行政をはじめとした各サービス事業所や関係機関等における連携の強化に取り組む必要があります。

【施策の展開】

① 上益城圏域自立支援協議会の活動強化	・ 圏域の様々な福祉関連事業所に参加を促し、ケース検討への指導、助言の幅を広げ、連携を深めていきます。
② 障害福祉サービスの充実	・ 障がい者の自立支援のため、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの提供の充実に努めます。
③ 地域生活支援事業の充実	・ 障がい者の自立支援のため、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の提供の充実に努めます。
④ 難病患者等に対する施策	・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮し、理解と協力の促進を図ります。

7 保健・医療サービス

(1) 早期発見・早期治療

【現状と課題】

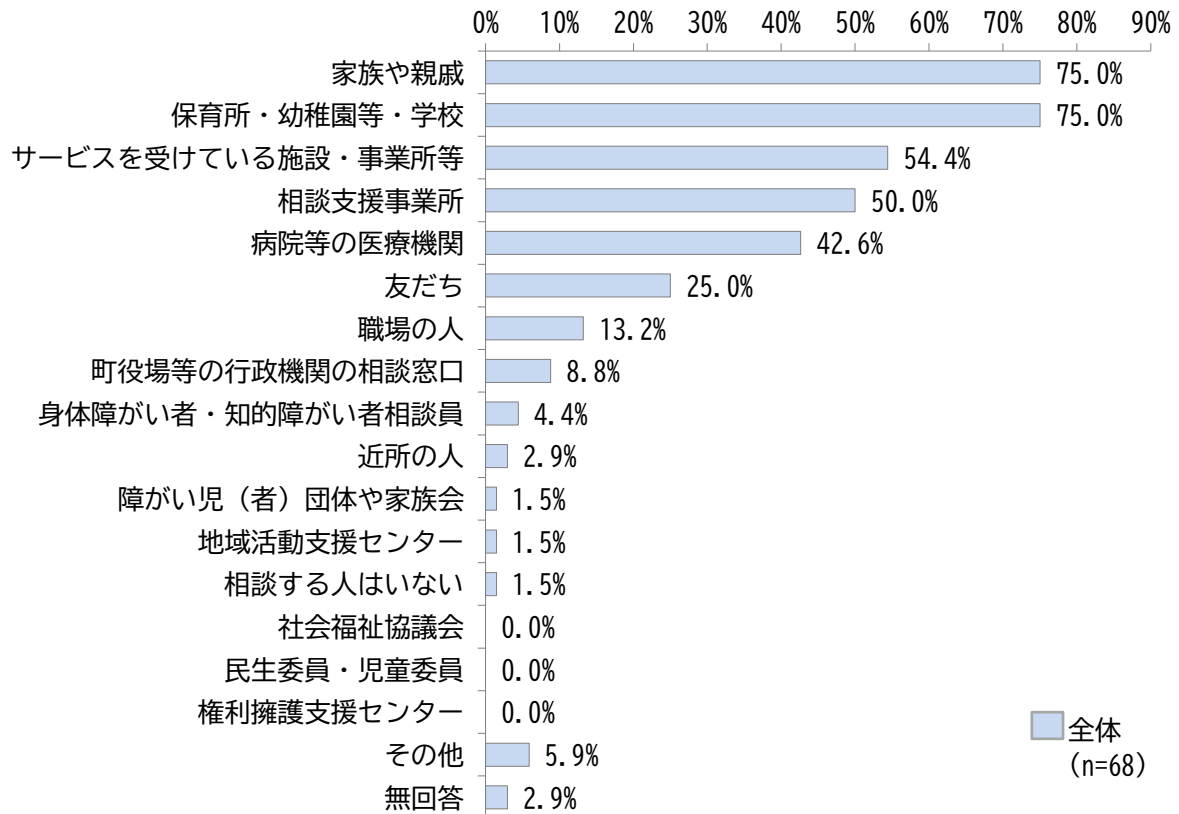
乳幼児期の不慮の事故防止対策として、7か月健診で事故予防について情報提供し、啓発に努めています。乳幼児健康診査時に、問診票等を利用して、個々のケースに沿って子どもの発達に関する相談・助言、栄養指導等を行っており、診察や問診等により疾病等が疑われた場合は、専門機関の紹介や受診勧奨（紹介状の発行）、経過観察を行っています。また、発育・発達の相談の場については、臨床心理士の心理相談を行っており、必要に応じて「障害児通所支援」等の必要なサービスへつないでいます。また、子どもの遊びを通して、保護者の子育ての不安や悩みを軽減できる「つくしんぼ教室」を月1回実施しています。さらに、上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）※と連携し、保育園等では年に2回以上巡回相談による発育・発達に関する支援を実施、また、小中学校では必要に応じて巡回相談を行う等、障がいの原因となる疾病の早期発見に向けての取組に努めています。

生活習慣病（高血圧症や糖尿病等）のコントロール不良が原因とされる脳血管疾患や虚血性心疾患により、身体的機能障がい引き起こされていることが分かっています。そのため、町では生活習慣病の早期発見・治療につなげるため、特定健康診査の利用者負担額を軽減し、訪問等による積極的な受診勧奨及び保健指導を徹底し重症化予防に取り組んでいます。また、各種健診受診後に健診結果説明会等の場を設けるとともに、要指導者に対しての指導を行い、重症化の予防を図っています。

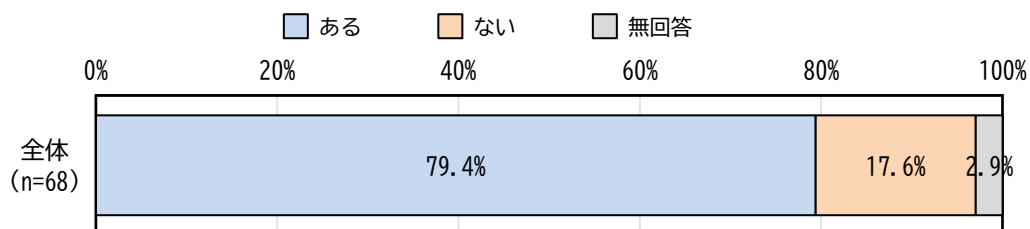
障がい児調査結果では、お子さんのことで困った時の相談先について「家族や親戚」、「保育所・幼稚園等・学校」がともに75%と最も高く、次いで「サービスを受けている施設・事業所等」が54.4%となっています。また、発達障がいの診断経験については、「ある」が79.4%と高くなっています。

障がいの早期対応、適切な医療やリハビリテーション※、精神保健、難病患者の支援、介護保険事業との連携等、保健・医療の充実に向け、住み慣れた地域で必要なサービスや適切な医療が受けられるよう取り組む必要があります。また、障がいを引き起こす生活習慣病の重症化予防や介護予防の必要性に関する啓発活動を引き続き推進していきます。

【お子さんのことで困った時の相談先（障がい児）】



【発達障がいと診断されたことがあるか（障がい児） 再掲】



【施策の展開】

① 乳幼児期の不慮の事故防止の普及啓発	・ 乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査等の機会を利用し、普及啓発を推進します。
② 乳幼児健康診査による早期発見	・ 乳幼児健康診査（4か月、7か月、1歳6か月、3歳児）で乳幼児の健全な成長の確認や疾病及び障がいの早期発見に努めます。
③ 発育・発達に関する相談	・ つくしんぼ教室の開催や臨床心理士による心理相談を実施し、発育・発達に関する相談支援を行います。 ・ 上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）と連携し、相談支援体制の充実を図ります。 ・ 保護者が相談したい時に随時相談に応じる体制づくりに努めます。

④ 医療的ケア児の支援	・医療的ケアが必要な障がい児及びその家族に対して、地域において包括的な支援が受けられるように、関係機関の連携促進を図ります。
⑤ 保育所、幼稚園等、小・中学校への巡回相談	・保育所、幼稚園等、小・中学校への巡回相談を上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）等と連携し推進します。
⑥ 成人の障がい発生の予防	・生活習慣病による身体的機能障がいの予防のため特定健康診査の受診勧奨を推進します。また、健診後のフォローが必要な人への支援も充実させます。 ・生活習慣病の重症化予防や介護予防の必要性に関する啓発活動を推進します。

(2) こころと体の健康保持

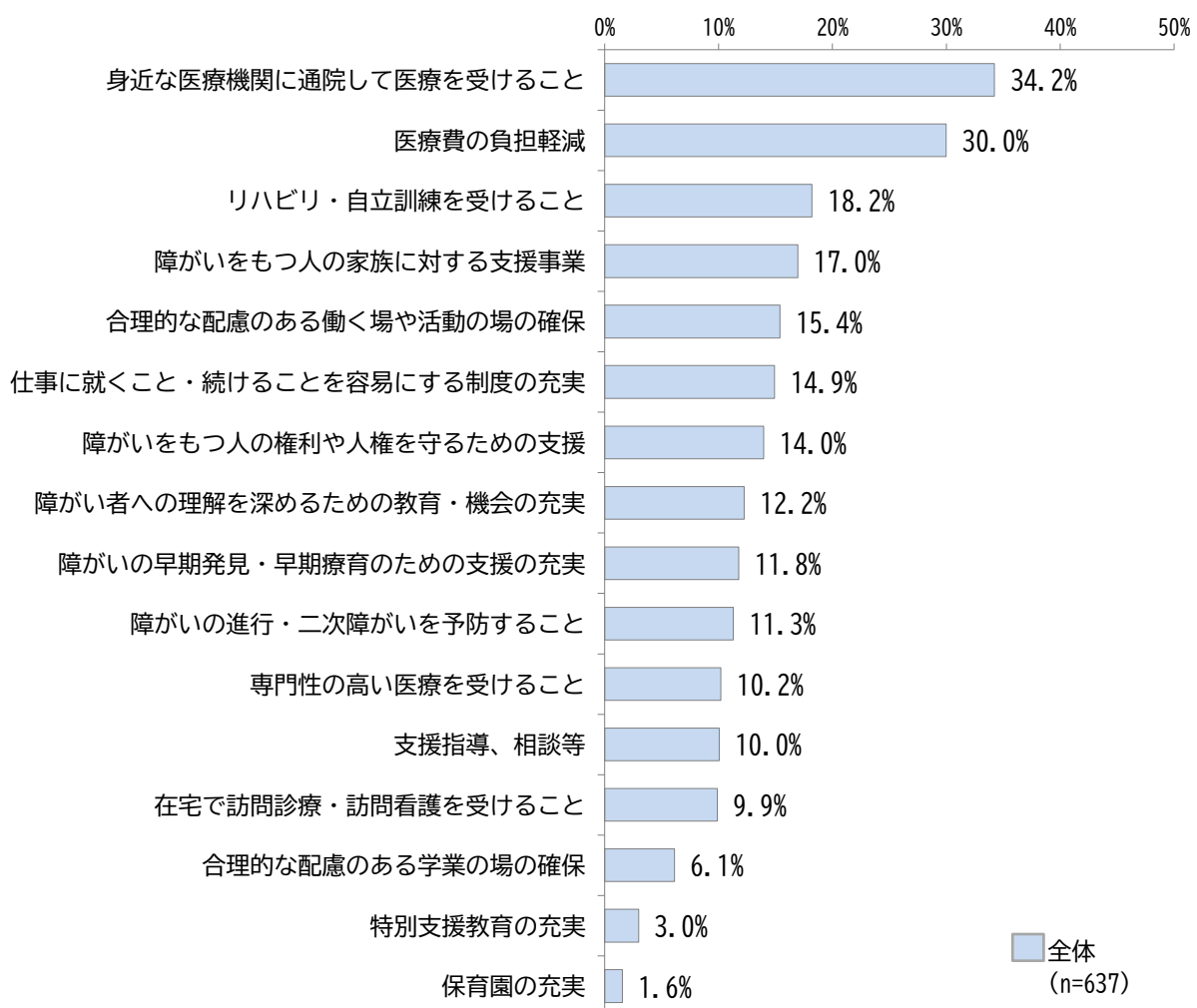
【現状と課題】

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者が年々増加傾向となっています。そのため、専門医によるこころの相談や女性相談等の相談事業を毎月1回実施しており、精神障がい者※の社会復帰や自立を促すために保健所と連携し、保健師による訪問を実施しています。精神状態の急変や急性発症の対応については、精神科病院や保健所等と連携を図り対応を行っています。

障がい者調査結果では、医療・リハビリにおける特に必要と感じている支援について、「身近な医療機関に通院して医療を受けること」が34.2%となっています。

適切な医療やリハビリテーション、精神保健、難病患者の支援、介護保険事業との連携等、保健・医療の充実に向け、住み慣れた地域で必要なサービスや適切な医療が受けられるよう取り組む必要があります。

【医療・リハビリにおける特に必要と感じている支援（障がい者）】



【施策の展開】

① 心の健康づくり	・産後うつ病の早期発見を目的とした訪問や相談の実施を継続します。 ・うつ病等のストレスに関連したこころの病に対し、相談支援を各関係機関と連携して継続していきます。
② 精神障がい者に対する施策	・精神障がい者の社会復帰や自立を促すために保健所と連携し保健師による訪問を実施します。 ・精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
③ 医療費の助成	・自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等を通して、医療費の負担軽減を図ります。

8 障がい児支援の充実

(1) 療育・教育環境の整備

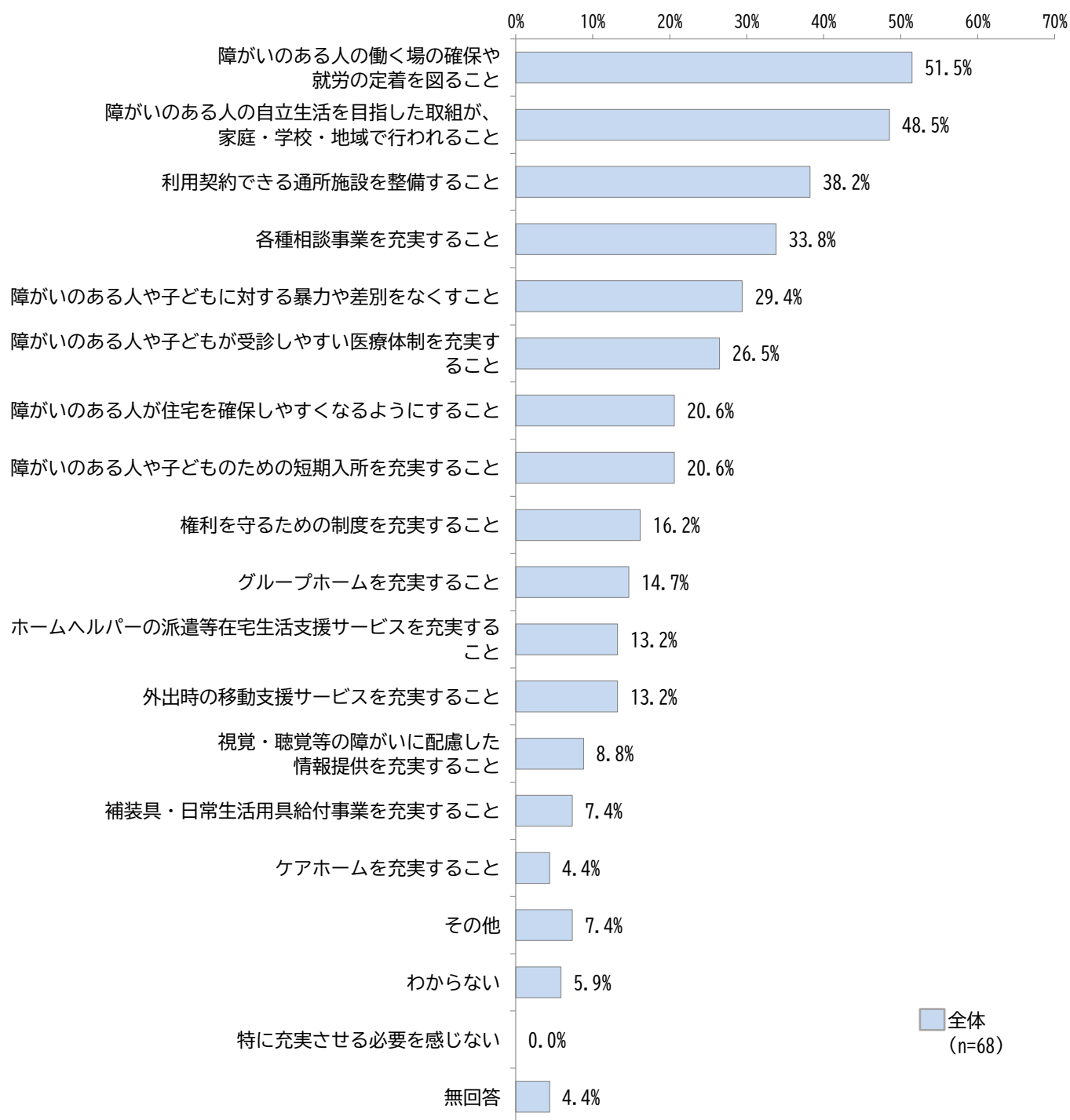
【現状と課題】

障害児通所支援受給決定者には年に1回の面談を通し、相談支援事業所[※]や町健康保険課等関係機関への連携、適切な情報の提供を行っており、就労期には障害福祉サービス等へのつなぎや相談支援事業所との情報の共有を行っています。「障害児相談支援」について「障害児通所支援」利用者が一貫した相談支援を受けられるよう利用促進を行っており、障がいのある乳幼児の保育所、幼稚園等の受入れについて、加配保育士の配置（私立に関しては配置の補助金の交付）を行い、受入れ体制の充実を図っています。また、各小中学校に特別支援教育支援員を1名（学校規模に応じて2名）配置し、障がいのある児童生徒や合理的配慮の必要な児童生徒に対して学校生活の支援を行っています。

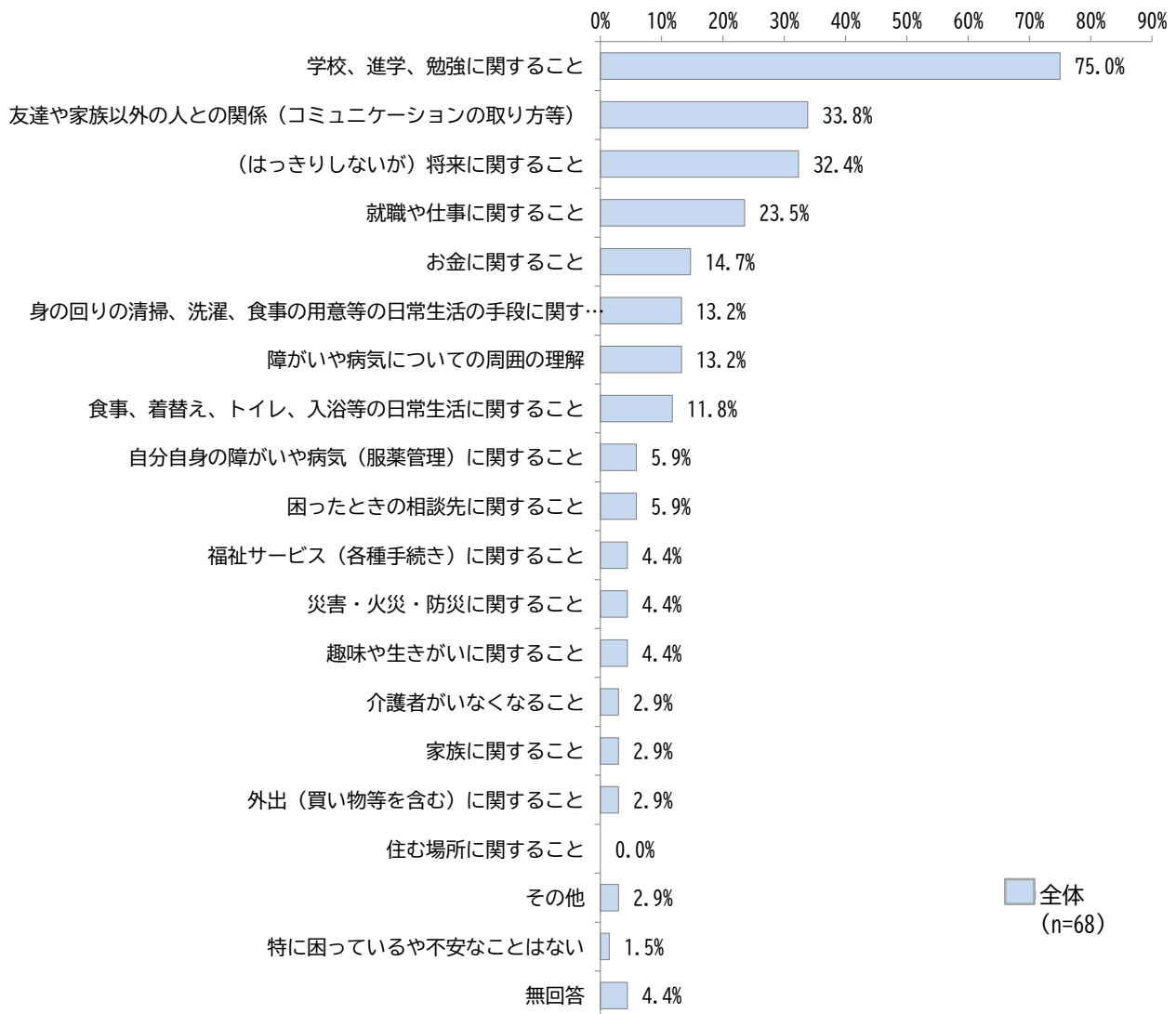
障がい児調査結果では、障がいがある方への施策について、町でどのようなことを充実させるとよいかについて、「障がいのある人の自立生活を目指した取組が、家庭・学校・地域で行われること」が48.5%、「利用契約できる通所施設を整備すること」が38.2%となっています。また、現在の生活で困っていることや不安について「学校、進学、勉強に関すること」が75%となっています。一般町民調査結果では、障がいのある児童・生徒の教育に関して必要だと思うことについて、「一人一人の能力や障がいの状況に合った教育の充実」が43.8%となっています。

障がい児や療育が必要な子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障がいの早期発見、早期療育支援を図るとともに、継続した療育を行うために、庁内関係各課や教育関係機関、その他関係機関が連携し、支援体制の整備を行う必要があります。また、障がいの特性や状況に応じた教育を受けることができるよう、個別最適化された支援の推進が必要です。また、医療的ケアが必要な障がい児の支援については、行政、医療機関、福祉事業所、保護者等がチームとなって支援する体制を構築することが重要です。

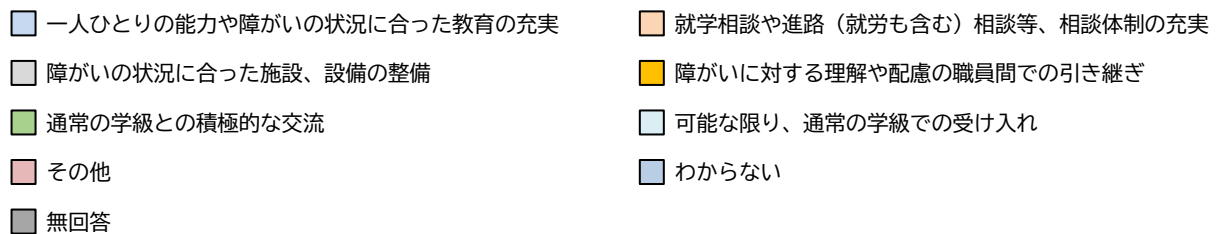
【障がいのある人への施策について（障がい児） 再掲】



【現在の生活で困っていることや不安（障がい児） 再掲】



【障がいのある児童・生徒の教育に関して必要だと思うこと（一般町民） 再掲】



【施策の展開】

① 総合的な療育支援体制の整備	・障がい児や療育が必要な子どもとその家族に対し、乳幼児期から就労期に至るまで一貫した療育支援体制の整備を、関係各課、教育関係機関、その他関係機関と連携し推進します。
② 障害児通所支援	・療育が必要な子どもに対し、その年齢や状況に応じて「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等の支援を行います。 ・上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）、熊本県こども総合療育センターと連携し、圏域課題解決、事業所の質の向上に向けた研修会を実施します。
③ 障害児相談支援	・新規申請時に障害児相談支援について説明し、必要に応じてモニタリングを実施して、継続した相談支援を行います。また、随時新規認定を行い、質の向上に向けた研修会を実施します。
④ 障がい児保育等の充実	・障がいのある乳幼児の、保育所・幼稚園等の受入れについて、加配保育士の配置（私立に関しては配置の補助金の交付）を行い、受入れ体制の充実を継続します。 ・子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう支援体制の強化に努めます。
⑤ インクルーシブ教育の推進	・特別支援教育の充実を通じて、障がいのある児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができる、インクルーシブ教育システム※（包容する教育制度）の整備を推進します。
⑥ 特別支援教育の推進	・障がいのある児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、全ての学びの場において、コミュニケーション方法等について配慮するとともに、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて提供するように取り組みます。 ・障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教材等の活用を促進するとともに、ICTの発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実を図ります。
⑦ 障がい児の学校生活の支援	・各小中学校に特別支援教育支援員1名を配置し、障がいのある児童生徒の学習支援を行います。
⑧ 聴覚障がい・知的障がいのある子どもへのコミュニケーション支援	・聴覚障がい・知的障がいによりコミュニケーションに支援が必要な子どもに対し、言語聴覚士による療育訓練を実施し、保護者の発達に関する悩みや相談に応じます。
⑨ 発達障がいの人への支援	・自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい※等の発達障がいについて保護者への理解を図るとともに、福祉サービスの提供に努めます。また、本人とその家族を含め一貫した相談支援を受けられる体制を推進します。

9 就労支援

(1) 就労への移行支援

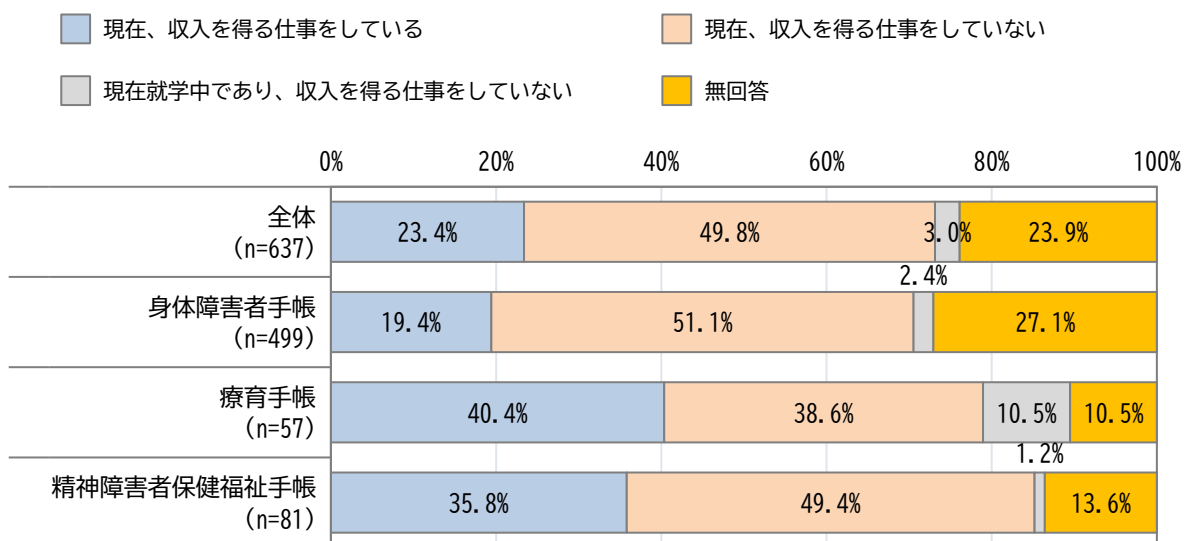
【現状と課題】

上益城圏域自立支援協議会の下部組織として、上益城郡内の就労支援事業所からなる「就労支援部会」を令和3年度に設置したほか、上益城圏域自立支援協議会に就労移行支援※事業所やハローワーク上益城からも参加を得て、就労に関する情報共有や関係団体との連携強化を図っています。就労定着支援※サービスの周知については、計画相談支援※事業所や障害者就労・生活支援センターを通じて図られており、就労継続支援A型※や就労継続支援B型※の支給決定については、本人や相談支援事業所、障がい者就労・生活支援センター等からの相談に基づいて、本人の障がい特性や適性に応じて決定しています。しかしながら、令和3年度末時点の一般就労に移行した人数は4人に留まっています。

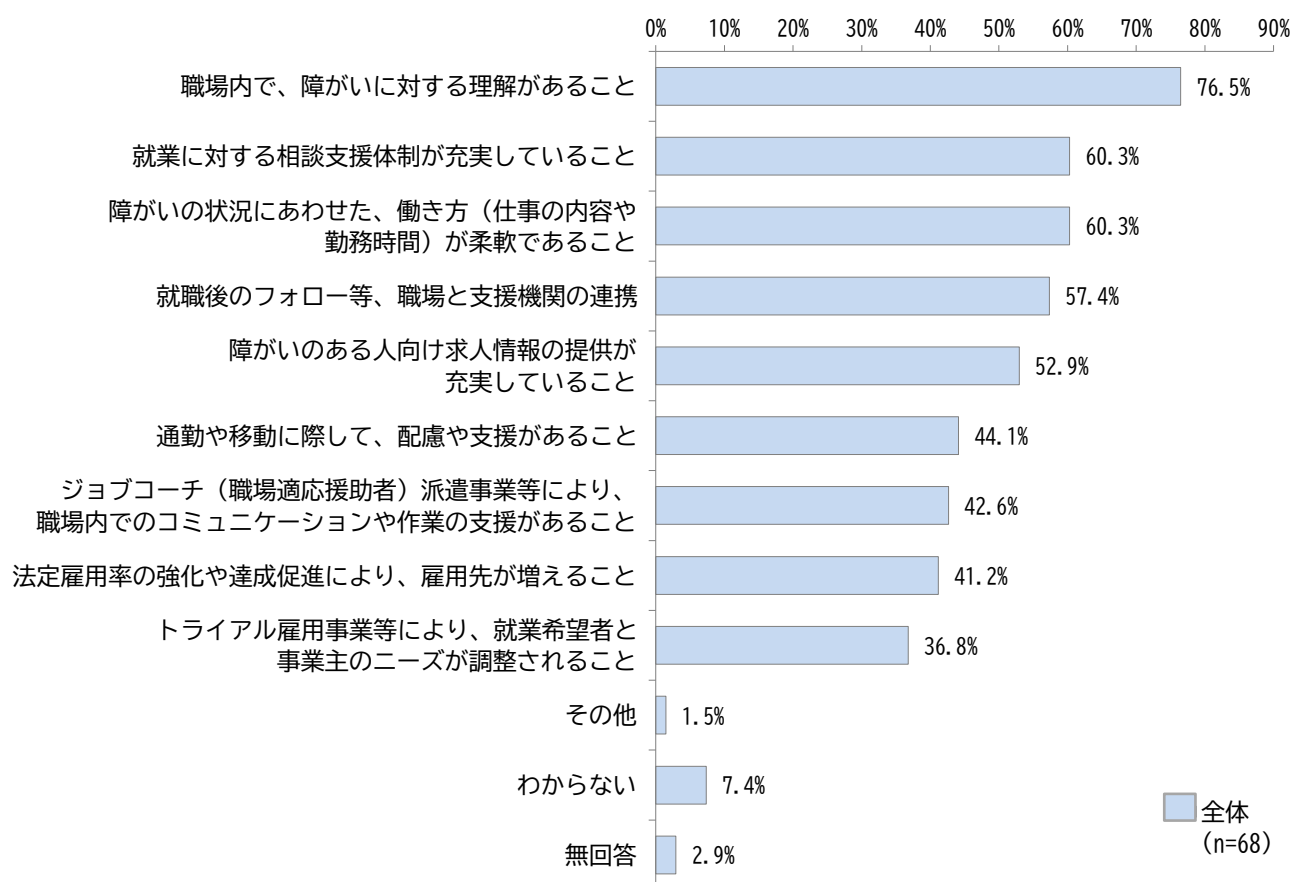
障がい者調査結果では、収入を得る仕事について「現在、収入を得る仕事をしていない」が49.8%となっています。保護者調査結果では、将来希望する仕事に就くうえで必要な配慮について、「職場内で、障がいに対する理解があること」が76.5%となっています。一般町民調査結果では、障がいのある人が就労するために必要なことについて、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が40.8%となっています。

障がい者が就労をすることは、経済的自立や生きがいづくりだけではなく、社会の一員として地域に貢献するという大きな意味を持ちます。そのため、一般就労への支援だけでなく、障がい者の特性や適性に応じた幅広い職域での支援が必要です。また、障がいがある人が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択し、就労できる機会・環境づくりに取り組むとともに、地域や企業等、障がい者や障がい児を取り巻く環境において、障がいへの理解促進に向けた普及啓発に取り組む必要があります。

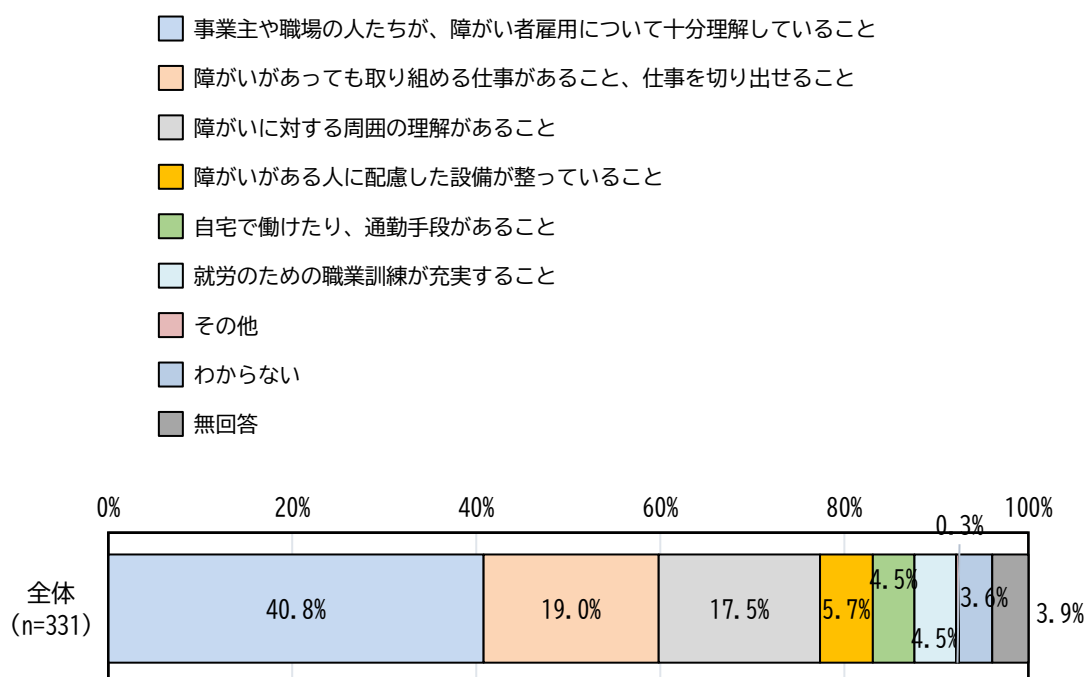
【収入を得る仕事の有無（障がい者） 再掲】



【将来希望する仕事に就くうえで必要な配慮（障がい児） 再掲】



【障がいのある人が就労するために必要だと思うこと（一般市民） 再掲】



【施策の展開】

① 障がい者の一般就労への支援	・ 障がいの特性に応じた就労のマッチングが図れるよう、相談支援事業所や就労移行支援事業所、ハローワーク等と連携し、幅広く一般就労へ向けた取組を推進します。 ・ 就労移行支援等を利用して、一般就労につながった障がい者の就労の継続を図るための支援を推進します。
② 障がい者雇用の啓発	・ 企業等において障がい者であることを理由とした人権の侵害を受けることがないよう、行政、企業等、関係機関と連携し、理解・啓発に努めます。
③ 障がい者の特性や適性に応じた就労支援	・ 相談支援事業所や就労支援事業所と連携して、一般企業での就労が難しい障がい者の特性や適性に応じ、「就労継続支援A型」や「就労継続支援B型」の利用につなげる等の支援を行います。
④ 就労支援事業所のネットワークづくり	・ 上益城自立支援協議会の就労支援部会の活動を支援し、就労支援事業所のネットワークの強化を図ります。
⑤ 就業機会の確保	・ 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

10 行政サービス等における配慮

(1) 行政サービス等における配慮

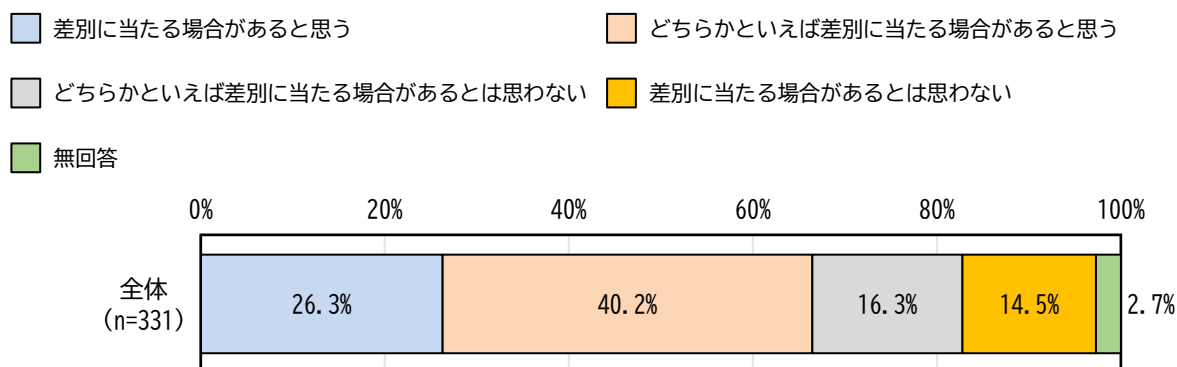
【現状と課題】

令和4年4月に「障がい者を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、窓口等における障がい者の状態に応じた対応に努めています。町が発信する情報については、年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報が提供されるよう、広報紙やホームページ、LINEやInstagram等のSNSを活用した情報発信に努めています。選挙等における支援については、移動に困難な問題を抱える障がい者に配慮を行うため、靴を履いたままで入場できるように全投票所にブルーシートを敷いたり、バリアフリーに適さない投票所では簡易スロープを設置したりしています。また、各投票所の投票事務従事者（町職員を選任）による付き添いや代理投票、不在者投票の案内等、障がい者がより投票をし易い環境づくりとサポートが行き届くように配慮を行っています。

一般町民調査結果では、受付窓口で耳の不自由な方に筆談で対応しない等の配慮や工夫が行われなかったら「障がい者を理由とする差別」に当たる場合があると思うかについて、「思う」（『差別に当たる場合があると思う』＋『どちらかといえば差別に当たる場合があると思う』の合算）が66.5%と約7割が「差別に当たる」と認識しています。

障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政職員等が障がいについての理解を深める必要があります。また、障がいのある人がその権利を適正に行使することができるよう、選挙における障がいのある人への配慮に努め、障がい者の自らの意思に基づく投票機会の確保等を促進する必要があります。

【配慮や工夫が行われなかった際に「障がい者を理由とする差別」に当たるか（一般町民）】



※「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。

【施策の展開】

① 行政サービス等における配慮	・様々な行政手続きに携わる職員に対して、障がいに関する理解を促進することにより、障がい者の状況に応じた窓口対応に努めます。
② 情報提供における配慮	・行政が発信する情報については、年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、サービスが利用できるような配慮を行います。 ・選挙の際は点字による候補者情報の提供等、障がいの特性に応じた情報の提供に努めます。
③ 投票環境の整備	・移動に困難な問題を抱える障がい者に配慮をした投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取組を推進し、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
④ 投票機会の確保	・不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

**第3部 第7期益城町障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

第1章 基本的理念等

1 基本的理念

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化※を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい※者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助※により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(５) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージ※に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(６) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

(７) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

2 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、上益城圏域障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、町と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。

なお、町においては、引き続き、町民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、町障害者虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員※及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

(2) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

(3) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、町において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）4 遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用 |
|--|

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

町は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動等を行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮について、具体的場面や状況に応じて対応する必要があります。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、町はその支援を行うことが必要です。

また、日常的な地域とのつながりが発災時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないように、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第2章 前計画の障害福祉サービス実績

※令和5年度は9月現在の実績となります。

(1) 訪問系サービス

計画と実績の比較

- ・居宅介護※、重度訪問介護※及び同行援護※は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回るか同値で推移しています。
- ・行動援護※及び重度障害者等包括支援※は、利用がありません。

		第6期計画					
区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	時間	人	時間	人	時間
居宅介護	計画	24	240	25	250	26	260
	実績	18	211	19	223	18	238
	増減	-6	-29	-6	-27	-8	-22
重度訪問介護	計画	3	315	3	315	3	315
	実績	3	378	3	409	3	409
	増減	0	+63	0	+94	0	+94
同行援護	計画	7	28	7	28	7	28
	実績	3	17	5	41	7	77
	増減	-4	-11	-2	13	0	+49
行動援護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

計画と実績の比較

・就労継続支援（B型）除く全てにおいて計画を下回って推移しています。

		第6期計画					
区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	人日	人	人日	人	人日
生活介護※	計画	72	1,368	74	1,406	76	1,444
	実績	66	1,291	67	1,322	68	1,360
	増減	-6	-77	-7	-84	-8	-84
自立訓練 （機能訓練※）	計画	3	21	3	21	3	21
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	-3	-21	-3	-21	-3	-21
自立訓練 （生活訓練※）	計画	11	165	12	180	13	195
	実績	3	60	2	15	2	29
	増減	-8	-105	-10	-165	-11	-166
就労移行支援	計画	8	96	9	108	10	120
	実績	4	66	3	44	3	51
	増減	-4	-30	-6	-64	-7	-69
就労継続支援（A型）	計画	42	798	45	855	48	912
	実績	36	717	36	688	34	673
	増減	-6	-81	-9	-167	-14	-239
就労継続支援（B型）	計画	54	810	56	840	58	870
	実績	54	859	55	903	58	952
	増減	0	+49	-1	+63	0	+82
就労定着支援	計画	5	-	6	-	7	-
	実績	5	-	5	-	4	-
	増減	0	-	-1	-	-3	-
療養介護※	計画	5	-	6	-	7	-
	実績	3	-	3	-	3	-
	増減	-2	-	-3	-	-4	-
短期入所（福祉型）	計画	9	9	10	10	11	11
	実績	5	19	5	28	7	27
	増減	-4	+10	-5	+18	-4	+16
短期入所（医療型）※	計画	6	18	6	18	6	18
	実績	2	7	2	8	3	12
	増減	-4	-11	-4	-10	-3	-6

(3) 居住系サービス

計画と実績の比較

- ・ 自立生活援助※の利用者数（実績値）はありません。
- ・ 共同生活援助は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を上回り、施設入所支援※は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。

		第6期計画		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	単位	人	人	人
自立生活援助	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	-1	-1	-1
共同生活援助	計画	38	40	42
	実績	39	42	44
	増減	+1	+2	+2
施設入所支援	計画	42	42	41
	実績	38	38	38
	増減	-4	-4	-3

(4) 相談支援サービス

計画と実績の比較

- ・ 地域移行支援※、地域定着支援※の利用者数（実績値）はありません。
- ・ 計画相談支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。

		第6期計画		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	単位	人	人	人
計画相談支援	計画	49	54	59
	実績	49	51	50
	増減	0	-3	-9
地域移行支援	計画	2	2	2
	実績	0	0	0
	増減	-2	-2	-2
地域定着支援	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	-1	-1	-1

(5) 障害児通所支援/入所施設

計画と実績の比較

- ・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回って推移しています。
- ・医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用者数（実績値）はありません。

		第6期計画					
区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	人日	人	人日	人	人日
児童発達支援	計画	74	370	77	385	81	405
	実績	56	312	76	424	85	469
	増減	-18	-58	-1	+39	+4	+64
医療型児童発達支援	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	-1	-1	-1	-1	-1	-1
放課後等デイサービス	計画	135	1,215	139	1,251	142	1,278
	実績	116	1,206	120	1,146	137	1,266
	増減	-19	-9	-19	-105	-5	-12
保育所等訪問支援	計画	12	12	14	14	17	17
	実績	3	5	8	12	13	21
	増減	-9	-7	-6	-2	-4	+4
居宅訪問型児童発達支援	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	-1	-1	-1	-1	-1	-1

(6) 障害児相談支援

計画と実績の比較

- ・障害児相談支援は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を上回って推移しています。

		第6期計画		
区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人	人	人
障害児相談支援	計画	40	40	40
	実績	43	52	70
	増減	+3	+12	+30

第3章 成果目標の設定

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和8年度の町の成果目標等を設定しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針における成果目標	
①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年末までに地域生活へ移行する	
②令和8年度時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する	

益城町における成果目標			
項目	令和4年度 施設入所者数	目標値 (令和8年度)	移行率 削減率
施設入所から地域生活への移行者数	39人	3人	7.7%
施設入所者数の削減見込		2人	5.1%

2 地域生活支援の充実

国の基本方針における成果目標	
①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター※を配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	
②令和8年度末までに強度行動障がい※を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規	

益城町における成果目標		
項目	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	無	1か所
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備 ※新規	無	1か所

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針における成果目標	
①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。	
②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。	
③就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。	
④就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。	
⑤就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。	
⑥就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ※新規	
⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。	

益城町における成果目標			
項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	増加率
一般就労への移行者数	4人	7人	1.75倍
うち、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	3人	4人	1.33倍
うち、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	1人	2人	2倍
うち、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	0人	1人	—
就労定着支援事業利用者	4人	6人	1.5倍

益城町における成果目標		
項目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合 ※新規	0割	10割
就労定着率が7割以上の事業所の割合	0割	0割

4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針における成果目標
①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）を推進する体制を構築する。 ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一カ所以上確保する。 ④令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

益城町における成果目標		
項目	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の実施体制	1 か所	1 か所
主に重症心身障がい児※を支援する児童発達支援事業所の確保	無	1 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	無	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	無	1 人

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針における成果目標
①令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規

益城町における成果目標		
項目	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	無	1か所
上益城圏域自立支援協議会の設置	1か所	1か所
上益城圏域自立支援協議会等を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施	実施

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針における成果目標
令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

益城町における成果目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、上益城圏域において情報共有を密にし、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

第4章 活動指標

1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

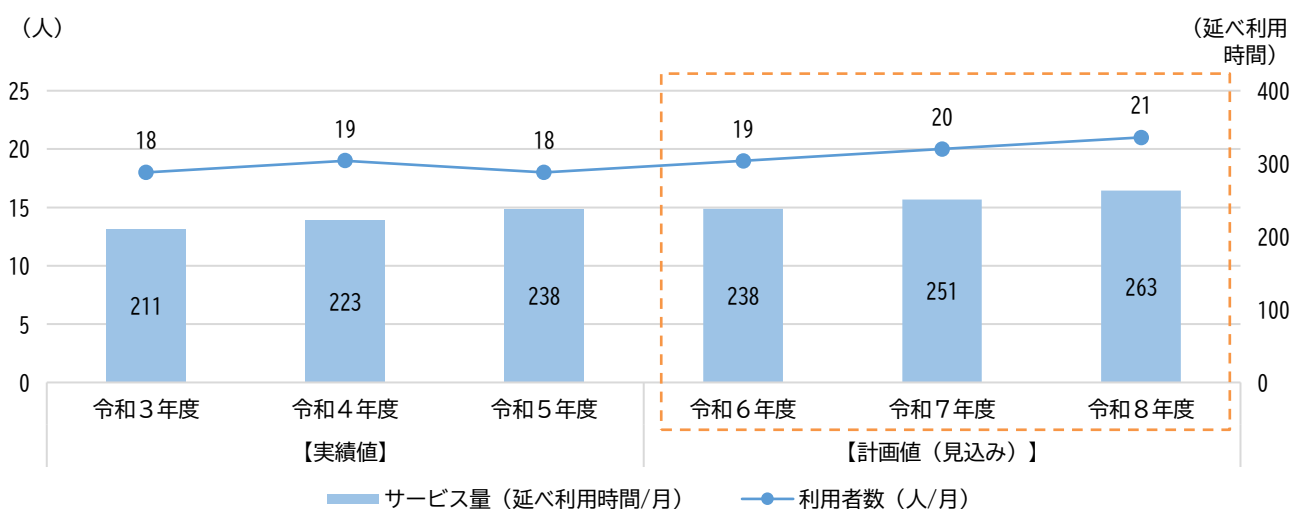
(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

事業内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績を勘案し、令和6年度以降の利用者数は直近3か年と同様の数と見込み、サービス量は1人当たり約13時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	18	19	18	19	20	21
サービス量（延べ利用時間/月）	211	223	238	238	251	263

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

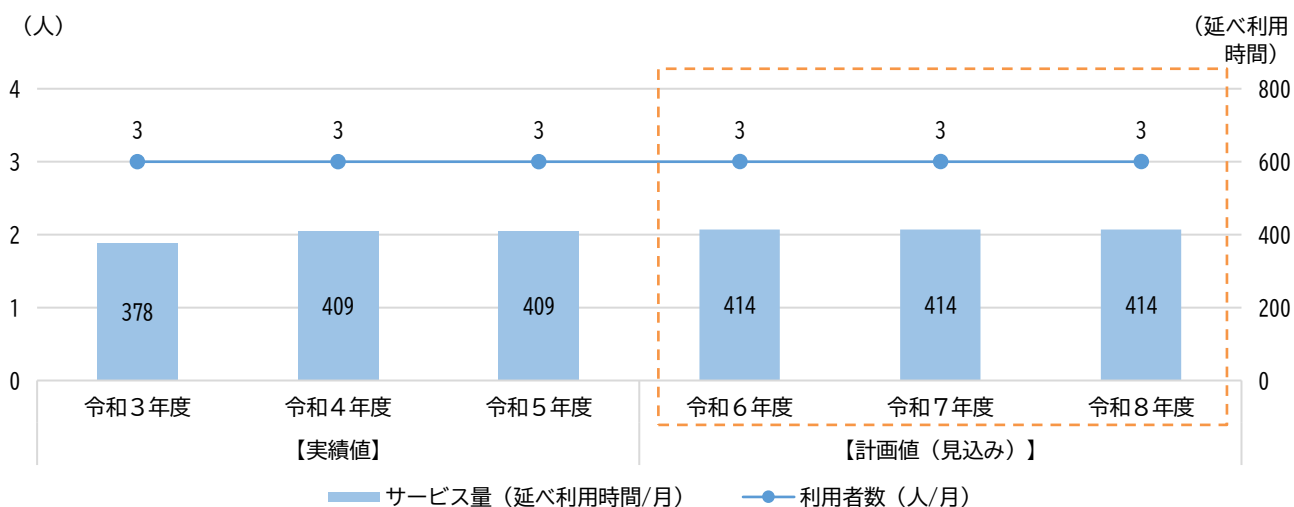


②重度訪問介護

事業内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。 （日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績を勘案し、令和6年度以降の利用者数は直近3か年と同様の数と見込み、サービス量は1人当たりの月平均138時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	3	3	3	3	3
サービス量（延べ利用時間/月）	378	409	409	414	414	414

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

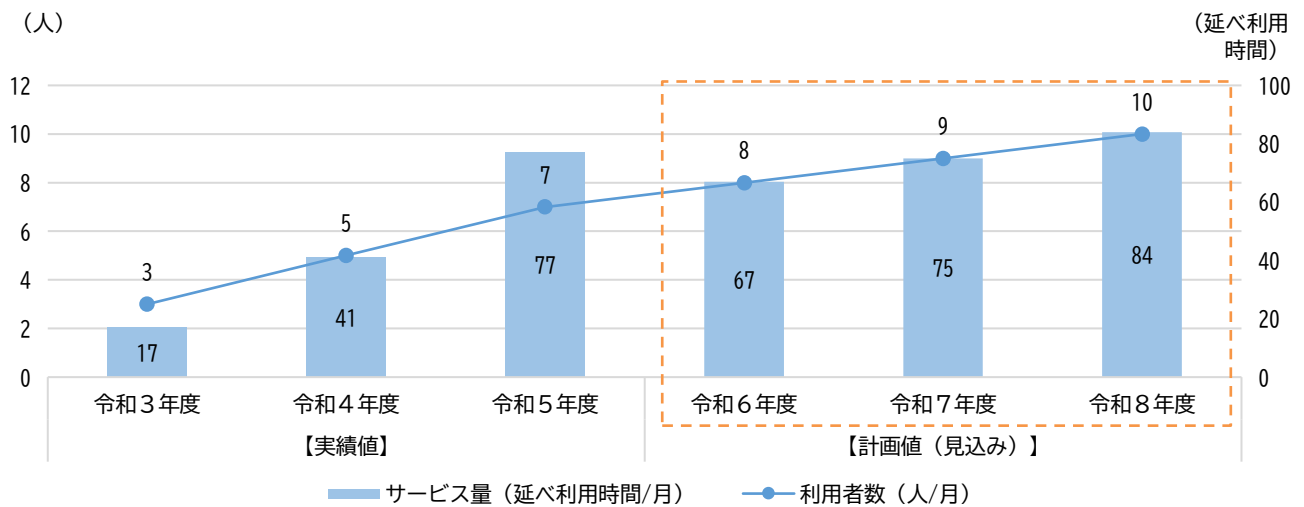


③同行援護

事業内容	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績を勘案し、サービス量は1人当たり約8時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	5	7	8	9	10
サービス量（延べ利用時間/月）	17	41	77	67	75	84

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



④行動援護

事業内容	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
サービス量（延べ利用時間/月）	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

事業内容	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に重度障がい者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
サービス量（延べ利用時間/月）	0	0	0	0	0	0

■確保方策【訪問系サービス】

- 訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスのため、関係事業所と連携を図りながら、必要なサービスを安定して提供できる体制の整備に努めます。
- サービス利用が必要な障がい者のサービス利用を促すため、様々な機会を通じた事業の周知を図ります。また、施設職員等の資質向上のための研修機会の確保等、サービスの向上に努めます。
- 居宅介護、同行援護については、入所施設や病院等からの地域移行や介護者の高齢化等による利用ニーズの増加傾向を踏まえ、サービス提供体制の確保に努めます。
- 重度訪問介護については、人材の養成や確保や事業参入を促すため、必要な情報提供や支援を行う等、事業者への支援に努めます。

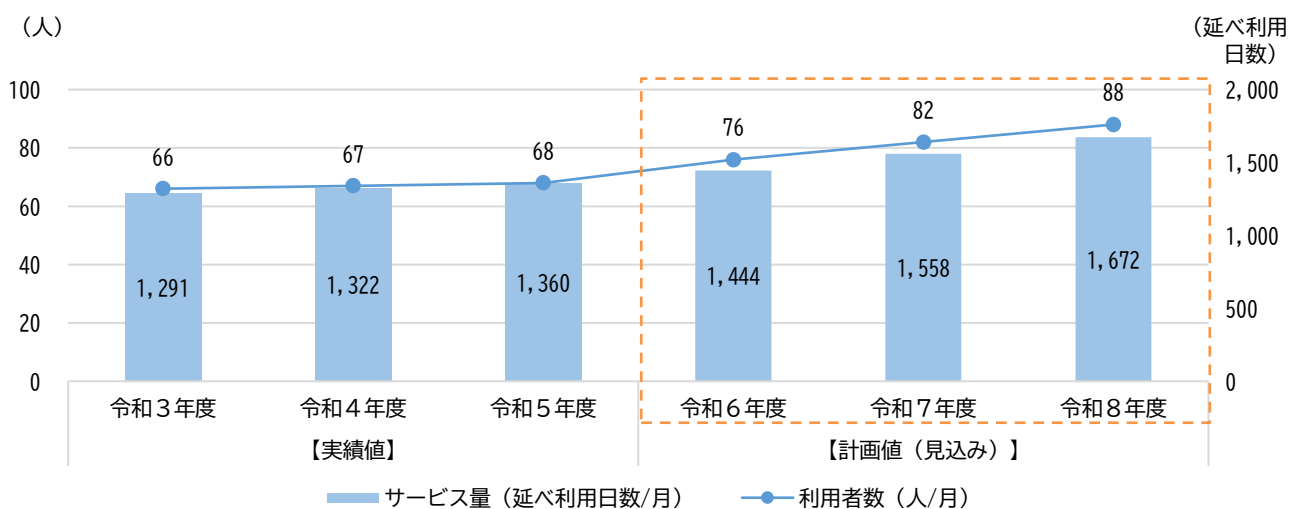
(2) 日中活動系サービス

①生活介護

事業内容	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案して算出し、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	66	67	68	76	82	88
サービス量（延べ利用日数/月）	1,291	1,322	1,360	1,444	1,558	1,672

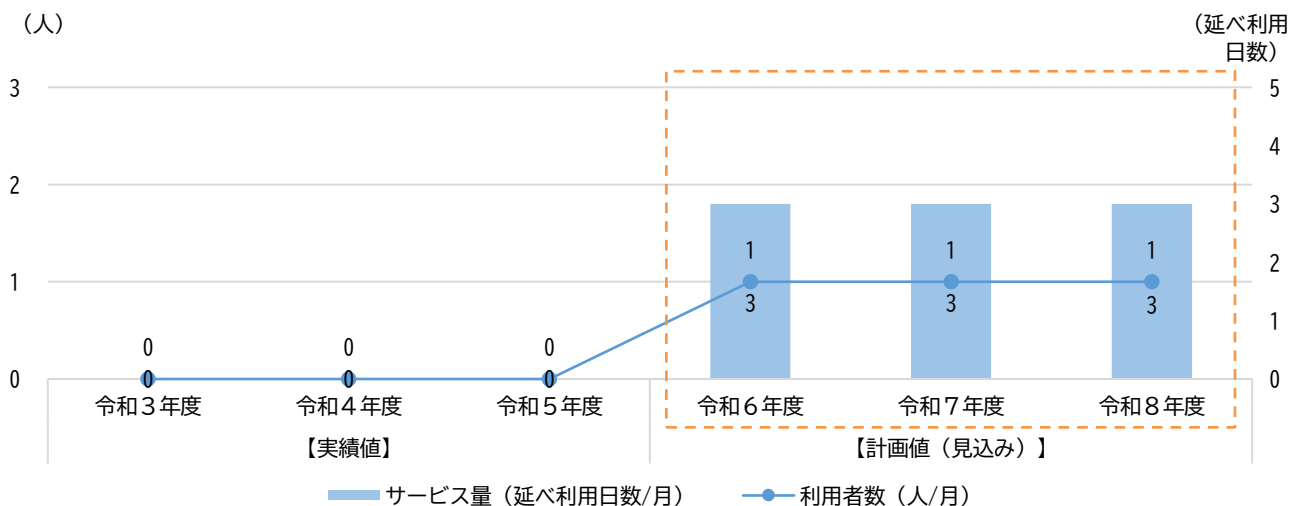
※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



②自立訓練（機能訓練）

事業内容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	前期計画中の利用実績はありませんでしたが、施設入所者の地域生活への移行等を勘案し、令和6年度以降の利用者数を1人、サービス量は1人当たりの月平均3時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	3	3	3

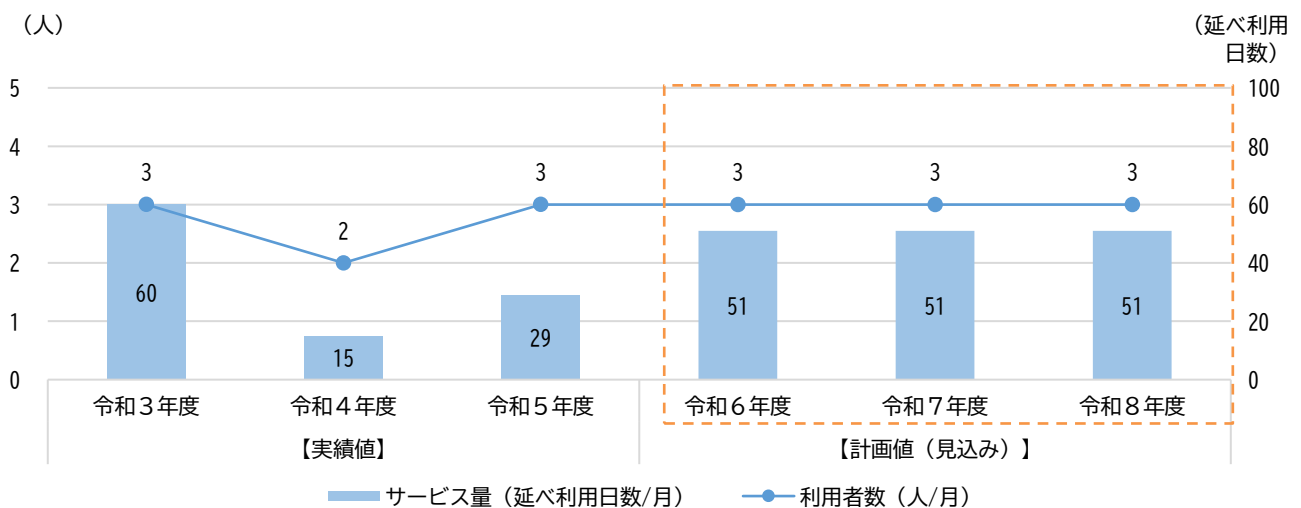


③自立訓練（生活訓練）

事業内容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度の利用者数を3人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均17日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	2	3	3	3	3
サービス量（延べ利用日数/月）	60	15	29	51	51	51

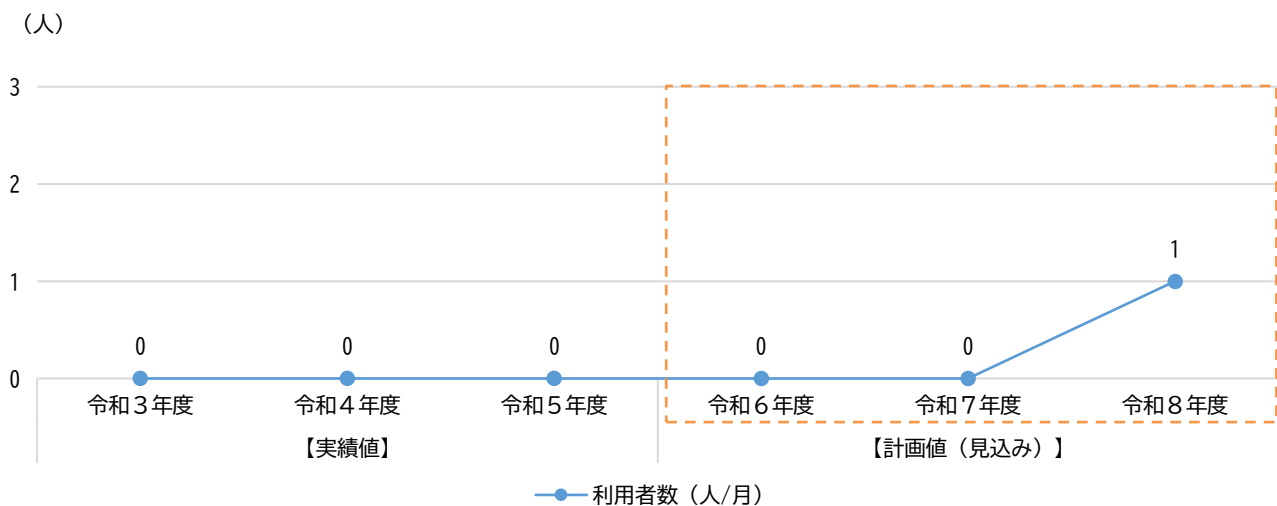
※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



④就労選択支援※ ※新規

事業内容	働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するもの。
必要量見込に関する国の基本指針	障がい者等のニーズ、特別支援学校※卒業者数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	対象利用者を勘案し、令和 8 年度で見込量を 1 人と設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人/月）	—	—	—	—	0	1

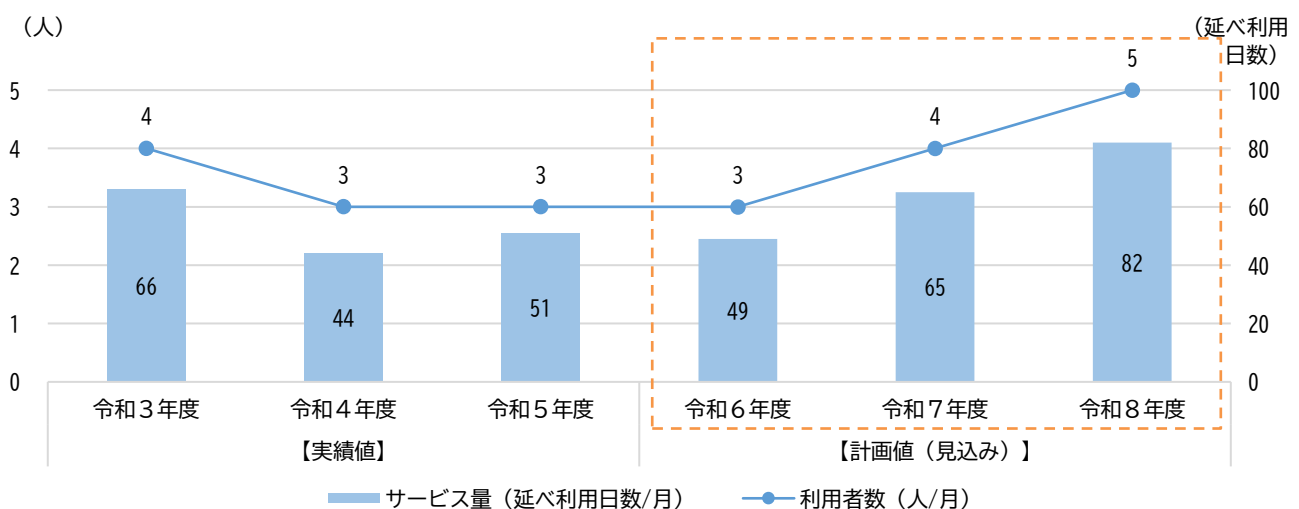


⑤就労移行支援

事業内容	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度の利用者数を5人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均16日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	3	3	3	4	5
サービス量（延べ利用日数/月）	66	44	51	49	65	82

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

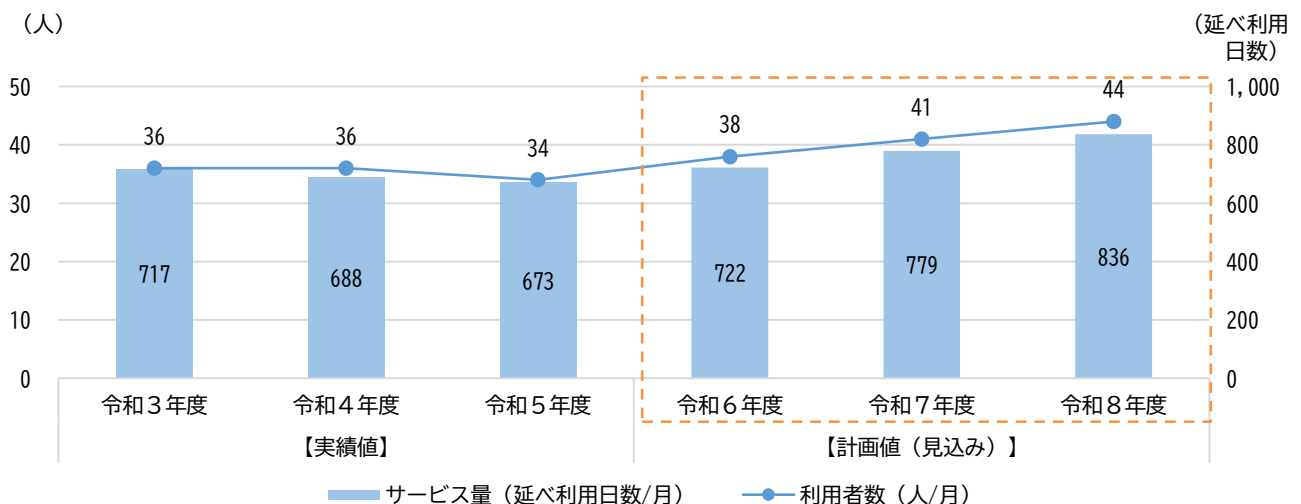


⑥就労継続支援（A型）

事業内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、さらに既存の事業所の事業拡大等の意向を把握し、令和8年度の利用者数を44人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	36	36	34	38	41	44
サービス量（延べ利用日数/月）	717	688	673	722	779	836

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

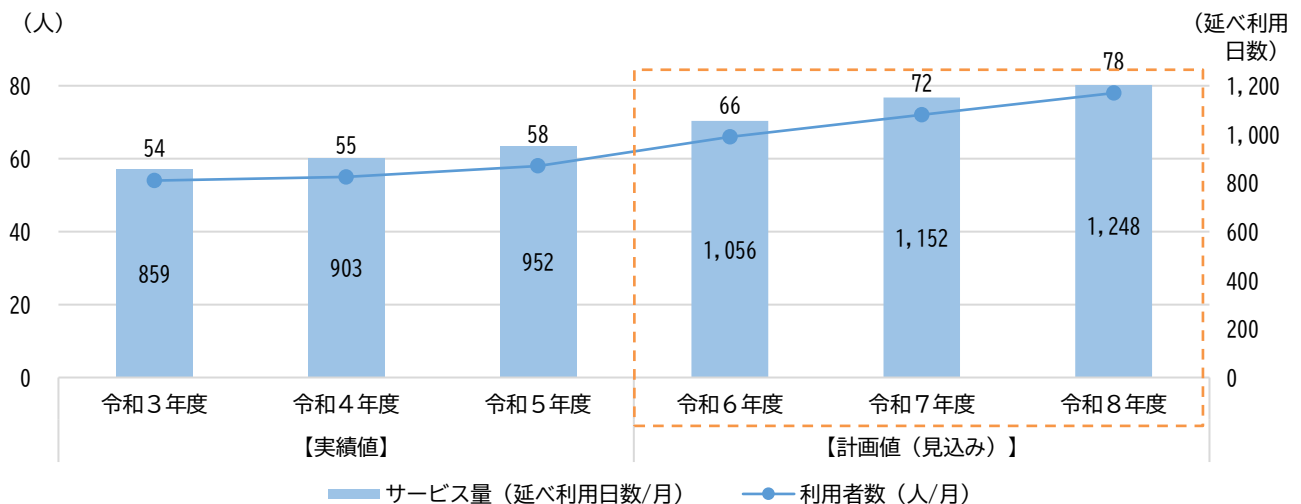


⑦就労継続支援（B型）

事業内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度の利用者数を78人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均16日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	54	55	58	66	72	78
サービス量（延べ利用日数/月）	859	903	952	1,056	1,152	1,248

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

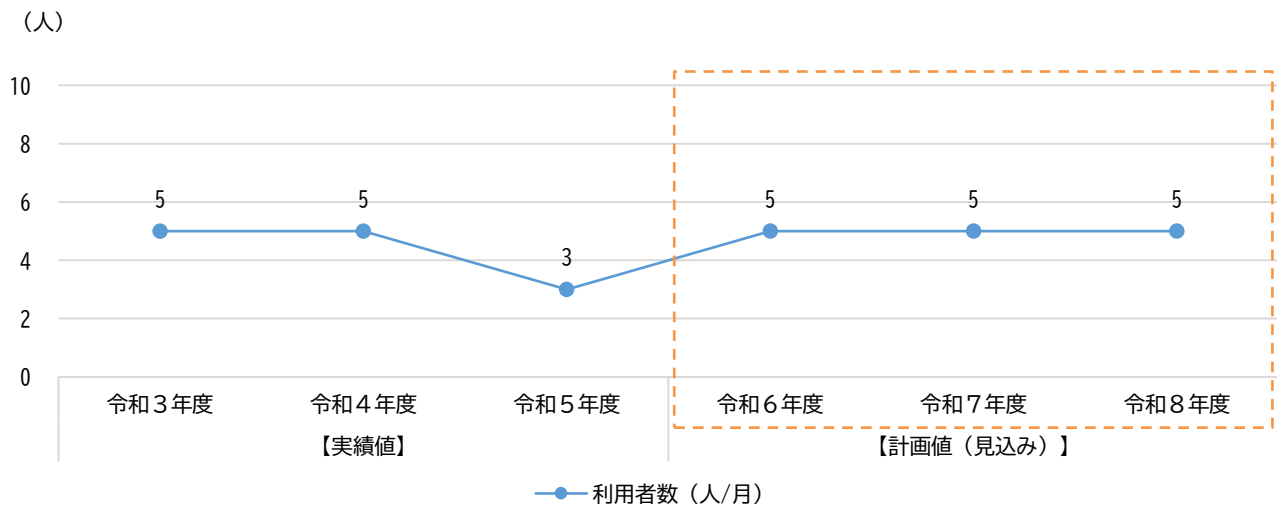


⑧就労定着支援

事業内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、一般就労への移行者数を勘案し、直近3か年と同様の数と見込み、令和6年度以降5人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	5	5	3	5	5	5

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

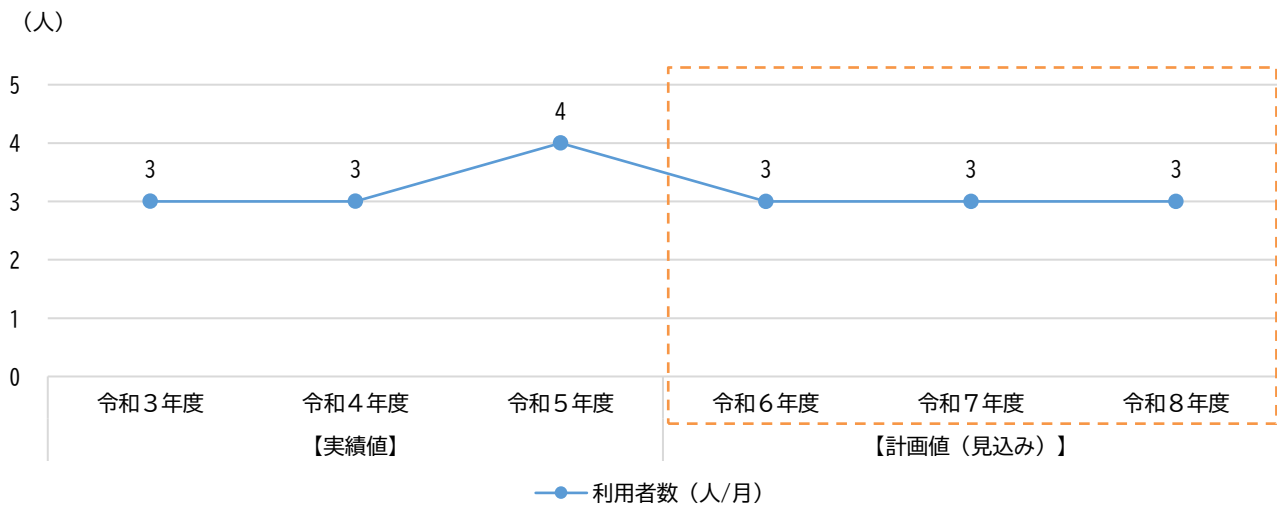


⑨療養介護

事業内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向を勘案し、直近3か年と同様の数と見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	3	4	3	3	3

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

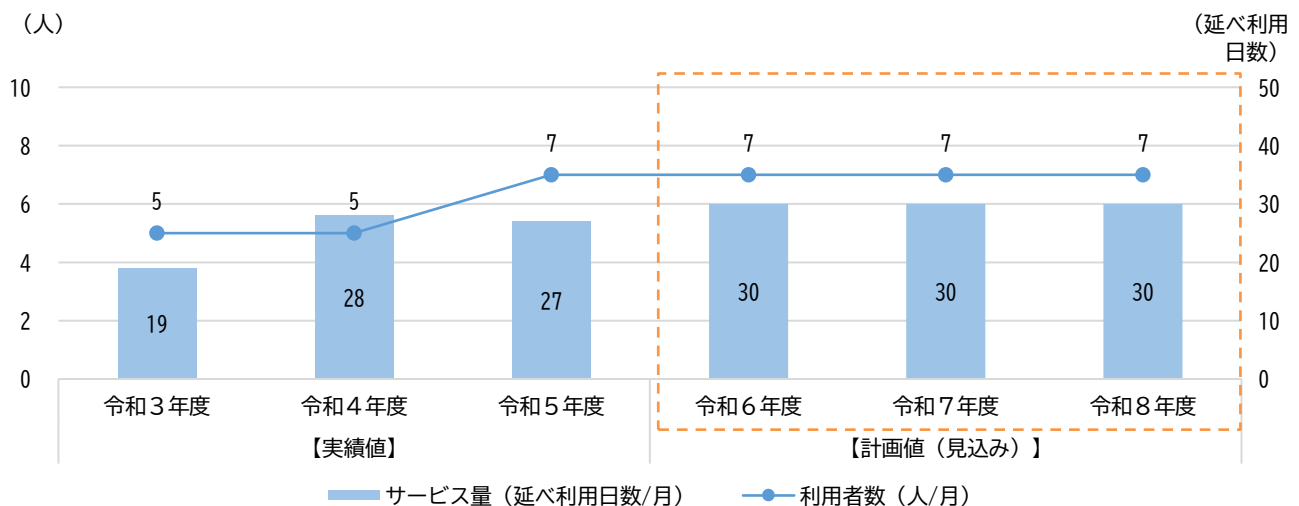


⑩短期入所（福祉型）

事業内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度の利用者数を7人と見込み、サービス量は1人当たり約4日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	5	5	7	7	7	7
サービス量（延べ利用日数/月）	19	28	27	30	30	30

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

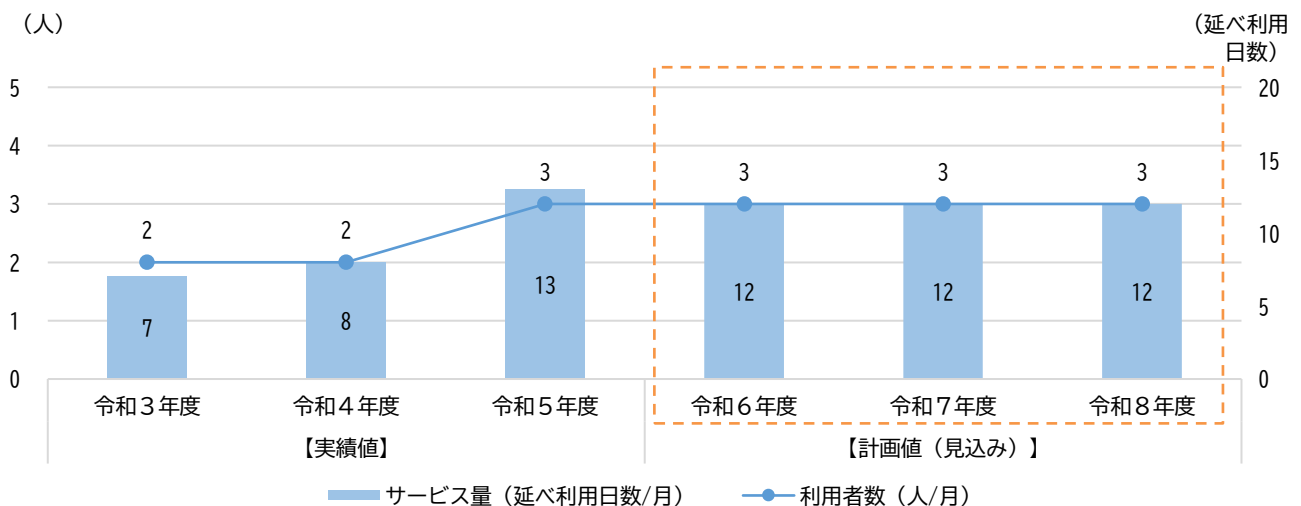


⑪短期入所（医療型）

事業内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所（医療的ケア）を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度の利用者数を3人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均4日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	2	2	3	3	3	3
サービス量（延べ利用日数/月）	7	8	13	12	12	12

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



■確保方策【日中活動系サービス】

- 生活介護や自立訓練、短期入所については、障がい者の日常生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携を図ります。
- 新たに創設される就労選択支援については、サービスの内容や本町の情勢等を勘案しながら、サービス提供体制の確保に向けた取組について検討します。
- 就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。また、障がいの理解促進や障がい特性に配慮した雇用の場の確保についての啓発等を行い、雇用の確保と定着を支援します。
- 療養介護については、医療機関等と連携しながら見込量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

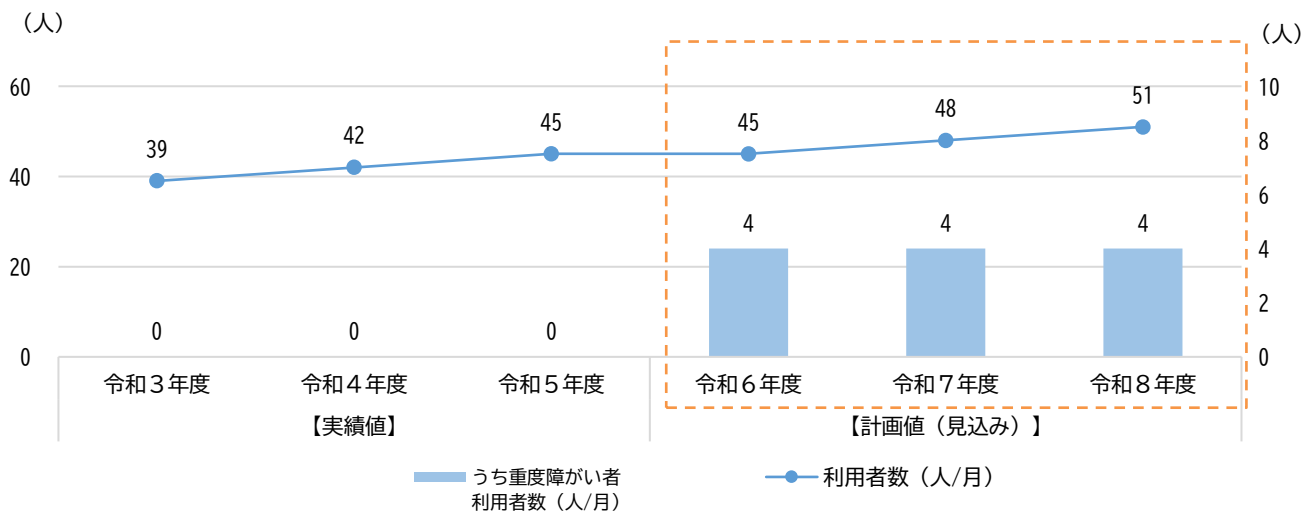
事業内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助

事業内容	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和8年度に51人と見込み、うち重度障がい者については、4人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	39	42	45	45	48	51
うち重度障がい者利用者数（人/月）	—	—	—	4	4	4

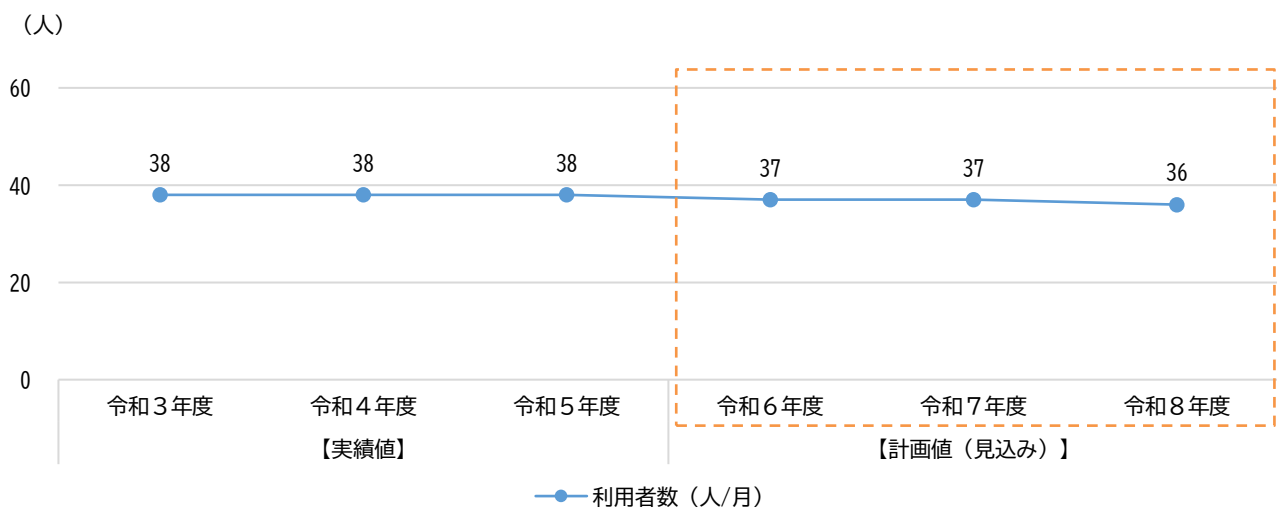


③施設入所支援

事業内容	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	施設入所者の地域生活への移行者数、数値目標を勘案し、令和8年度を36人と見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	38	38	38	38	37	36

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



■確保方策【居住系サービス】

- 自立生活援助については、サービス提供事業所等の関係機関との連携を図り、安定したサービスの提供ができる体制の確保に努めます。
- 共同生活援助については、地域移行の受け皿としてニーズが高く、近年では保護者の高齢化を背景に、必要性の高まっているサービスとなっています。施設入所者等の地域生活への移行を図るために重要な施設であることを踏まえ、基盤整備を促進します。
- 施設入所支援については、関係機関と連携をしながら入所者の地域生活への移行を推進するとともに、入所サービスを必要とする障がい者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図ります。

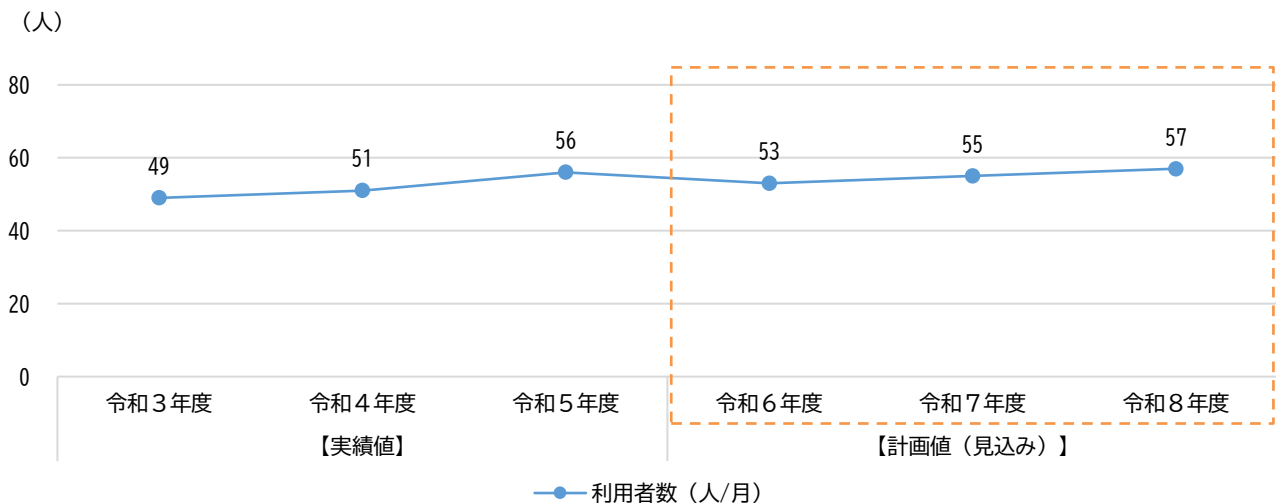
(4) 相談支援

①計画相談支援

事業内容	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向を勘案して算出し、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	49	51	56	53	55	57

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



②地域移行支援

事業内容	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

③地域定着支援

事業内容	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

■確保方策【相談支援】

- 計画相談支援については、上益城圏域自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所の拡充を図り、相談支援体制の更なる強化に努めます。また、計画相談支援の必要性を啓発するとともに、適切なサービス利用計画の利用促進を図ります。
- 相談支援専門員の養成や人材確保を働きかけるとともに、各種研修の受講を促し、相談員の質の向上を図ります。
- 地域移行支援や地域定着支援については、施設入所者等の地域生活への移行において必要なサービスであることを踏まえ、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

(5) 地域生活支援拠点等

事業内容	①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）します。 ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。 ③令和8年度末までに強度行動障がい有者者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めます。
実績値及び計画値（見込み）	令和8年度までに地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数を1人と設定しました。

①地域生活支援拠点等の整備

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

②コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証・検討の実施回数（回/年）	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数 ※新規	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

③強度行動障がい有者者への支援体制の整備

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい有者者への支援体制（か所）	0	0	0	0	0	1

■確保方策【地域支援拠点等】

- 地域生活支援拠点等については、上益城圏域においてサービスを提供する事業所が連携しながら、障がいがある人の生活を地域全体で支える体制（面的整備型）として整備しています。
- 令和8年度末までに地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。
- 令和8年度末までに強度行動障がい有者者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

2 障がい児支援

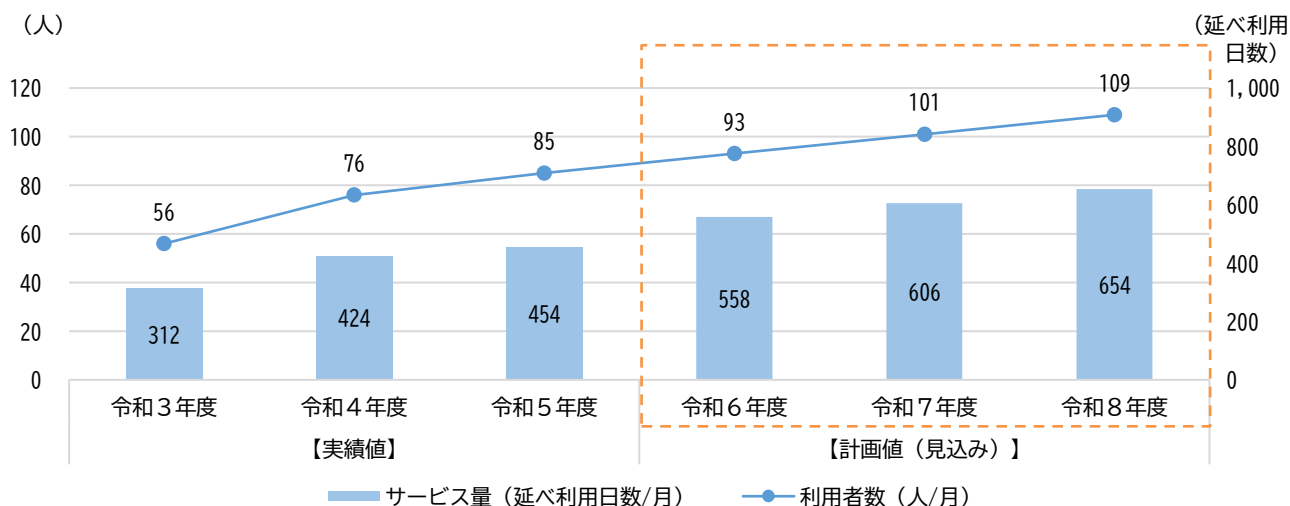
(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

①児童発達支援

事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向を勘案し、令和8年度の利用者数を109人と見込み、サービス量は1人当たり約6日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	56	76	85	93	101	109
サービス量（延べ利用日数/月）	312	424	454	558	606	654

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



②医療型児童発達支援

事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
実績値及び計画値 (見込み)	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

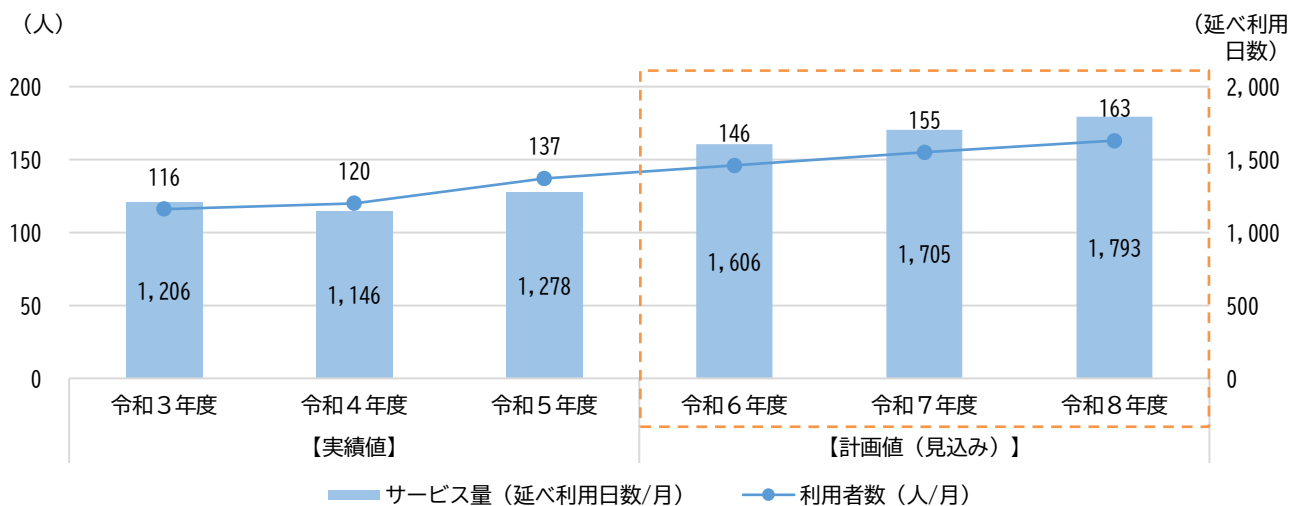
	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

事業内容	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい児のニーズを勘案し、令和8年度に163人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均11日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	116	120	137	146	155	163
サービス量（延べ利用日数/月）	1,206	1,146	1,278	1,606	1,705	1,793

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

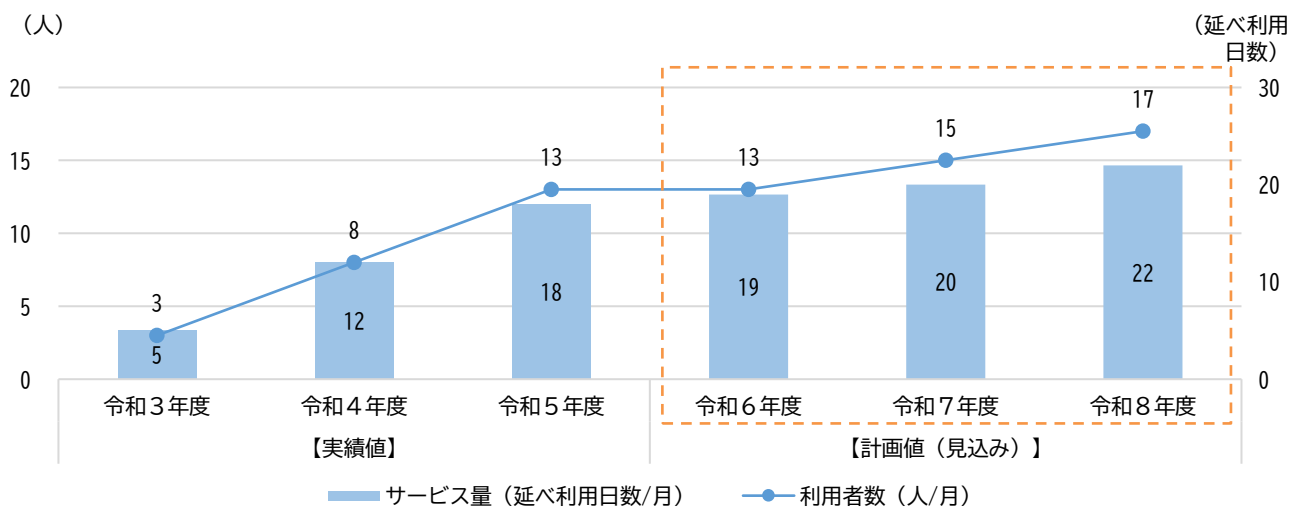


④保育所等訪問支援

事業内容	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向を勘案し、令和8年度の利用者数を17人と見込みます。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	8	13	13	15	17
サービス量（延べ利用日数/月）	5	12	18	19	20	22

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



⑤居宅訪問型児童発達支援

事業内容	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいません。

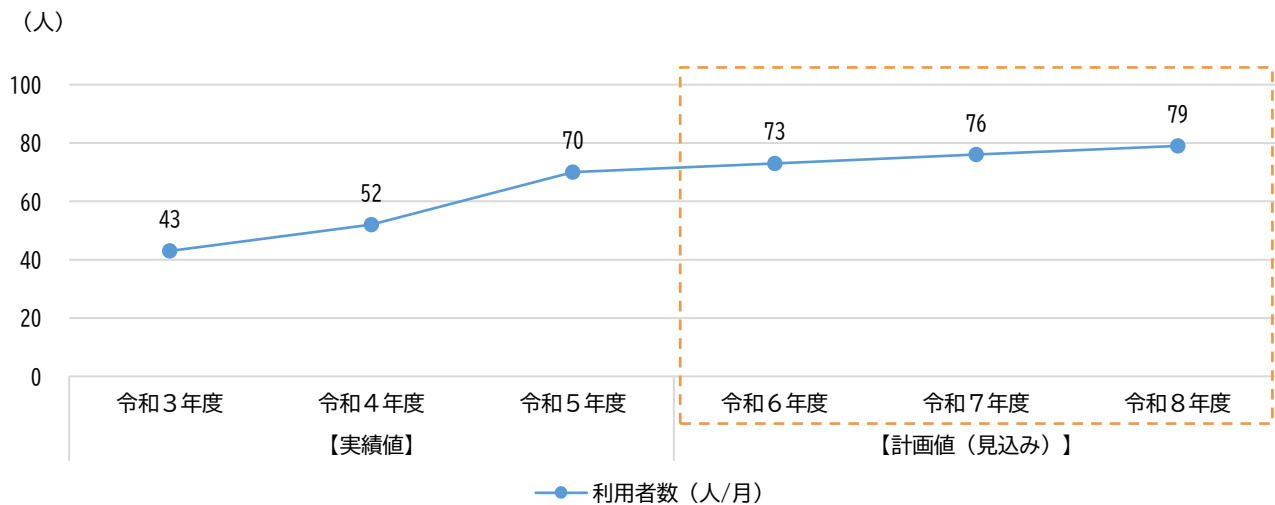
	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

事業内容	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	利用実績傾向、障がい児等のニーズを勘案して算出し、令和８年度に７９人と見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人/月）	43	52	70	73	76	79

※令和５年度は９月末時点の平均値（実績値）

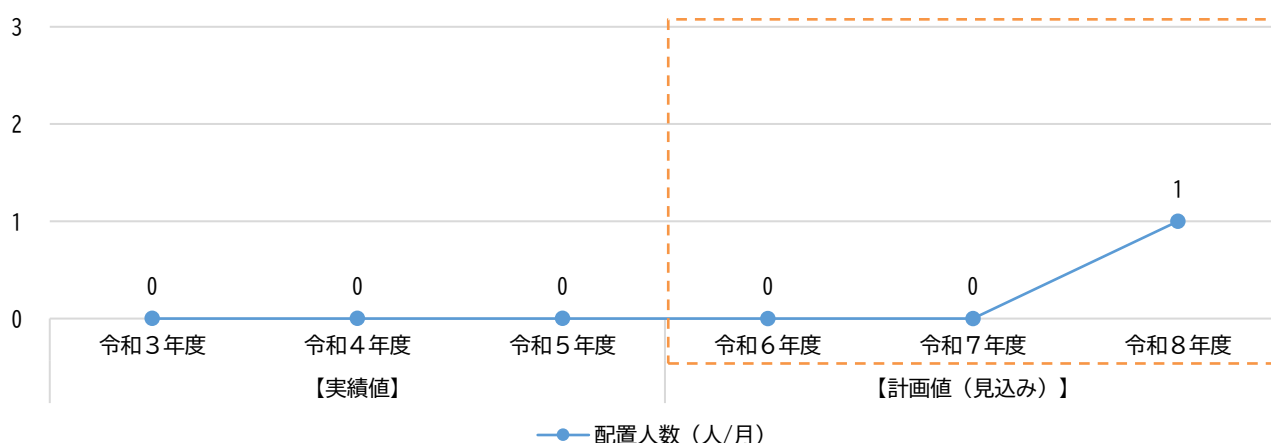


⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

事業内容	医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。
必要量見込に関する国の基本指針	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。
実績値及び計画値（見込み）	令和8年度までに配置数1人を見込んでいます。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数（人/月）	0	0	0	0	0	1

（人）



■確保方策【障がい児支援】

- 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、サービス見込量に基づいた適切な規模とするため、新規事業者参入を含め検討を行います。
- 保育所等訪問支援については、保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画等を通して実態と課題の把握に努めます。また、関係機関と連携し、支援の必要な児童の早期療育開始へつなげます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、医療的ケア児に係る連携・協議の場において、関係者への周知をはじめ、サービスのあり方等について、検討します。
- 上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）と連携し、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 上益城圏域自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所の拡充を図り、相談支援体制の更なる強化に努めます。

3 発達障がい者等に対する支援

必要量見込に関する 国の基本指針	①現状のペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。 ②現状のペアレントメンター※養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポート※の活動の実施回数の見込みを設定する。
実績値及び計画値 (見込み)	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム、ピアサポート活動の実施については、これまで実績はありませんでしたが、令和6年度以降1回と見込み、設定しました。

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	0	0	0	1	1	1
ペアレントトレーニング開催回数	0	0	0	1	1	1

② ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動の実施回数	0	0	0	1	1	1

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

必要量見込に関する 国の基本指針	①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。 ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。 ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 ④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
実績値及び計画値 （見込み）	令和6年度以降、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を3回、関係者の参加者数を20人、目標設定及び評価の実施回数を1回と見込み、設定しました。 精神障がい者における見込みについては、これまでの実績等を勘案し、設定しました。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回/年）	0	1	1	3	3	3

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人/年）	0	20	20	20	20	20

※令和５年度は９月末時点の平均値（実績値）

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回/年）	0	0	0	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の地域移行支援（人/年）	0	0	0	0	0	0

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の地域定着支援（人/年）	0	0	0	0	0	0

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の共同生活援助（人/年）	20	21	22	23	24	25

※令和５年度は９月末時点の平均値（実績値）

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の自立生活援助（人/年）	0	0	0	0	0	0

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/年）※新規	—	—	—	0	0	0

5 相談支援体制の充実・強化のための取組

必要量見込に関する 国の基本指針	①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 ③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。
実績値及び計画値 （見込み）	令和8年度末までに上益城圏域において、基幹相談支援センターの設置の見込みを設定しました。また、基幹相談支援センターによる支援の見込みについては、設置後の令和8年度のみ設定しました。 協議会における見込みについては、これまでの実績等を勘案し、設定しました。

① 基幹相談支援センターの設置の有無

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数 ※新規	—	—	—	無	無	有

② 基幹相談支援センターによる支援

ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件/年）	0	0	0	0	0	2

イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件/年）	0	0	0	0	0	1

ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回/年）	0	0	0	0	0	1

工) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回/年）※新規	—	—	—	0	0	1

オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人/年）※新規	—	—	—	0	0	1

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア) 上益城圏域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回/年）※新規	—	—	—	1	2	2

イ) 上益城圏域自立支援協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 ※新規	—	—	—	2	2	2

ウ) 上益城圏域自立支援協議会の専門部会の設置数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数（か所）※新規	—	—	—	4	4	4

エ) 上益城圏域自立支援協議会の専門部会の実施回数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数（回/年）※新規	—	—	—	18	18	18

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

必要量見込に関する 国の基本指針	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
実績値及び計画値 (見込み)	県が町職員に対して実施する研修の参加人数については、これまでの実績を勘案し、令和6年度以降4人と設定しました。

① 県が町職員に対して実施する研修の参加人数

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数（人/年）	1	1	3	4	4	4

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無	無	無	無
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回/年）	0	0	0	0	0	0

第5章 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業内容	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
実績値及び計画値 (見込み)	障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を深めるために、定期的に広報ましきやホームページに障がいに関する記事を掲載し、周知・啓発に努めます。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

事業内容	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
実績値及び計画値 (見込み)	○障がい者等やその家族がお互いの悩みを相談したり情報交換のできる交流会活動等の支援を検討します。 ○障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

(3) 相談支援事業

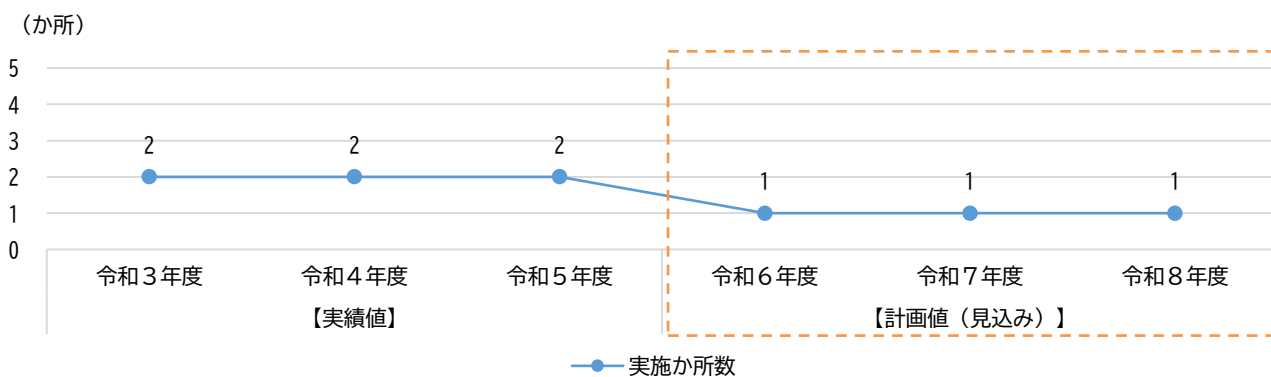
①障害者相談支援事業

■実施箇所数

事業内容	障がい者や障がい児の保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。
実績値及び計画値 (見込み)	本事業は、上益城圏域の2事業所において実施しています。令和6年度以降実施か所を1か所と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数（か所）	2	2	2	1	1	1

※令和5年度までは上益城圏域で実施



■基幹相談支援センター

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	無	無	無	無	無	有

②基幹相談支援センター等機能強化事業

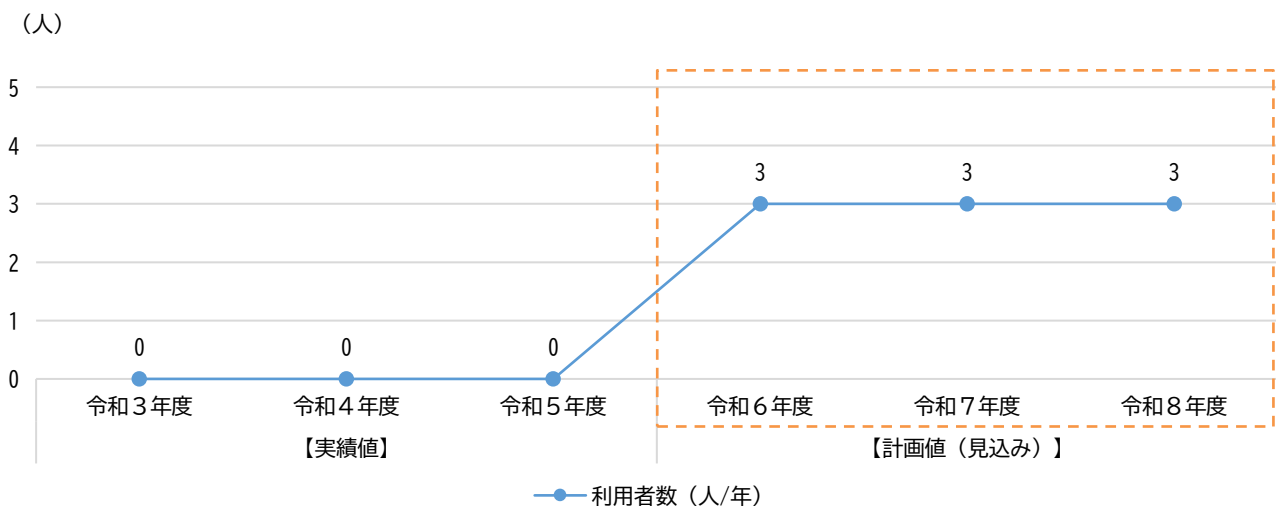
事業内容	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することで相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです、
実績値及び計画値 (見込み)	前期計画中の利用実績はありませんでしたが、令和8年度において実施の見込みを設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	0	0	0	0	0	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業内容	知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
実績値及び計画値（見込み）	前期計画中の利用実績はありませんでしたが、令和6年度以降3人と設定しました。事業の利用の希望があった場合に、適切に成年後見制度の利用を支援できるよう関係機関と連携し、支援の提供体制の確保に努めます。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	3	3	3



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする
実績値及び計画値（見込み）	前期計画中の利用実績はありませんでしたが、令和7年度以降実施する見込みとして設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	有	有

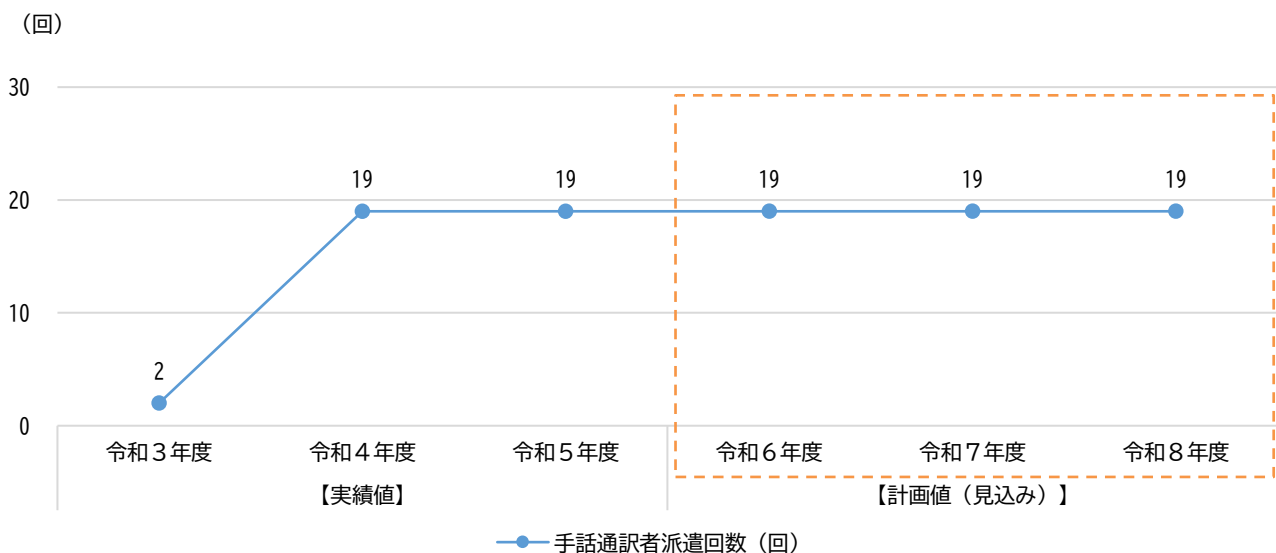
(6) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業内容	意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
実績値及び計画値 (見込み)	実績傾向、障がい者等のニーズを勘案して、令和6年度以降19人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（回/年）	2	19	19	19	19	19

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



(7) 日常生活用具給付事業

事業内容	障がい者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
実績値及び計画値（見込み）	利用実績から直近3か年の概ね平均値を見込み、下記の通り設定しました。令和6年度以降、排泄管理支援用具については700件、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の利用実績はありませんでしたが、1件と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（件/年）	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具（件/年）	4	3	1	3	3	3
在宅療養等支援用具（件/年）	1	1	3	2	2	2
情報・意思疎通支援用具（件/年）	1	4	3	4	4	4
排泄管理支援用具（件/年）	628	698	616	700	700	700
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件/年）	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の実績値

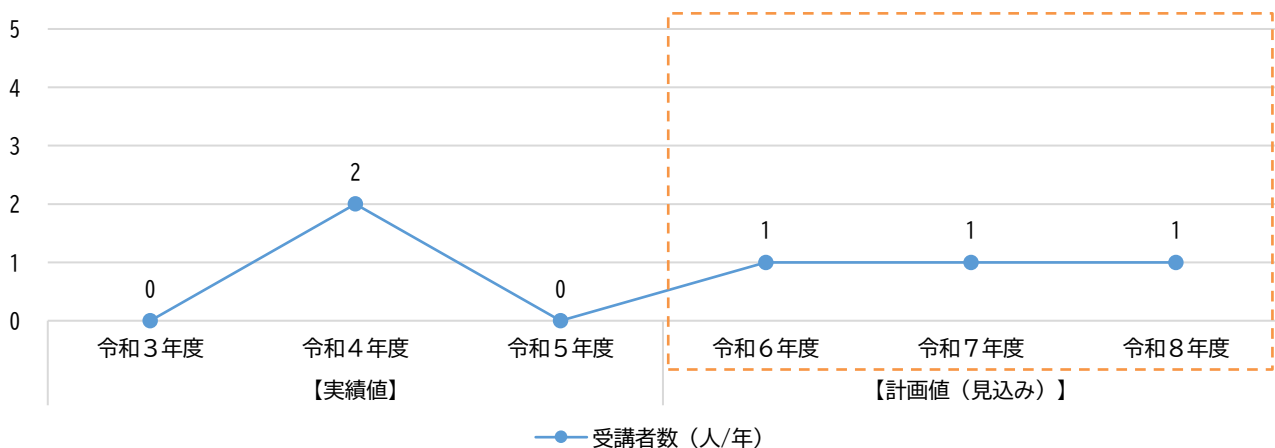
(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容	手話で日常会話を行うのに必要な手話及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
実績値及び計画値 (見込み)	受講実績を勘案し、令和6年度以降1人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数（登録者数）（人/年）	0	2	0	1	1	1

※宇城市と協定を結んで事業実施

(人)

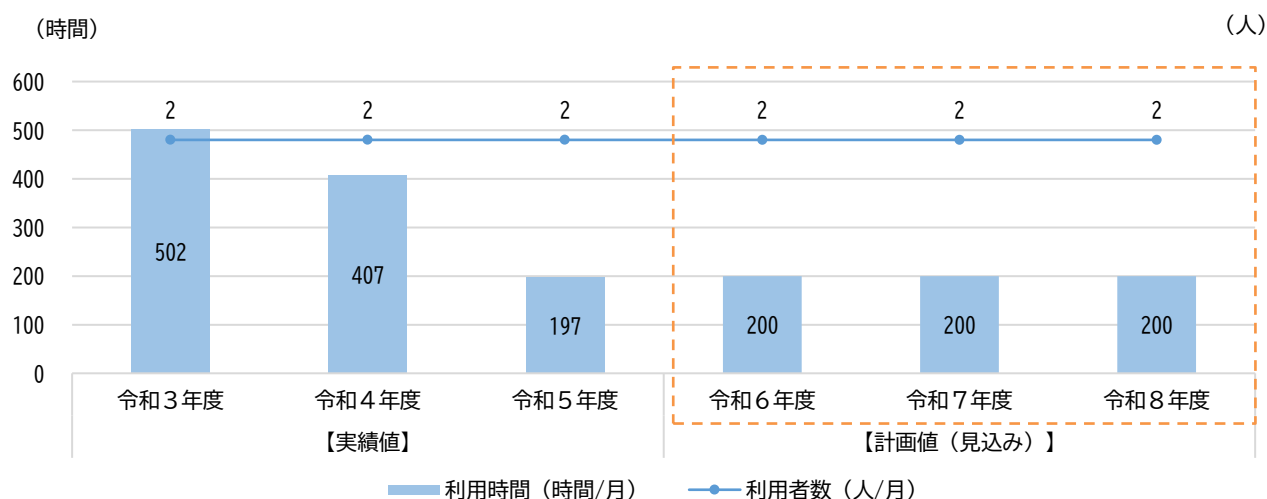


(9) 移動支援事業

事業内容	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。
実績値及び計画値 (見込み)	利用実績傾向、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和6年度以降2人と見込み、利用時間数については、200時間と設定しました

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	2	2	2	2	2	2
利用時間数（時間/月）	502	407	197	200	200	200

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



(10) 地域活動支援センター事業

事業内容		障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、支援を行う事業です。
	地域活動支援センター（Ⅰ型）	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることが必要
	地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。（Ⅱ型：1日あたりの実利用人員が15名以上、Ⅲ型：1日あたりの実利用人員が10名以上）
実績値及び計画値（見込み）		地域活動支援センターで、創作的活動及び生産活動等の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等に努めます。

■地域活動支援センターⅠ型

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	0	0	0	1	1	1
利用者数（町）	0	0	0	50	50	50
利用箇所（他市町村）	0	0	0	0	0	0
利用者数（他市町村）	0	0	0	0	0	0

■地域活動支援センターⅡ型

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	0	0	0	0	0	0
利用者数（町）	0	0	0	0	0	0
利用箇所（他市町村）	2	0	0	0	0	0
利用者数（他市町村）	27	0	0	0	0	0

■地域活動支援センターⅢ型

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	1	1	1	1	1	1
利用者数（町）	13	11	9	9	9	9
利用箇所（他市町村）	1	1	1	1	1	1
利用者数（他市町村）	5	5	5	5	5	5

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

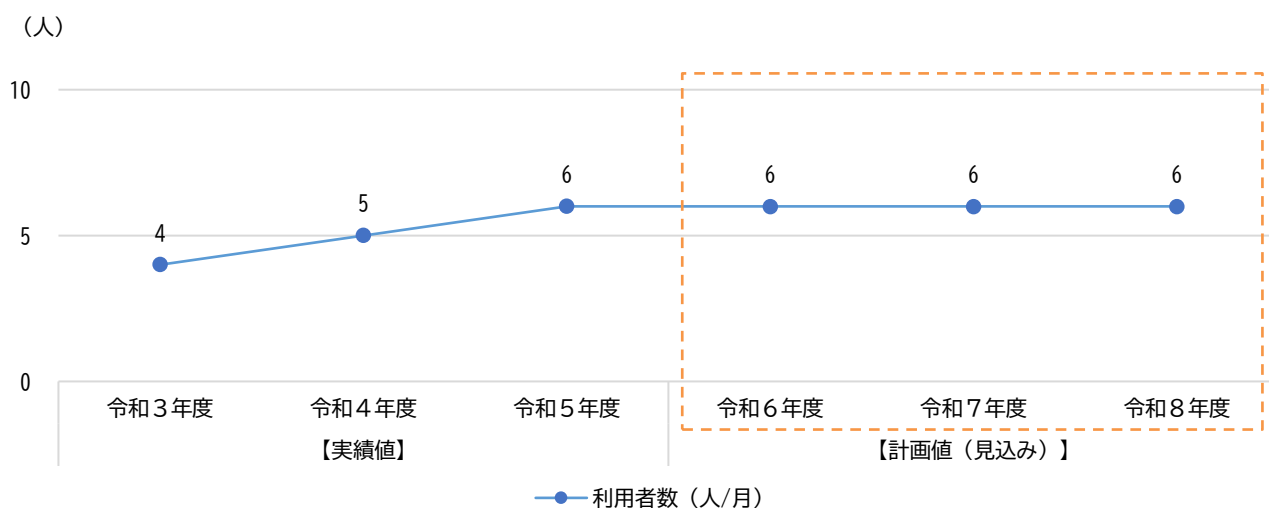
2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

事業内容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。
実績値及び計画値 (見込み)	利用実績傾向を勘案して算出し、令和6年度以降6人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	5	6	6	6	6

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

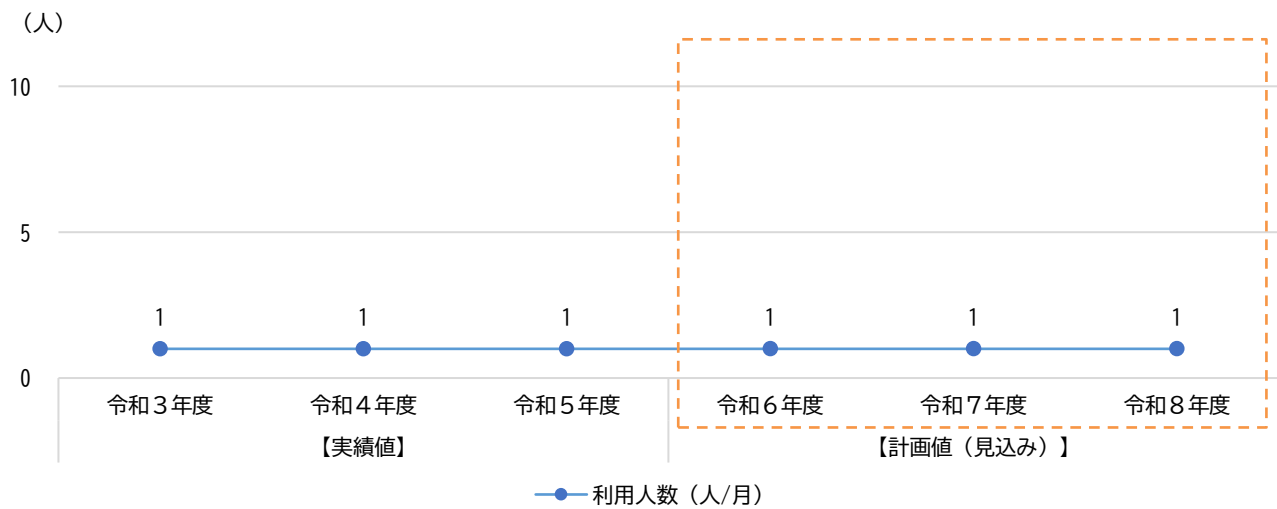


(2) 訪問入浴サービス事業

事業内容	家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるサービスです。
実績値及び計画値 (見込み)	利用実績傾向を勘案して算出し、令和6年度以降1人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人/月）	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）

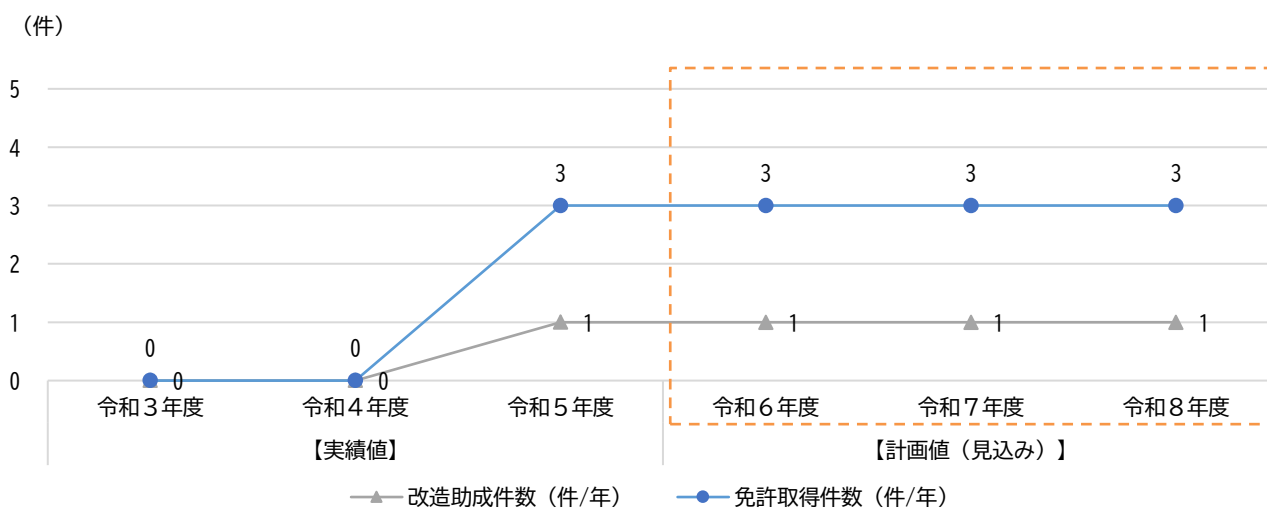


(3) 運転免許取得・自動車改造費助成事業

事業内容	障がい者の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の助成を行います。
実績値及び計画値 (見込み)	利用の希望があった場合に適切にサービスを提供できるよう、令和6年度以降、免許取得3件、改造助成1件と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
免許取得件数（件/年）	—	—	3	3	3	3
改造助成件数（件/年）	—	—	1	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の平均値（実績値）



■確保方策【地域生活支援事業】

- 広報まじきやパンフレット等により町民に広く周知し、各事業が利用しやすい環境を整備します。
- 利用希望者の把握に努めるとともに、障がいのある者が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 利用ニーズの適切な把握に努め、町内及び近隣の提供事業者と契約を締結し、必要なサービス量を提供できる体制を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。
- 地域活動支援センターについては、障がい特性に応じて活動ができる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、働く場や、重度障がいのある者の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、積極的に利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。
- 日中一時支援事業の利用ニーズは今後も増加すると考えられることから、介護者である家族の支援として必要な者へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。
- 広域で実施している事業については、今後も広域で協議の場をもち、円滑なサービス提供ができるように努めます。

第4部 計画の推進に当たって

第1章 計画の推進体制

1 計画の周知

計画の実行に当たっては、町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある者への正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

2 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

本計画には、国・県及び上益城圏域をはじめとした近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

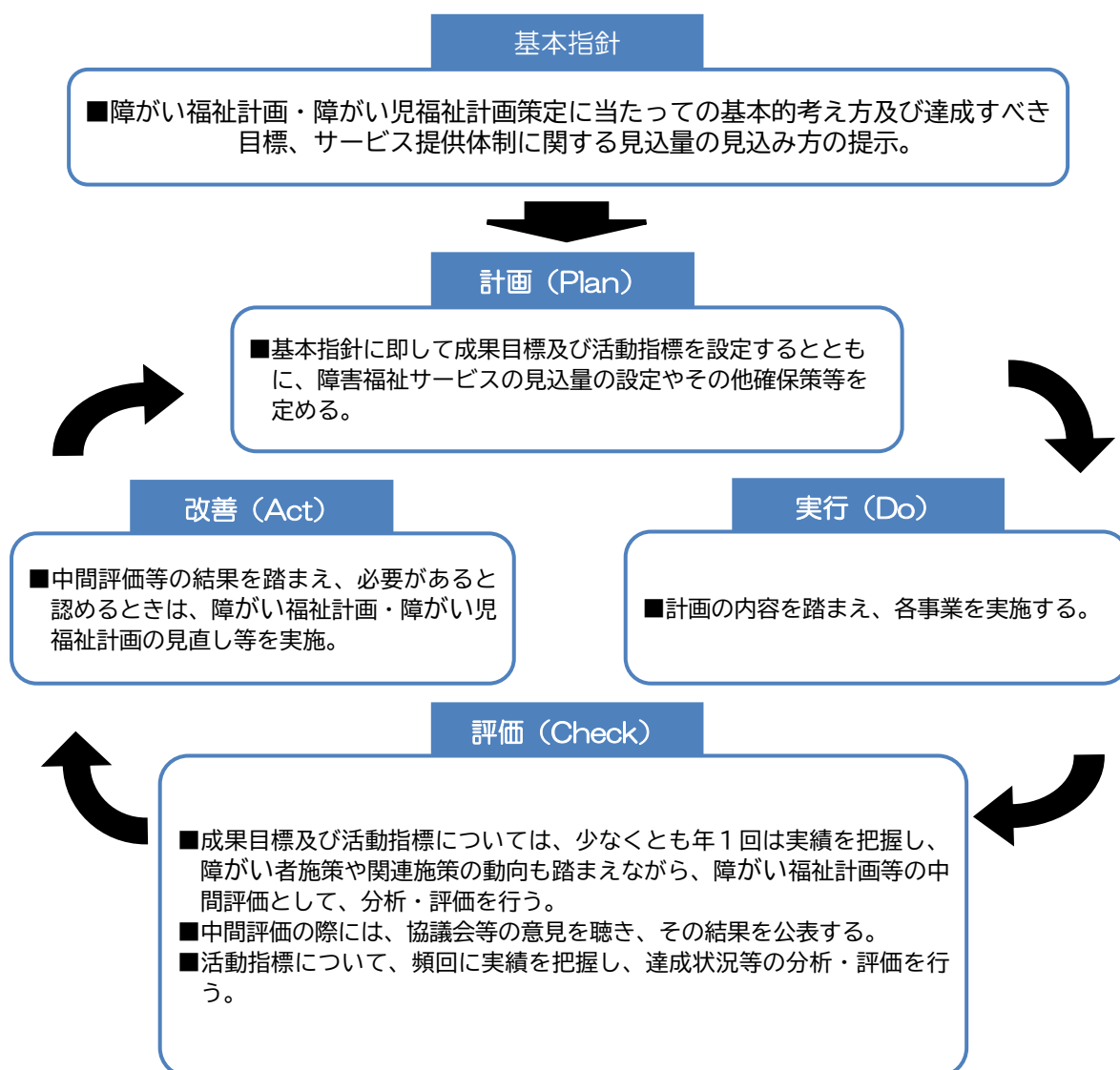
第2章 計画の進捗管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行う等、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



資料編

1 益城町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員名簿

敬称略：順不同

区分	役職名等	氏名
学識経験者【委員長】	熊本学園大学 社会福祉学部 非常勤講師	今吉 光弘
町議会議員【副委員長】	福祉常任委員会 委員長	吉村 建文
社会福祉を目的とする 団体及び事業所の関係者	民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会長	岸崎 澄英
	身体障害者福祉協会 会長	山本 紀昭
	社会福祉協議会 事務局次長	緒方 誠
保健・医療・福祉施設の 関係者	社会医療法人 ましき会 益城病院 理事長	犬飼 邦明
	社会福祉法人 耕心会 熊東園 施設長	永田 敏夫
	株式会社ピアサポート 相談役	前田 義治
町民代表	町区長会長	土屋 洋一
	知的障害者家族の会 代表	玉作 恵子
	公募	深江 健一

「任期：令和5年（2023年）6月1日から令和7年（2025年）5月31日までの2年間」

2 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

本計画においてはたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）

「障害者の権利に関する条約」第24条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)は、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がい者を包容する教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

か行

上益城圏域児童発達支援センター（旧上益城地域療育センター）

児童発達支援センターとは、障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいや難病に関する相談業務や成年後見制度の利用支援、福祉に関して必要な情報の提供、地域の相談支援体制の強化といった取り組みを総合的に行う機関。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うこと。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助のこと。

均てん化

医療サービス等の地域格差等をなくし、全国どこでも等しく高度な医療を受けることができるようにすること。

計画相談支援

■サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うこと。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うこと。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障害者基本法における社会的障壁は、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとされている。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供すること。

重度訪問介護

自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこと。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うこと。

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うこと。

就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約あり）

就労継続支援（B型）

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約なし）

就労定着支援

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供すること。

障がい児

児童福祉法における障がい児の定義は、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童とされている。

障害児相談支援

■障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行うとともに、利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行うこと。

■継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直し（モニタリング）を行うとともに、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨すること。

障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

障がい者

障害者基本法における障がい者の定義は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされている。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。

小児慢性特定疾患

①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることの全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるものとしている。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うこと。

自立生活援助

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行うこと。

身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。

精神障がい者

精神疾患があるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」では、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

生活介護

主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供すること。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

本人・家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

短期入所（医療型）

自宅で医療的な支援が必要な障がいのある人の介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

短期入所（福祉型）

自宅で障がいのある人の介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

地域移行支援

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域定着支援

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者。

同行援護

外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行うこと。

特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

特別支援学校

障がいのある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校のこと。

内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

保護者が、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組む。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施すること

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進するもの。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うこと。

第 4 期 益 城 町 障 が い 者 計 画
第 7 期 益 城 町 障 が い 福 祉 計 画
第 3 期 益 城 町 障 が い 児 福 祉 計 画

■発行年月日 令和6年（2024年）3月
■発 行 熊本県 益城町
■編 集 益城町 福祉課
〒861-2295
熊本県上益城郡益城町大字宮園702
TEL：096-286-3115
